

第2次
栗原市一般廃棄物処理基本計画

平成31年3月



宮城県 栗原市

栗原市民憲章

このまちに生よ、このまちを愛し
このまちを誇りとする。私たちは
輝かしい未来を信じ、知恵と力を基に
夢と活力のあるまちをつくりまします

眼まなこ光を見つめ

足 大地を踏んまゝ

手 明日あしたとどろけり抑え

腹 中 熱いほど熱く

額ひてこびにたがらる宇宙

舌あま 舐ける駒にまたがり

われらいま風を切って走る



書 後藤法明さん

はじめに

廃棄物をとりまく現状は、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動により、私たちに豊かで便利な生活をもたらしておりますが、一方で、自然環境の破壊や地球温暖化、資源の枯渇など、様々な環境問題を引き起こしております。



このことから、栗原市におきましては、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築するため、一般廃棄物の排出抑制や再利用・再資源化、適正処理に関する事項等について具体化した計画として、平成20年度に「栗原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「ごみ発生抑制」、「リサイクル」、「協働取り組み」の3つの基本方針を掲げ、市民・事業者の皆様とともに、ごみの減量や再資源化等についての取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、近年では、食品ロス・食品廃棄物の増加や、人口減少・少子高齢化に伴うごみ収集への対応、大規模災害時における災害廃棄物の処理体制の確立など、新たな課題が生じているほか、栗原市最終処分場の埋立残比率も4割を切っている状況となっております。

こうした状況に対応するため、今年度、策定した「第2次栗原市一般廃棄物処理基本計画」では、新たに「食品ロスの削減」や「プラスチック容器の分別徹底」、「高齢化への対応」など、現状に即した施策の追加により、さらなる、ごみの排出抑制や再利用、再資源化等を推進していくこととしております。

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら、循環型社会の形成に向け、皆様とともに、ごみの減量や再資源化等について、取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年3月

栗原市長 **千葉健司**

目 次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 本計画の位置付け.....	2
3. 計画の基本的事項.....	3
4. 地域の概況.....	4
5. 関連計画等.....	15
6. ごみ処理の現状.....	18
7. ごみ処理政策の動向.....	45
8. ごみ処理の課題.....	50
第2章 ごみ処理基本計画.....	53
1. ごみ処理人口の将来推計.....	53
2. ごみの将来予測.....	54
3. 基本目標.....	59
4. 基本方針.....	66
5. 施策.....	69
6. 市民・事業者・市の役割.....	76
7. 収集・運搬計画.....	77
8. 中間処理計画.....	78
9. 最終処分計画.....	79
10. 計画の進行.....	80
11. その他.....	81
第3章 生活排水処理基本計画.....	82
1. 生活排水処理の現状.....	82
2. 生し尿・浄化槽汚泥処理の現状.....	88
3. 基本方針.....	91
4. 処理の目標.....	91
5. 事業計画.....	95
資料編.....	96
1. 栗原市廃棄物減量等推進審議会.....	96
2. アンケート調査結果.....	98
3. 人口推計及び予測資料.....	146
4. 用語解説.....	158

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、私たちの20世紀から続く大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が主な原因となっているほか、これらは資源の枯渇や最終処分のひっ迫といった問題も引き起こしています。

国では、こうした社会情勢を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の改正を重ね「生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る」ための適正処理だけではなく、廃棄物の抑制、再生利用を法の目的として位置付けています。

さらに、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとして「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）」をその下に位置付け、廃棄物の適正処理、再生利用の促進に取り組んでいます。

また、個別品目に対しては「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）」、「特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）」が整備され、より具体的な取り組みを推進しています。

本市では、循環型社会の形成に向け、平成21（2009）年3月に栗原市一般廃棄物処理基本計画、平成27（2015）年3月にその改定計画（以下「前計画」という。）を策定し、ごみの排出抑制及び再資源化について具体的に数値目標を設定し、5R（リデュース「排出抑制」、リユース「再利用」、リサイクル「再資源化」、リフューズ「不要なものを買わない」、リペア「修理して使う」）に取り組んできましたが、この度、前計画の計画期間（平成21（2009）年度～平成30（2018）年度）が終了となります。

また、前計画期間内においては、東日本大震災（平成23（2011）年3月）が発生し、災害廃棄物が増加するなど、ごみ処理環境を取り巻く大きな社会的な変化が起こっているほか、本基本計画を策定するにあたっての指針である「ごみ処理基本計画策定指針（環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）」が平成28（2016）年9月に改正となりました。

そのため、前計画を見直し新たに「第2次 栗原市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定し、ごみの排出抑制及び再資源化を推進していきます。

本計画は、市民・事業者・市が、循環型社会の形成を目指して、それぞれが適切な役割分担の下で連携し、積極的に施策に取り組んでいくことを目指すものです。



2. 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市内における一般廃棄物の処理に関する事項を定めます。

また、上位計画である「栗原市総合計画」や「栗原市環境基本計画」における、一般廃棄物の排出の抑制、再利用、再資源化そして適正処理に関する事項についての施策を具体化して定めるものであり、本市の一般廃棄物の処理に関する最上位計画となります。

本計画の位置付けを図1-1に示します。

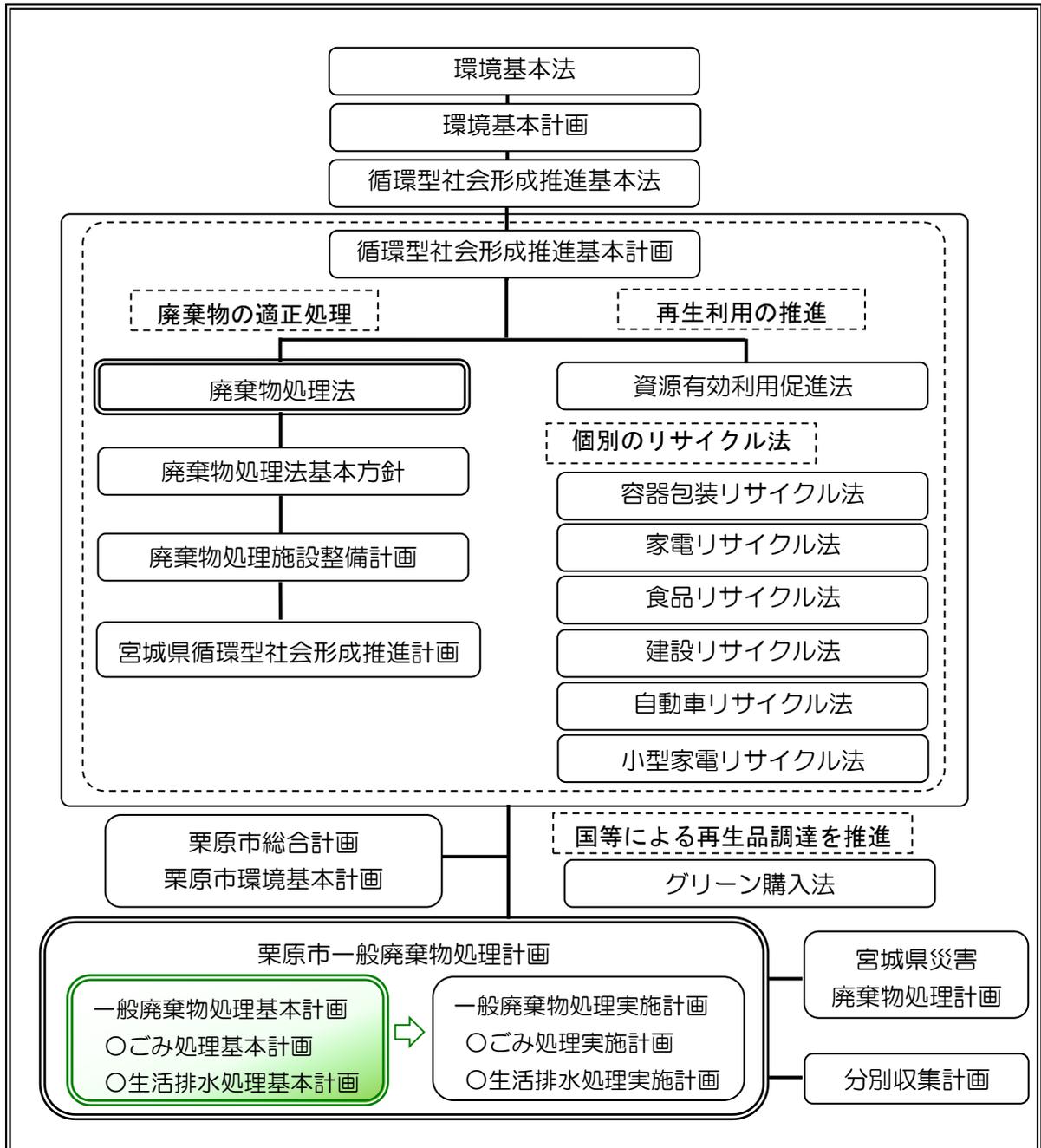


図1-1 本計画の位置付け

3. 計画の基本的事項

(1) 対象地域

計画対象地域は、栗原市全域とします。

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 40（2028）年度までの 10 年間とし、計画の目標年度は平成 40（2028）年度とします。

なお、概ね 5 年後を目途に、計画見直しの必要性を検討します。

計画期間 : 平成 31（2019）年度 ~ 平成 40（2028）年度



4. 地域の概況

(1) 位置・地勢

本市は、宮城県北西部に位置し、政令指定都市「仙台市」から市役所までの距離は約60kmです。

市の北西部にかけては岩手県及び秋田県に、西部から南部にかけては大崎市に、東部は登米市及び岩手県一関市にそれぞれ隣接しています。

面積は、約805km²で県土の約11%を占め、県内最大となっています。

市の中心地を国道4号、東北自動車道、東北新幹線が南北に走り、東北新幹線「くりこま高原駅」は、市の玄関口として大きな役割を果たしています。

北西部には、奥羽山脈の秀峰「栗駒山」がそびえ、その山脈(やまなみ)が南東に広がり、栗駒国立公園を形成するとともに、栗駒山系より迫川、二迫川、三迫川の一級河川が流れ、水稻を主体とした農業が営まれています。

東部には、釧路湿原について昭和60(1985)年9月に我が国で2番目に「ラムサール条約湿地」の指定を受けた伊豆沼・内沼があり、晩秋から早春にかけてハクチョウやガン等の数多くの水鳥が飛来し、夏季には蓮の花が湖面いっぱいに咲き誇り、訪れる人々を極楽浄土の世界に誘(いざな)うような優雅さを漂わせる等、栗原の四季を通じ豊かな自然環境の中で、人と自然とが共生しています。

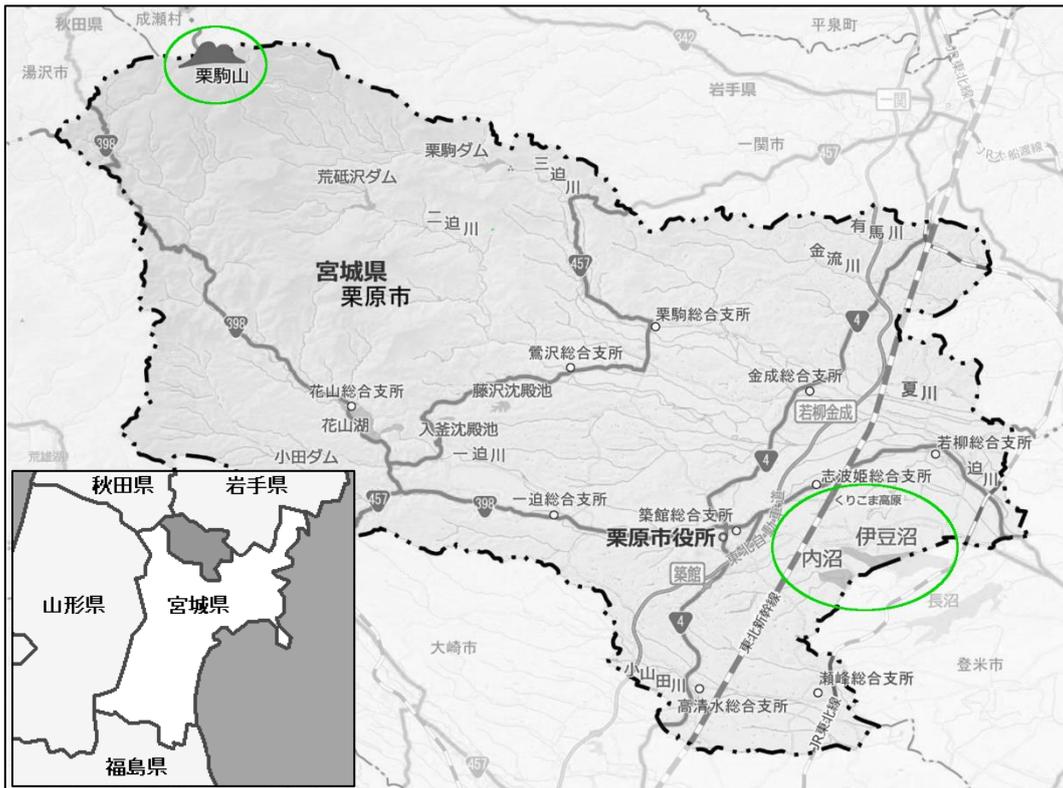


図1-2 栗原市の位置・地勢

(2) 市の沿革

本市は、平成17(2005)年4月1日に築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村の10町村(旧栗原郡)が合併し誕生しました。

(3) 気象

本市の気象について築館地域観測所の平年値をみると、気温は8月が最も高く、1月が最も低くなっています。

平均風速は、月別に大きな変化はみられませんが、年間の中では冬季の風速が比較的大きくなっています。

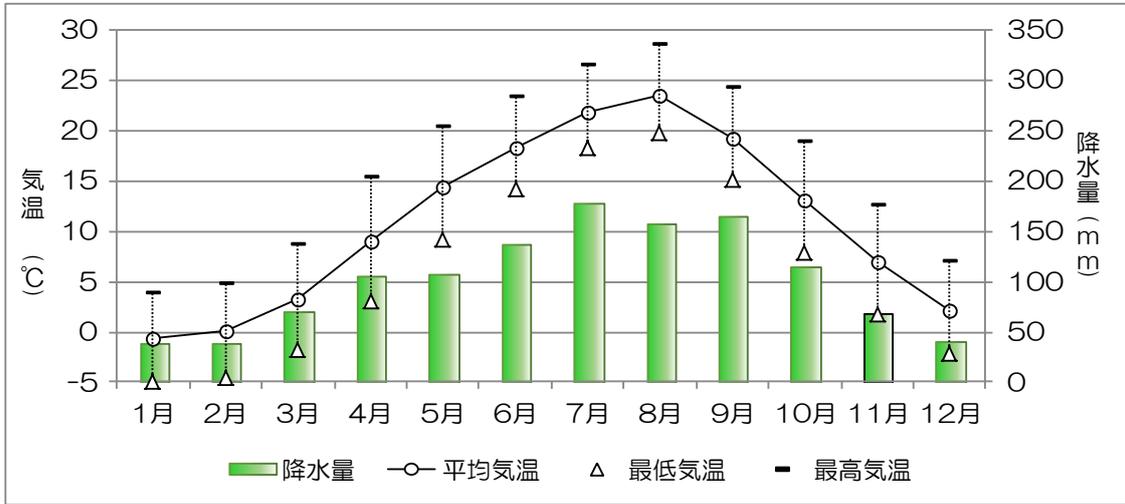
降水量は、梅雨期の7月が最も多く、次いで9月が多くなっています。

日照時間は、春季が多く、4月が最も多くなっています。

表1-1 気象の状況（平年値：築館地域観測所）

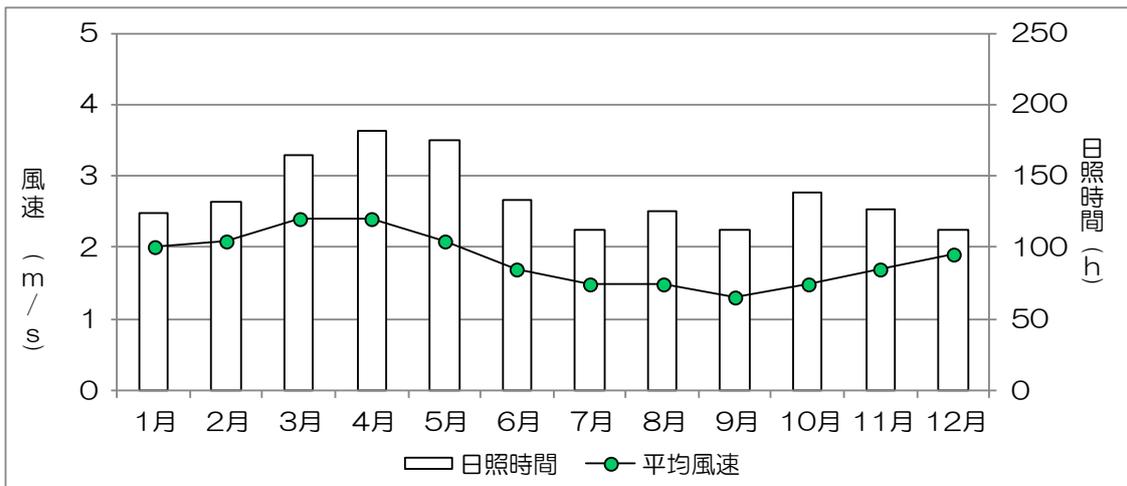
区分	気温（℃）			平均風速 （m/s）	降水量 （mm）	日照時間 （h）
	平均	最高	最低			
統計期間 （年）	1981～2010					1987 ～2010
1月	-0.6	3.9	-5.0	2.0	37.3	124.0
2月	0.1	4.8	-4.6	2.1	37.5	131.9
3月	3.3	8.7	-1.8	2.4	69.3	164.7
4月	9.1	15.4	3.0	2.4	104.6	181.0
5月	14.4	20.3	9.2	2.1	106.3	174.9
6月	18.3	23.4	14.2	1.7	137.4	133.5
7月	21.8	26.5	18.3	1.5	176.9	111.9
8月	23.5	28.5	19.8	1.5	158.0	126.0
9月	19.3	24.3	15.1	1.3	164.0	111.7
10月	13.1	18.9	7.9	1.5	113.9	138.4
11月	6.9	12.6	1.8	1.7	68.2	126.2
12月	2.2	6.9	-2.2	1.9	39.2	112.2
全年	11.0	16.2	6.3	1.9	1,212.4	1,633.6

資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版



資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版

図1-3 気象の状況（気温・降水量）



資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版

図1-4 気象の状況（風速・日照時間）

(4) 自然環境

本市は、自然環境に恵まれた地域であり、国定公園に1箇所、県自然環境保全地域に3箇所が指定されています。

県自然環境保全地域のうち、伊豆沼・内沼は国内有数の渡り鳥の飛来地であり、ラムサール条約の登録湿地に指定されています。

また、平成27(2015)年には栗駒山麓ジオパークが日本ジオパークに認定されています。

表1-2 自然環境保全地域等

種別	名称 (地区)	指定面積	内訳
国定公園	栗駒国定公園 (栗駒・花山)	8,500 ha	特別保護地区：1,404ha 第一種特別地域：2,343ha 第二種特別地域：1,563ha 第三種特別地域：3,129ha 普通地域：61ha
県自然環境保全地域 ※伊豆沼・内沼はラムサール条約登録湿地	伊豆沼・内沼県自然環境保全地域 (築館・若柳)	322.00 ha	区域内全域普通地区
	みだけやま 御嶽山県自然環境保全地域 (花山)	49.65 ha	特別地区：7.58ha 普通地区：42.07ha
	いっぴつやま・たしろ 一桧山・田代県自然環境保全地域 (花山)	446.03 ha	特別地区：154.00ha 普通地区：292.03ha
日本ジオパーク認定	栗駒山麓ジオパーク(市全域)	—	—

資料：宮城県HP 自然公園等区域閲覧サービス・栗原市HP

(5) 人口

本市の人口は、減少傾向が続いていますが、世帯数はおおむね横ばいとなっています。

人口の集計については、国勢調査によるものと住民基本台帳によるものがあります。

国勢調査によると、平成 27 (2015) 年 10 月 1 日現在で人口は 69,906 人、世帯数 23,133 世帯、一世帯の人員 3.02 人、住民基本台帳によると、平成 29 (2017) 年 9 月末現在、人口は 69,594 人、世帯数 24,844 世帯、一世帯の人員 2.80 人となっています。

いずれの集計も、核家族化が進んでいる傾向がみられます。

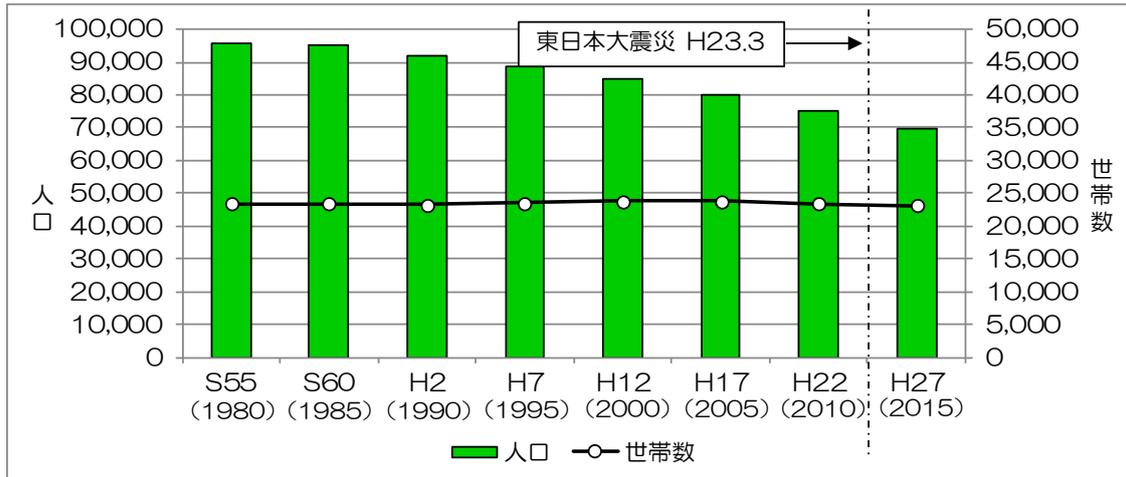
年齢別、男女別の人口をみると、国勢調査 (平成 27 (2015) 年) では、男女ともに 60~64 歳が最も多く、住民基本台帳 (平成 29 (2017) 年) では男女ともに 65~69 歳が最も多くなっています。

なお、東日本大震災の前後で増減傾向に明確な変化はみられていません。

表1-3 人口の推移（国勢調査）

項目 \ 年	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
人口	95,801	95,042	91,852	88,552	84,947	80,248	74,932	69,906
世帯数	23,425	23,415	23,262	23,563	23,864	23,738	23,407	23,133
一世帯の人員	4.09	4.06	3.95	3.76	3.56	3.38	3.20	3.02

資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版



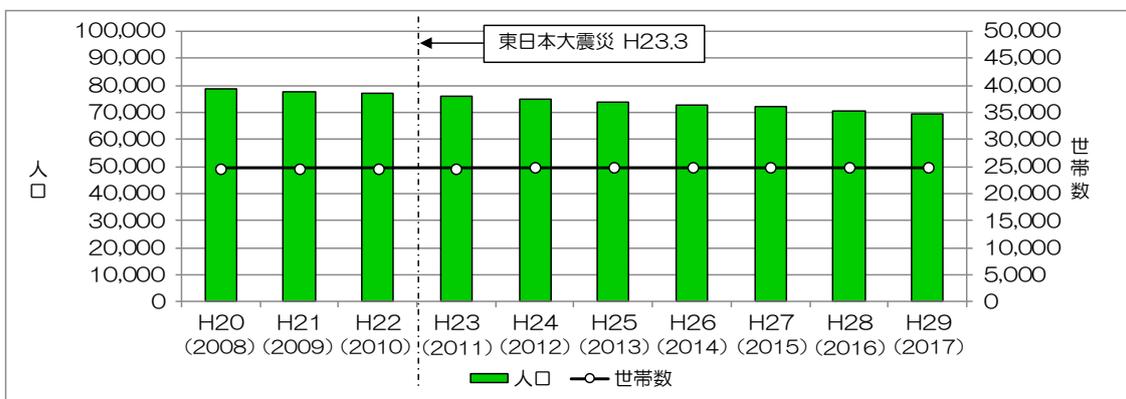
資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版

図1-5 人口の推移（国勢調査）

表1-4 人口の推移（住民基本台帳）

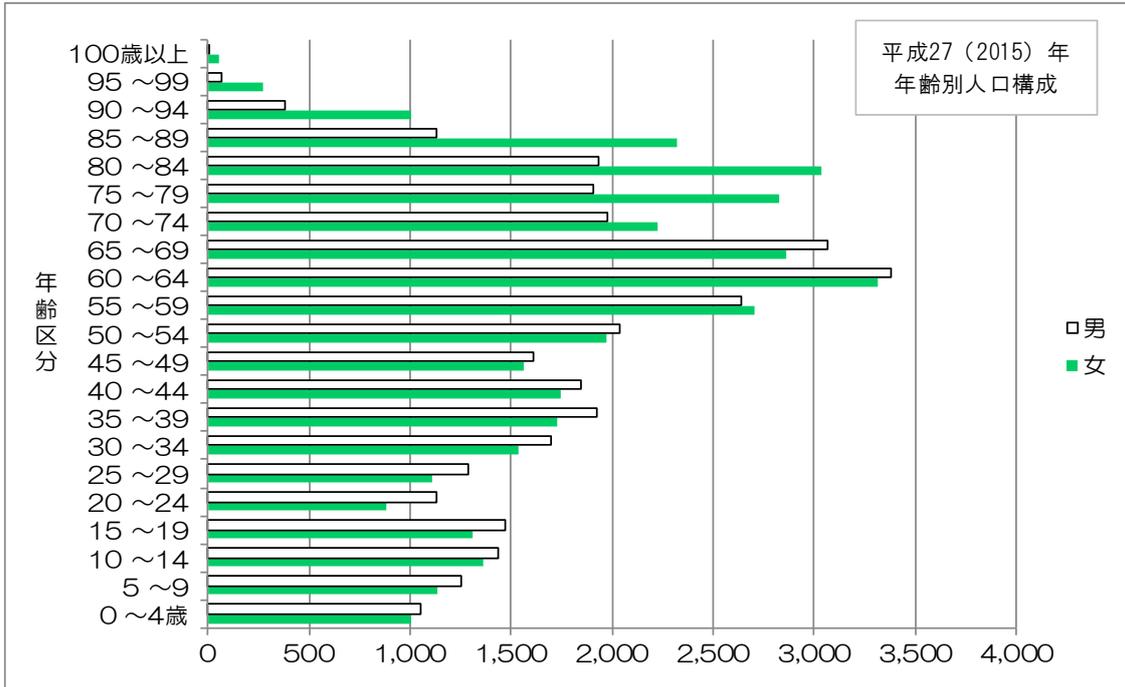
項目 \ 年	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
人口	78,932	77,895	76,851	75,924	75,163	74,078	72,958	71,934	70,792	69,594
世帯数	24,681	24,644	24,633	24,658	24,815	24,787	24,839	24,886	24,889	24,844
一世帯の人員	3.20	3.16	3.12	3.08	3.03	2.99	2.94	2.89	2.84	2.80

資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版



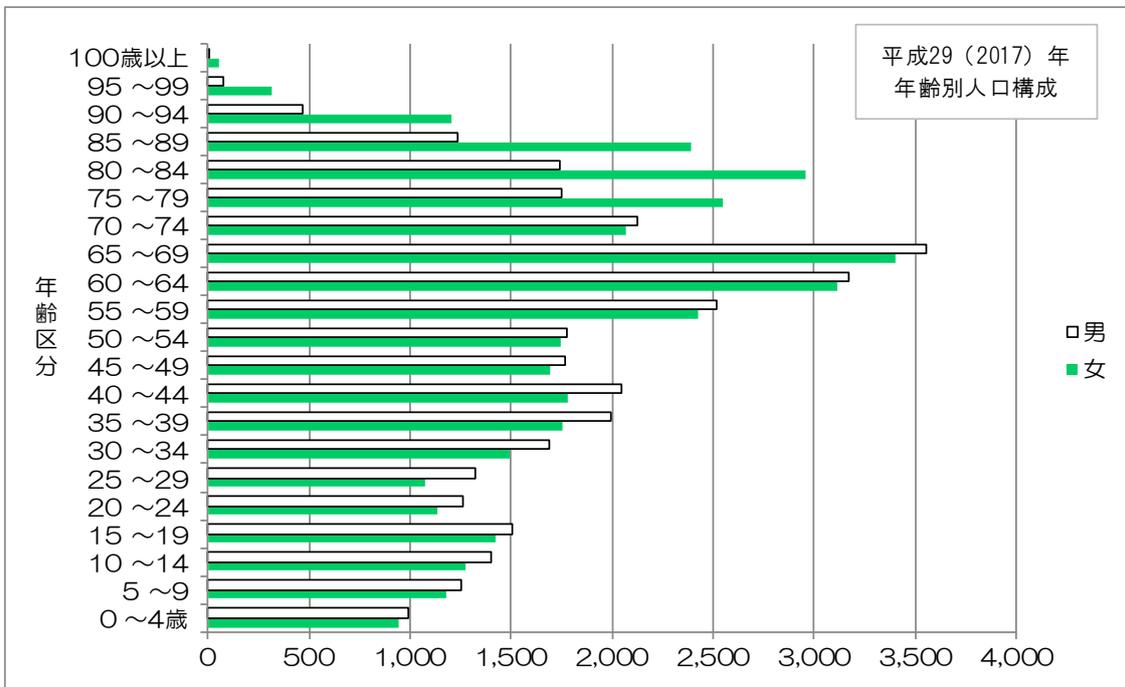
資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版

図1-6 人口の推移（住民基本台帳）



資料：統計でみる栗原 平成29(2017)年版

図1-7 年齢別・男女別人口(平成27(2015)年)(国勢調査)



資料：栗原市ホームページ

図1-8 年齢別・男女別人口(平成29(2017)年)(住民基本台帳)

(6) 土地利用の状況

本市の土地利用の状況は、利用区分として森林（国有林、民有林）が半分以上を占め、次いで農用地である田が多くなっています。

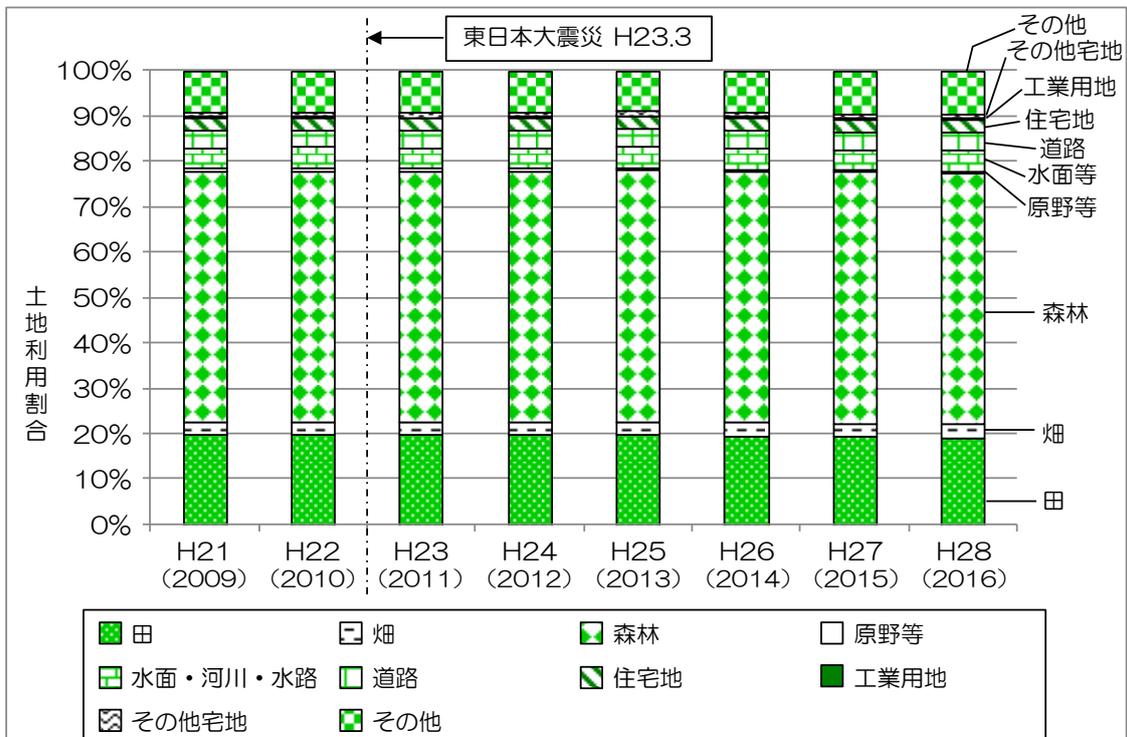
経年変化をみると、近年は田に減少傾向がみられますが、全体的には土地利用形態に大きな変化はなく、本市は開発等の影響が少ない地域と考えられます。

なお、東日本大震災の影響については、震災発生後に原野等が減少していますが、全体としては大きな変化はみられていません。

表1-5 土地利用の状況

項目	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)
田	16,100	16,100	16,100	16,100	16,100	15,900	15,700	15,600
畑	2,410	2,420	2,410	2,410	2,400	2,340	2,350	2,350
森林	44,049	44,071	44,221	44,218	44,458	44,442	44,432	44,402
原野等	595	595	380	380	380	380	380	414
水面・河川・水路	3,714	3,715	3,716	3,717	3,733	3,725	3,715	3,710
道路	3,024	3,035	3,064	3,103	3,133	3,135	3,141	3,149
住宅地	2,175	2,176	2,174	2,176	2,176	2,177	2,170	2,168
工業用地	222	212	203	193	203	195	198	198
その他宅地	622	635	652	668	659	673	680	714
その他	7,582	7,534	7,573	7,528	7,251	7,530	7,731	7,792
合計	80,493	80,493	80,493	80,493	80,493	80,497	80,497	80,497

資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版



資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版

図1-9 土地利用の状況

(7) 産業の動向

本市の産業別の就業者数は、第3次産業が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業となっています。

経年の状況をみると、第1次産業の就業者数の減少が多く、平成27(2015)年の就業者数は、平成17(2005)年より31%減少しています。

地区別の就業者数は、第1次産業は栗駒地区が、第2次産業及び第3次産業は築館地区が最も多くなっています。

事業所数については、東日本大震災発生後の平成24(2012)年に大きく減少していますが、平成26(2014)年には増加傾向に転じています。

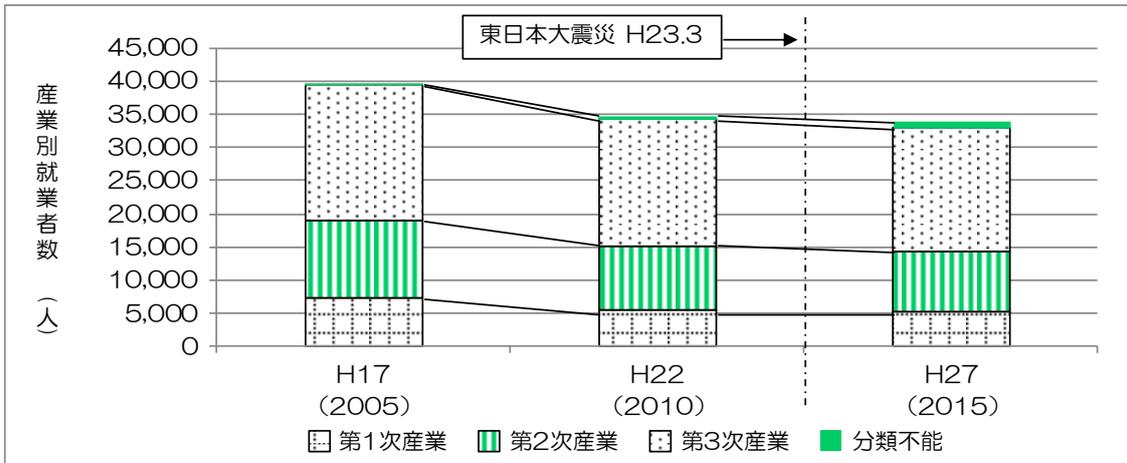
表1-6 産業の動向

単位：人（各年10月1日の値）

年	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		総数
	就業者数	増減率 ^注	就業者数	増減率 ^注	就業者数	増減率 ^注	就業者数	増減率 ^注	
平成17年 (2005)	7,017	—	11,744	—	20,562	—	49	—	39,372
平成22年 (2010)	5,170	-26%	9,740	-17%	19,180	-7%	565	1053%	34,655
平成27年 (2015)	4,834	-31%	9,195	-22%	18,774	-9%	858	1651%	33,661

注) 増減率は、平成17(2005)年に対する増減率を表す。

資料：統計でみる栗原 平成29(2017)年版



資料：統計でみる栗原 平成29(2017)年版

図1-10 産業の動向

表1-7 産業の動向（詳細）

単位：人（平成27（2015）年10月1日の値）

項目 地区	第1次産業				第2次産業				第3次産業				
	合計	農業	林業	漁業	合計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	合計	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業・小売業
築館	579	552	24	3	1,720	2	667	1,051	4,183	48	31	289	952
若柳	771	759	10	2	1,456	-	541	915	3,512	11	18	211	923
栗駒	846	800	45	1	1,562	-	531	1,031	2,777	9	13	190	747
高清水	312	310	2	-	549	1	179	369	933	6	11	84	245
一迫	582	555	22	5	1,021	1	454	566	1,761	5	6	156	434
瀬峰	337	336	1	-	571	-	210	361	1,144	4	12	118	254
鶯沢	121	116	5	-	333	-	91	242	575	7	3	34	117
金成	597	584	13	-	976	3	335	638	1,734	6	17	128	402
志波姫	602	589	9	4	882	-	334	548	1,883	6	9	140	414
花山	87	67	16	4	125	-	71	54	272	3	-	26	45
総数	4,834	4,668	147	19	9,195	7	3,413	5,775	18,774	105	120	1,376	4,533
項目 地区	第3次産業										分類不能	総数	
	金融業・保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されないもの）			
築館	84	44	106	333	225	337	946	115	361	312	192	6,674	
若柳	91	40	94	191	201	244	797	125	345	221	135	5,874	
栗駒	66	16	107	182	160	186	612	108	216	165	101	5,286	
高清水	21	7	25	58	55	50	197	24	93	57	32	1,826	
一迫	41	15	48	119	80	95	420	83	154	105	80	3,444	
瀬峰	15	21	31	64	59	54	259	29	128	96	55	2,107	
鶯沢	12	6	11	26	42	45	136	18	65	53	30	1,059	
金成	38	19	55	108	96	110	410	71	174	100	91	3,398	
志波姫	41	18	64	114	92	152	449	76	153	155	131	3,498	
花山	3	3	7	42	7	23	59	11	30	13	11	495	
総数	412	189	548	1,237	1,017	1,296	4,285	660	1,719	1,277	858	33,661	

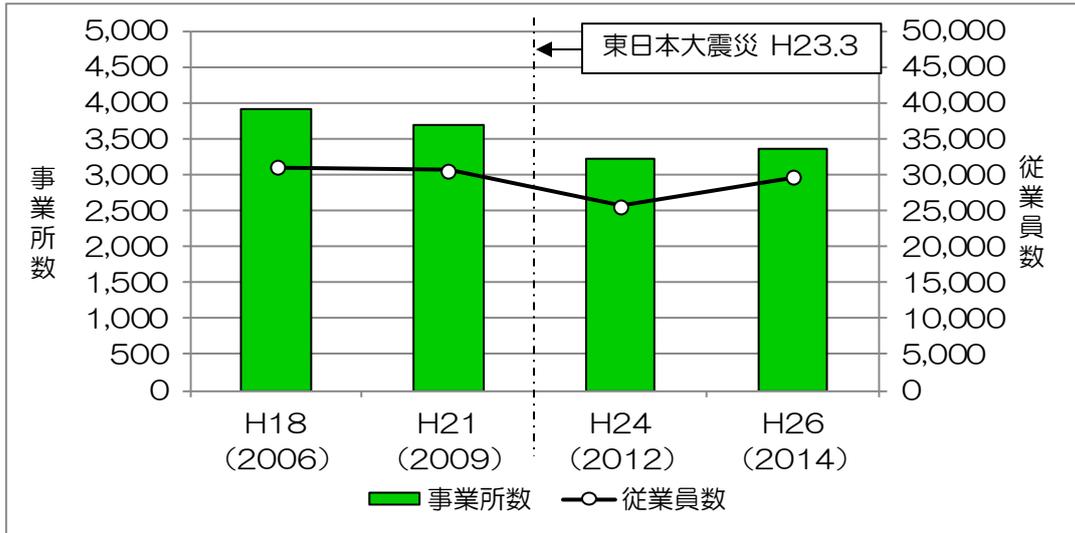
資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版

表1-8 事業所数（全産業）の動向

単位：事業所・人（各年7月1日の値、平成18（2006）年のみ10月1日）

項目	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)	平成26年 (2014)
事業所数	3,935	3,703	3,226	3,367
従業員数	31,164	30,670	25,714	29,664

資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版



資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版

図1-11 事業所数（全産業）の動向

表1-9 事業所数の動向（詳細）

単位：人（平成26（2014）年7月1日の値）

項目	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業、物品賃貸業
事業所数	62	0	382	277	2	8	68	926	36	81
従業員数	778	0	2,929	6,396	116	13	1,116	5,053	435	214
項目	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲酒サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)	総数	
事業所数	100	364	339	110	267	41	249	55	3,367	
従業員数	503	1,667	974	1,305	4,843	626	1,533	1,163	29,664	

資料：統計でみる栗原 平成29（2017）年版

5. 関連計画等

(1) 栗原市総合計画

本市では、平成 19（2007）年度から平成 28（2016）年度までの 10 年間の計画期間として、まちづくりの指針となる第 1 次栗原市総合計画が平成 19（2007）年 3 月に策定されました。

その後、第 1 次計画期間が終了を迎え、現在は計画期間を平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度とした第 2 次栗原市総合計画が策定されています。

第 2 次栗原市総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の 3 層で構成されています。

基本構想の計画期間は平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間となっており、基本計画は前期が平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間、後期が平成 34（2022）年度から平成 38（2026）年度の 5 年間、実施計画は毎年見直しを行うローリング方式を採用した 2 年間ごとの計画となっています。

計画の概要を表 1-10 に示します。

(2) 栗原市環境基本計画

栗原市総合計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成 20（2008）年度から平成 29（2017）年度までの 10 年間の計画期間として、平成 20（2008）年 3 月に第 1 次栗原市環境基本計画が策定されました。

その後、第 1 次計画期間が終了を迎え、現在は計画期間を平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度とした第 2 次栗原市環境基本計画が策定されています。

計画の概要を表 1-11 に示します。

表1-10 第2次栗原市総合計画の概要

理念	市民が創る くらしたい栗原
将来像	<p>I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち</p> <p>II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち</p> <p>III 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち</p> <p>IV 地域の特性を活かした、産業や交流が盛んなまち</p> <p>V 市民がまちづくりを楽しめるまち</p> <p>重点 放射能対策プロジェクト</p>
基本方針	<p>I-1 美しい景観を守り、豊かな自然と共生した多様な暮らしを満喫できる生活環境を形成します</p> <p>2 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくりを目指します</p> <p>3 安全・安心なまちづくりを推進します</p> <p>II-1 結婚・出産・子育てが安心してできる環境を目指します</p> <p>2 次代を担うたくましい子どもを育成します</p> <p>3 人とつながり、支え合い、互いに高め合う子どもを育てる環境を目指します</p> <p>III-1 誰もが健康で安心して暮らせる環境をつくりま</p> <p>2 高齢者が生きがいを持ち、互いに支え合うまちを目指します</p> <p>3 市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります</p> <p>IV-1 持続可能な農林業の育成と栗原ブランドの確立に取り組みます</p> <p>2 産業育成と企業誘致による産業拠点を形成します</p> <p>3 地域資源を生かした広域観光戦略を構築し、栗原市を発信します</p> <p>V-1 小さなコミュニティを大切にされた地域づくりを推進します</p> <p>2 市民が自ら行うまちづくり活動を支援します</p> <p>3 市民満足度を重視した効率的な行政サービスを行います</p> <p>重点 福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散による汚染被害への対策に努め、安全・安心な暮らしを守ります</p>
本計画との関連施策	<p>I-1-① 自然と共生した生活環境の創造と資源循環型地域社会を目指します</p> <p>具体的取組 5Rの推進、啓発を行うとともにごみの分別収集の周知を徹底し、ごみの減量化、資源化率の向上を図ります。</p> <p>市民の環境意識をより高めるため、地球温暖化問題やリサイクル、ごみ問題などをテーマにした環境教育活動を推進します。</p> <p>② 地域の生活基盤の向上と、都市機能が集積された市の中核機能地域を形成し、魅力ある田園都市を目指します</p> <p>具体的取組 住環境の質的向上を図るため、市営住宅や上下水道などの整備、住宅改修等の支援を行うとともに、ライフラインの長期的なコスト検討を踏まえた長寿命化、耐震化、計画的な更新を行います。</p>

表1-11 第2次栗原市環境基本計画の概要

環境の将来像	人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造
基本方針	<p>I 清らかな水と豊かな緑に育まれ心安らぐまち</p> <p>II 資源を守り安心して快適に暮らせるまち</p> <p>III 地球を思いやりやさしい暮らしを営むまち</p> <p>IV みんなで環境を学び行動するまち</p> <p>V 放射性物質による不安を解消し安心して暮らせるまち</p>
主な施策	<p>I-A 間伐などの森林整備の支援、林業の活性化の推進</p> <p>B 里地里山の整備の支援、環境にやさしい農業の推進</p> <p>C 伊豆沼・内沼の環境の保全、有害鳥獣対策の推進</p> <p>D 自然を活用した体験プログラムの実施や公園の管理</p> <p>II-E 公害などへの適切な対応、下水道などの生活排水対策の推進</p> <p>F 環境モニタリングの推進</p> <p>G ごみの減量化・資源化の推進</p> <p>H 不法投棄防止対策の推進</p> <p>III-I 省エネルギー対策の推進</p> <p>J 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の推進</p> <p>IV-K 環境教育・環境学習の推進、環境学習の指導者の育成</p> <p>L 市民や事業者と協働で実施する美化活動の推進、地域コミュニティ活動の推進</p> <p>M 環境情報の発信</p> <p>V-N 市内の学校等の放射線の測定、食品等の放射能の検査</p>
本計画との関連施策	<p>①伊豆沼・内沼の保全の推進 伊豆沼・内沼の水質改善、湿地環境や動植物の保全を関係機関と連携して推進します。</p> <p>②生活排水対策の推進 公共用水域の水質改善に向け、計画的な公共下水道の整備を進めます。また、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への切り替えの支援など、水洗化率の向上を図ります。</p> <p>③市民、事業者へのごみの減量化・資源化に向けた取り組みの推進 循環型社会の形成を目指し、市民、事業者のごみの減量化・資源化に向けた5Rの取り組みを促進します。</p> <p>④市及び関連施設からのごみの減量化・資源化の推進 市及び関連施設で発生する汚泥などや建設廃棄物の再資源化により資源循環システムの構築と環境への負荷低減を推進します。</p> <p>⑤不法投棄防止対策の推進 不法投棄の防止に向け、広報紙などによる周知や監視を推進します。また、関係団体と連携した不法投棄ごみの撤去を実施します。</p> <p>⑥ごみの適正処理の推進 ごみ処理による環境負荷の低減と資源化に向けた適正処理を推進します。</p> <p>⑦学校での環境教育の推進 身の回りの自然環境の調査や清掃などの体験活動を通し、市内の環境への理解と関心を高めます。</p> <p>⑧環境保全活動の推進 市民、事業者と協働で実施する河川や道路、市内一斉清掃や美化活動などを推進し、市民参加型のまちづくりを進めます。</p> <p>⑨市内事業者の環境関連活動への支援 市内事業者による自主的な廃棄物処理や省エネルギーなどの環境関連活動に対し、情報提供などによる支援を行います。</p> <p>⑩環境情報の発信 市の広報紙やホームページに加え、SNSなどを活用し、ごみの分別方法や環境調査の結果など環境に関する情報を発信します。</p>

6. ごみ処理の現状

本市では、合併前の平成5（1993）年度から指定袋制を導入しています。

資源ごみについては、平成13（2001）年度から9品目（新聞紙、本・雑誌、ダンボール紙、紙パック、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、生きビン、その他のビン）の分別収集を開始し、平成19（2007）年度には2品目（紙製容器包装、プラスチック製容器包装）を追加し、現在11品目での分別収集を実施しています。

小型家電については、平成27（2015）年より栗原市クリーンセンターでのピックアップ回収、市役所等に設置した小型家電回収ボックスで回収、イベント回収を実施し、リサイクルをしています。

（1）ごみの排出の状況

① ごみの排出量

本市の過去10年間のごみ排出量は、東日本大震災の影響により、平成23（2011）年度に一度大きく増加しましたが、基本的には減少傾向となっています。

減少傾向は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみの全てにみられます。

一人1日当たりのごみ排出量は、東日本大震災発生前は減少傾向でしたが、発生直後の平成23（2011）年度に一度大きく増加しました。その翌年には減少に転じたものの、その後は緩やかな増加傾向となっています。

ごみの排出量の推移を表1-12、図1-12に、一人1日当たりのごみの排出量の推移を表1-13、図1-13に示します。

また、ごみ排出量の種類ごとの割合を表1-14、図1-14に示します。

なお、ごみの排出量は、栗原市クリーンセンター及び市の資源ごみ保管等委託業者への搬入実績に基づき算出しています。

表1-12 ごみの排出量の推移

単位：t

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計
平成20(2008)年度	15,663.28	1,181.16	878.13	2,470.81	20,193.38
平成21(2009)年度	15,551.19	871.20	616.02	2,302.78	19,341.19
平成22(2010)年度	15,342.81	866.65	545.17	2,139.58	18,894.21
平成23(2011)年度	16,320.09	1,709.26	1,456.70	2,229.92	21,715.97
平成24(2012)年度	16,345.91	1,029.03	1,132.76	2,097.36	20,605.06
平成25(2013)年度	16,538.57	926.56	691.85	2,094.56	20,251.54
平成26(2014)年度	16,398.30	865.58	699.01	1,936.55	19,899.44
平成27(2015)年度	16,669.53	813.34	930.22	1,914.13	20,327.22
平成28(2016)年度	16,179.36	778.11	708.62	1,822.88	19,488.97
平成29(2017)年度	16,201.06	762.94	790.02	1,708.82	19,462.84

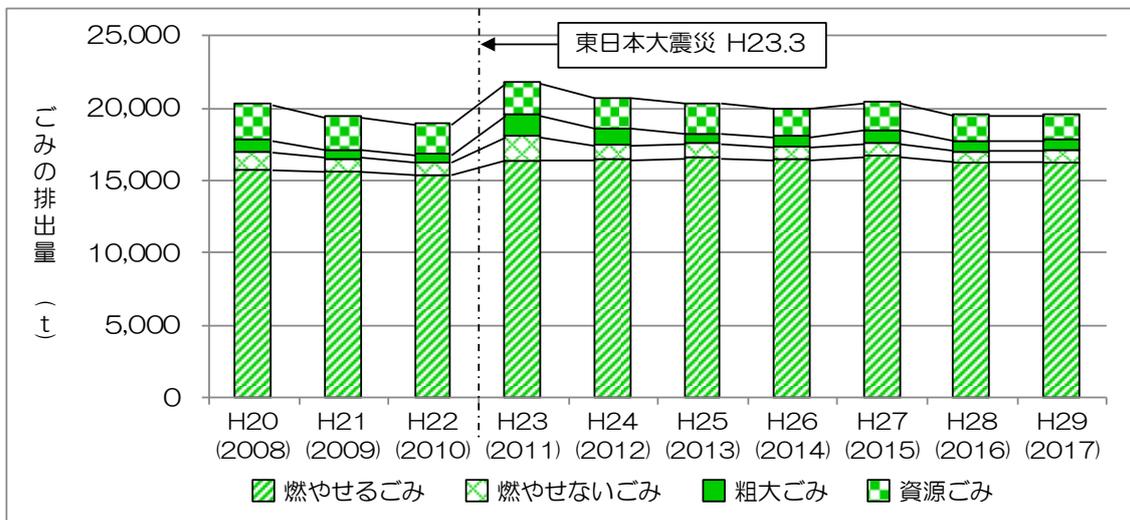


図1-12 ごみの排出量の推移

表1-13 一人1日当たりのごみの排出量の推移

単位：g/人・日

年度	項目	一人1日当たりのごみの排出量
平成20 (2008) 年度		701
平成21 (2009) 年度		676
平成22 (2010) 年度		669
平成23 (2011) 年度		781
平成24 (2012) 年度		750
平成25 (2013) 年度		745
平成26 (2014) 年度		747
平成27 (2015) 年度		774
平成28 (2016) 年度		754
平成29 (2017) 年度		766

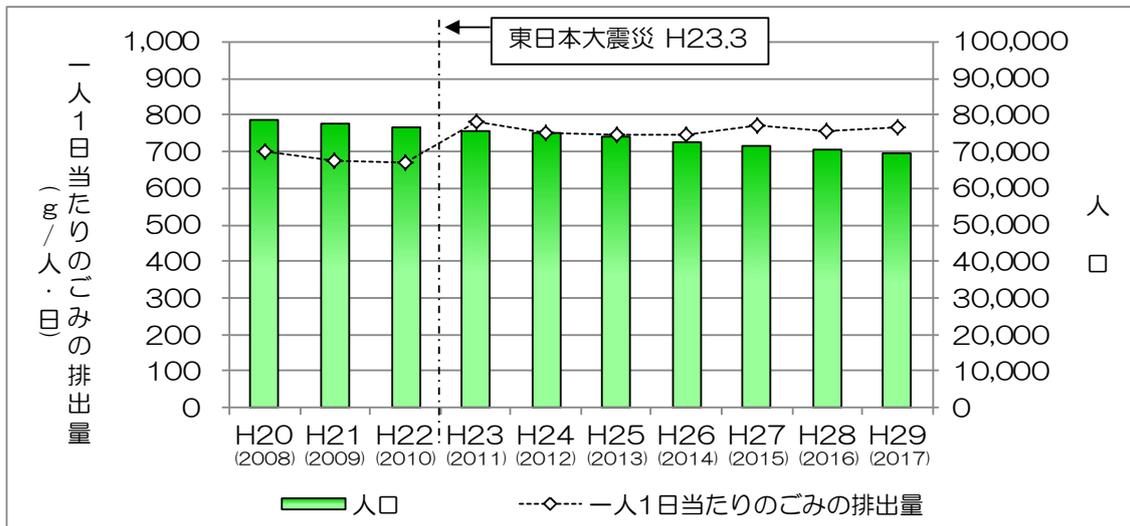


図1-13 一人1日当たりのごみの排出量の推移

表1-14 ごみの排出量の割合

単位：%

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ
平成20 (2008) 年度	77.6	5.8	4.3	12.2
平成21 (2009) 年度	80.4	4.5	3.2	11.9
平成22 (2010) 年度	81.2	4.6	2.9	11.3
平成23 (2011) 年度	75.2	7.9	6.7	10.3
平成24 (2012) 年度	79.3	5.0	5.5	10.2
平成25 (2013) 年度	81.7	4.6	3.4	10.3
平成26 (2014) 年度	82.4	4.3	3.5	9.7
平成27 (2015) 年度	82.0	4.0	4.6	9.4
平成28 (2016) 年度	83.0	4.0	3.6	9.4
平成29 (2017) 年度	83.2	3.9	4.1	8.8

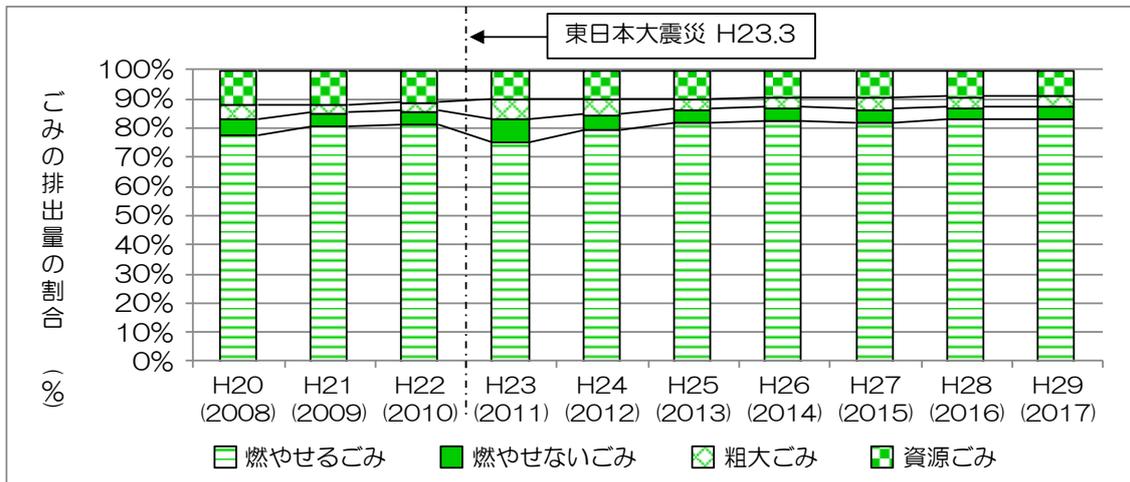


図1-14 ごみの排出量の割合

② 家庭ごみと事業系ごみ

一般廃棄物には、一般家庭から排出される「家庭ごみ」と事業所から排出される「事業系ごみ」があります。本市の一般廃棄物を家庭ごみと事業系ごみに分類した場合の排出量の推移を表1-15、図1-15に、その詳細を表1-16、表1-17及び図1-16、図1-17に示します。

家庭ごみは、東日本大震災の影響により平成23(2011)年度に一度大きく増加しましたが、基本的には減少傾向となっています。家庭ごみの減少傾向は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみの全てにみられます。

事業系ごみは、東日本大震災の影響により平成23(2011)年度に一度大きく増加し、その後も増加傾向となっています。事業系ごみの増加傾向は、燃やせるごみによるものであり、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみについては概ね横ばい、もしくは減少傾向となっています。

なお、事業系の資源ごみは、高速道路のサービスエリア等から排出されたもので、その他の一般の事業者は、各事業者の責任において、資源回収業者等に委託するなどし、再資源化を図っています。

表1-15 家庭ごみと事業系ごみの排出量の推移

単位：t

年度	家庭ごみ	事業系ごみ	合計
平成20(2008)年度	16,058.44	4,134.94	20,193.38
平成21(2009)年度	15,178.24	4,162.95	19,341.19
平成22(2010)年度	14,852.62	4,041.59	18,894.21
平成23(2011)年度	17,395.64	4,320.33	21,715.97
平成24(2012)年度	16,252.67	4,352.39	20,605.06
平成25(2013)年度	15,790.91	4,460.63	20,251.54
平成26(2014)年度	15,255.22	4,644.22	19,899.44
平成27(2015)年度	15,616.35	4,710.87	20,327.22
平成28(2016)年度	14,776.33	4,712.64	19,488.97
平成29(2017)年度	14,738.48	4,724.36	19,462.84

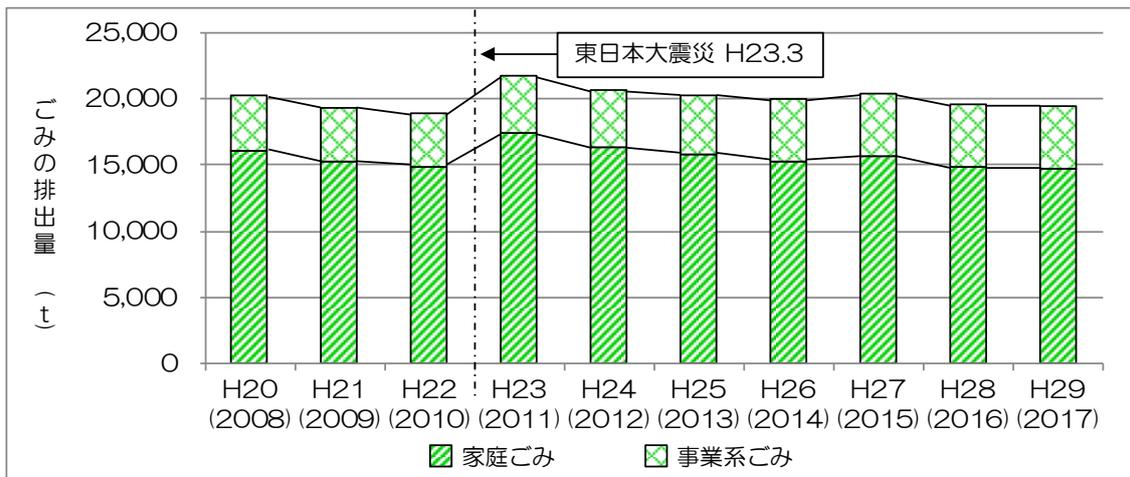


図1-15 家庭ごみと事業系ごみの排出量の推移

表1-16 家庭ごみの推移（詳細）

単位：t

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計
平成20（2008）年度	11,852.26	1,095.35	711.12	2,399.71	16,058.44
平成21（2009）年度	11,661.20	819.75	470.41	2,226.88	15,178.24
平成22（2010）年度	11,564.56	805.10	419.01	2,063.95	14,852.62
平成23（2011）年度	12,323.88	1,617.16	1,317.35	2,137.25	17,395.64
平成24（2012）年度	12,277.68	955.71	999.08	2,020.20	16,252.67
平成25（2013）年度	12,346.22	853.87	570.10	2,020.72	15,790.91
平成26（2014）年度	12,056.53	804.46	521.85	1,872.38	15,255.22
平成27（2015）年度	12,225.23	770.52	770.94	1,849.66	15,616.35
平成28（2016）年度	11,720.87	729.01	565.11	1,761.34	14,776.33
平成29（2017）年度	11,735.58	723.93	629.22	1,649.75	14,738.48

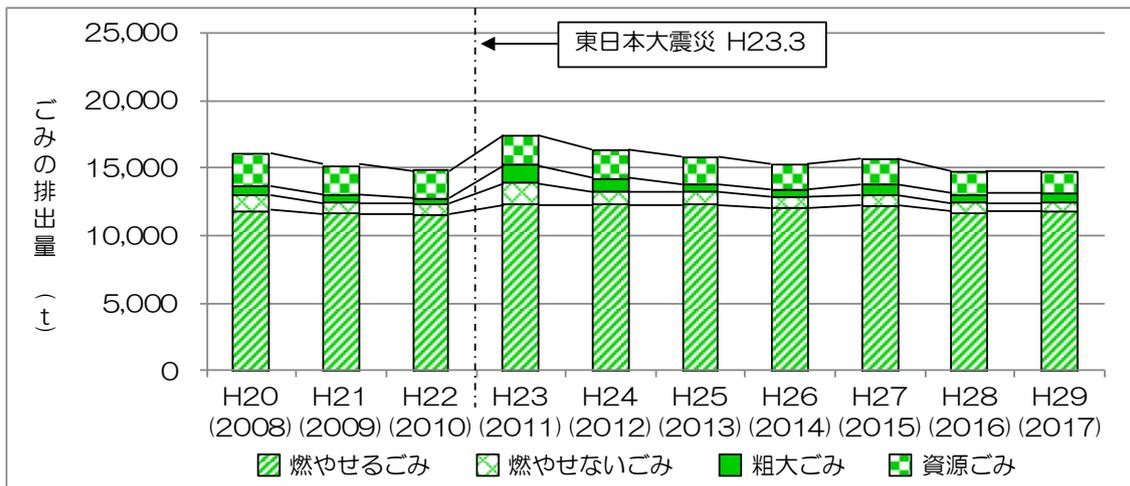


図1-16 家庭ごみの推移（詳細）

表1-17 事業系ごみの推移（詳細）

単位：t

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計
平成20（2008）年度	3,811.02	85.81	167.01	71.10	4,134.94
平成21（2009）年度	3,889.99	51.45	145.61	75.90	4,162.95
平成22（2010）年度	3,778.25	61.55	126.16	75.63	4,041.59
平成23（2011）年度	3,996.21	92.10	139.35	92.67	4,320.33
平成24（2012）年度	4,068.23	73.32	133.68	77.16	4,352.39
平成25（2013）年度	4,192.35	72.69	121.75	73.84	4,460.63
平成26（2014）年度	4,341.77	61.12	177.16	64.17	4,644.22
平成27（2015）年度	4,444.30	42.82	159.28	64.47	4,710.87
平成28（2016）年度	4,458.49	49.10	143.51	61.54	4,712.64
平成29（2017）年度	4,465.48	39.01	160.80	59.07	4,724.36

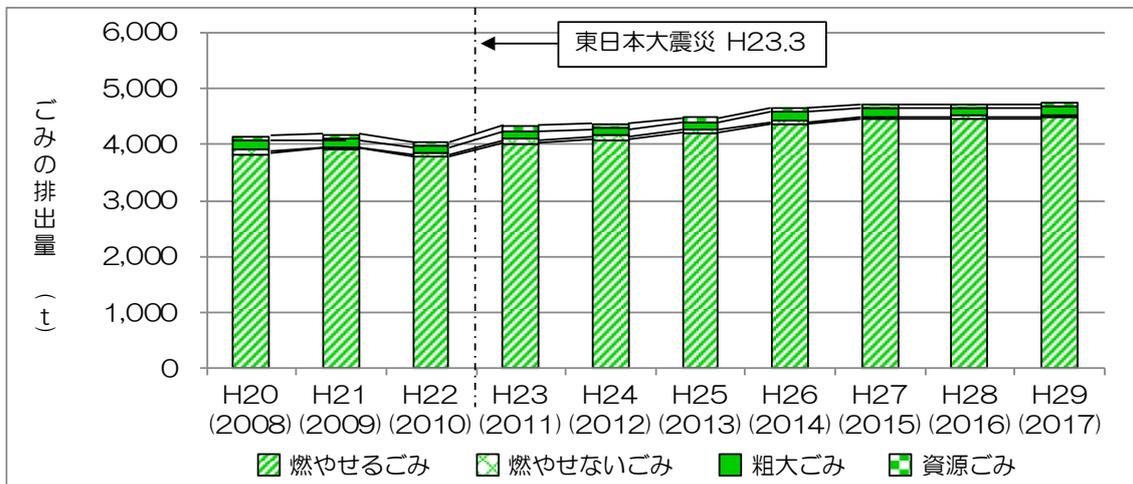


図1-17 事業系ごみの推移（詳細）

③ 資源ごみ

本市では、平成13(2001)年度から9品目の資源ごみの分別収集を開始し、平成19(2007)年度から2品目(紙製容器包装、プラスチック製容器包装)を追加し、現在11品目別に資源ごみを回収しています。

また、平成27(2015)年度からは市民の持ち込みなどによる小型家電回収を行っており、小型家電をあわせると資源ごみの回収品目は12品目となります。

資源ごみの排出量の推移を表1-18、図1-18に示します。

資源ごみは全体的に減少傾向で推移しています。

特に減少量が多いのは、その他のビン、本・雑誌、新聞紙の3品目となっています。

表1-18 資源ごみの排出量の推移

単位：t

項目 \ 年度	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)
新聞紙	514.83	472.62	434.68	384.73	423.49
本・雑誌	439.70	347.30	298.44	354.51	279.45
ダンボール紙	182.95	181.77	176.87	218.70	195.30
紙パック	5.24	4.36	4.01	4.20	3.36
スチール缶	109.35	112.24	99.01	111.02	92.61
アルミ缶	82.61	85.08	79.89	88.94	84.12
ペットボトル	143.17	143.75	140.11	152.13	144.97
生きビン	70.07	63.99	58.76	59.96	55.29
その他のビン	621.77	594.53	559.77	565.77	541.71
紙製容器包装	73.97	75.96	70.60	68.25	61.84
プラスチック製容器包装	227.15	221.18	217.44	221.71	215.22
小型家電					
合計	2,470.81	2,302.78	2,139.58	2,229.92	2,097.36
項目 \ 年度	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
新聞紙	445.64	381.94	372.37	343.22	297.22
本・雑誌	278.67	249.32	230.33	206.22	178.16
ダンボール紙	201.01	185.64	183.33	176.90	165.12
紙パック	2.72	2.40	2.56	2.04	1.88
スチール缶	86.69	74.66	59.26	54.24	52.28
アルミ缶	80.38	75.50	75.74	75.94	72.68
ペットボトル	146.06	143.15	147.81	144.45	142.40
生きビン	53.48	51.17	45.26	41.57	40.96
その他のビン	529.70	513.52	502.79	473.72	449.02
紙製容器包装	63.32	58.35	58.86	58.20	53.03
プラスチック製容器包装	206.89	200.90	206.33	211.10	213.96
小型家電			29.49	35.28	42.11
合計	2,094.56	1,936.55	1,914.13	1,822.88	1,708.82

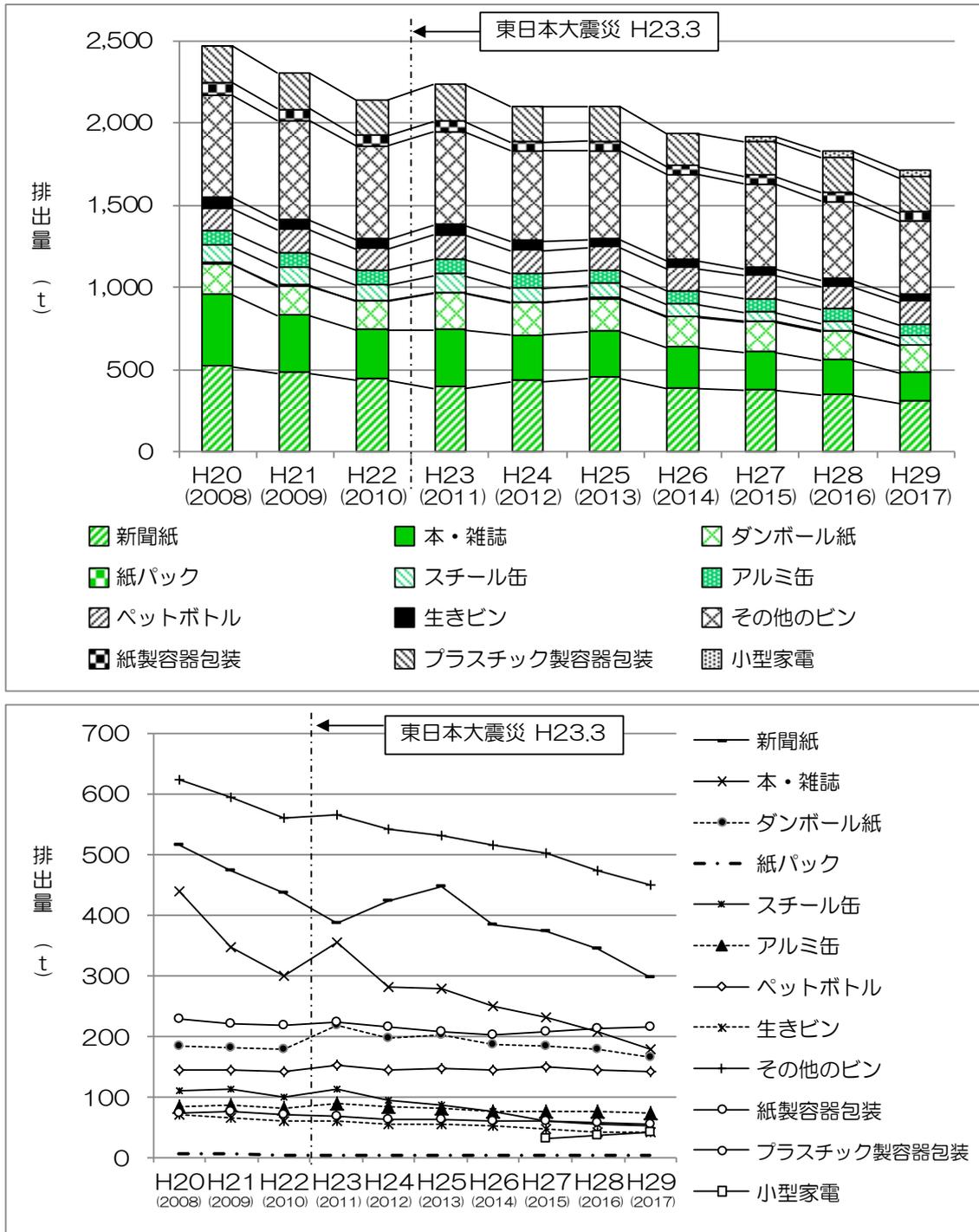


図1-18 資源ごみの排出量の推移

④ 中間処理後の資源回収

栗原市クリーンセンターに搬入されたごみは、中間処理を行った後、資源の回収を行っています。

回収している資源物は、焼却鉄分、未処理鉄、破碎鉄、アルミとなります。

資源の回収量の推移を表1-19、図1-19に示します。

回収量は、東日本大震災の影響により平成23(2011)年度に一度大きく増加していますが、基本的には減少傾向となっています。

特に減少傾向が大きいのが、焼却鉄分と破碎鉄となっています。

表1-19 中間処理後の資源回収の推移

単位：t

年度	項目	焼却鉄分	未処理鉄	破碎鉄	アルミ	合計
平成20(2008)年度		138.02	220.18	77.90		436.10
平成21(2009)年度		92.20	175.84	49.72		317.76
平成22(2010)年度		76.46	161.11	43.92		281.49
平成23(2011)年度		82.73	295.51	110.54		488.78
平成24(2012)年度		54.70	211.13	47.39		313.22
平成25(2013)年度		34.30	254.30	17.88	14.97	321.45
平成26(2014)年度		19.52	211.88	4.92	13.93	250.25
平成27(2015)年度		14.51	238.59	7.71	14.69	275.50
平成28(2016)年度		10.46	207.75	3.31	17.31	238.83
平成29(2017)年度		4.89	206.89	2.92	17.43	232.13

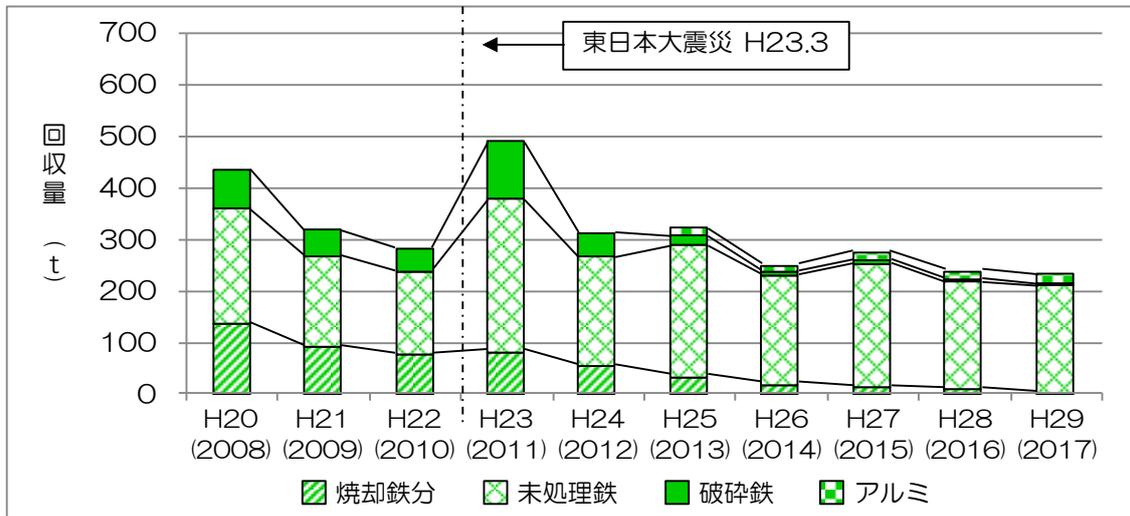


図1-19 中間処理後の資源回収の推移

⑤ 資源化率

資源ごみと中間処理後に回収した資源が、本市の資源化量となります。
 資源化率の推移を表1-20、図1-20に示します。
 資源化率は、減少傾向が続いています。

表1-20 資源化率の推移

年度	項目	資源化物量 (t)	資源化率 (%)
平成20(2008)年度		2,906.91	14.4
平成21(2009)年度		2,620.54	13.5
平成22(2010)年度		2,421.07	12.8
平成23(2011)年度		2,718.70	12.5
平成24(2012)年度		2,410.58	11.7
平成25(2013)年度		2,416.01	11.9
平成26(2014)年度		2,186.80	11.0
平成27(2015)年度		2,189.63	10.8
平成28(2016)年度		2,061.71	10.6
平成29(2017)年度		1,940.95	10.0

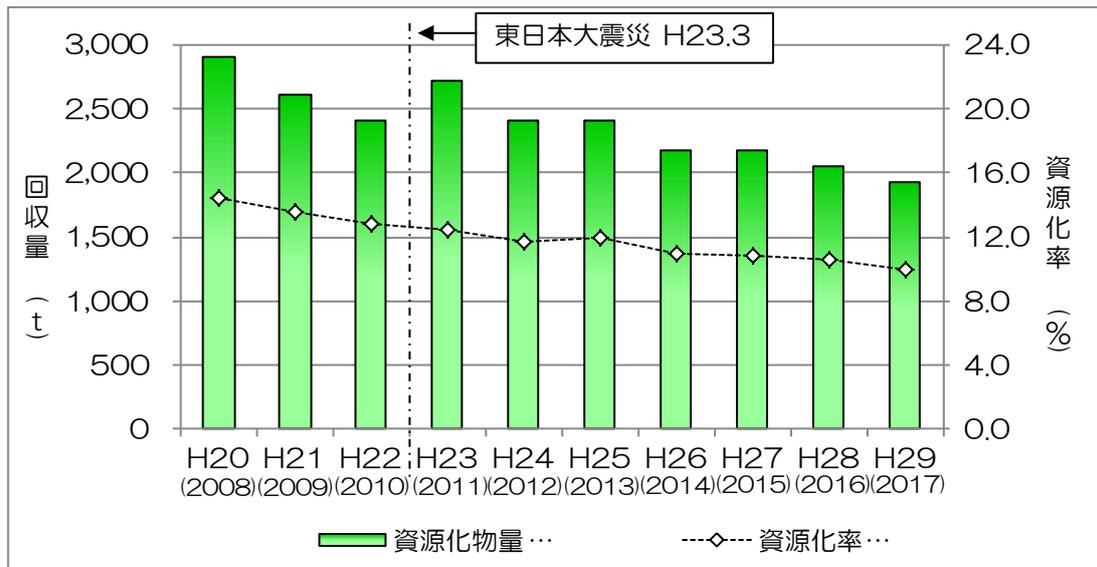


図1-20 資源化率の推移

⑥ 最終処分

本市では、栗原市クリーンセンター可燃ごみ処理施設から発生する可燃ごみ焼却残渣（焼却不燃物、固化ダスト）、不燃・粗大ごみ処理施設から発生する破碎残渣（粗不燃物）を最終処分場へ埋め立てています。

最終処分場への埋立量及び最終処分率の推移を表1-21、図1-21に示します。

埋立量は、東日本大震災の影響により平成23（2011）年度に一度大きく増加しましたが、その後は緩やかな減少傾向となっています。

表1-21 埋立量の推移

単位：t（最終処分率は%）

年度	項目	焼却不燃物	固化ダスト	粗大不燃物	合計	最終処分率
平成20（2008）年度		473.58	1,010.88	716.68	2,201.14	10.9
平成21（2009）年度		410.85	1,030.51	510.40	1,951.76	10.1
平成22（2010）年度		371.06	1,045.19	508.15	1,924.40	10.2
平成23（2011）年度		592.90	1,172.33	1,231.71	2,996.94	13.8
平成24（2012）年度		535.87	1,087.57	677.28	2,300.72	11.2
平成25（2013）年度		497.50	1,148.21	564.66	2,210.37	10.9
平成26（2014）年度		485.56	1,115.14	523.04	2,123.74	10.7
平成27（2015）年度		512.77	1,143.62	518.17	2,174.56	10.7
平成28（2016）年度		455.94	1,100.85	478.98	2,035.77	10.4
平成29（2017）年度		503.45	1,048.15	473.14	2,024.74	10.4

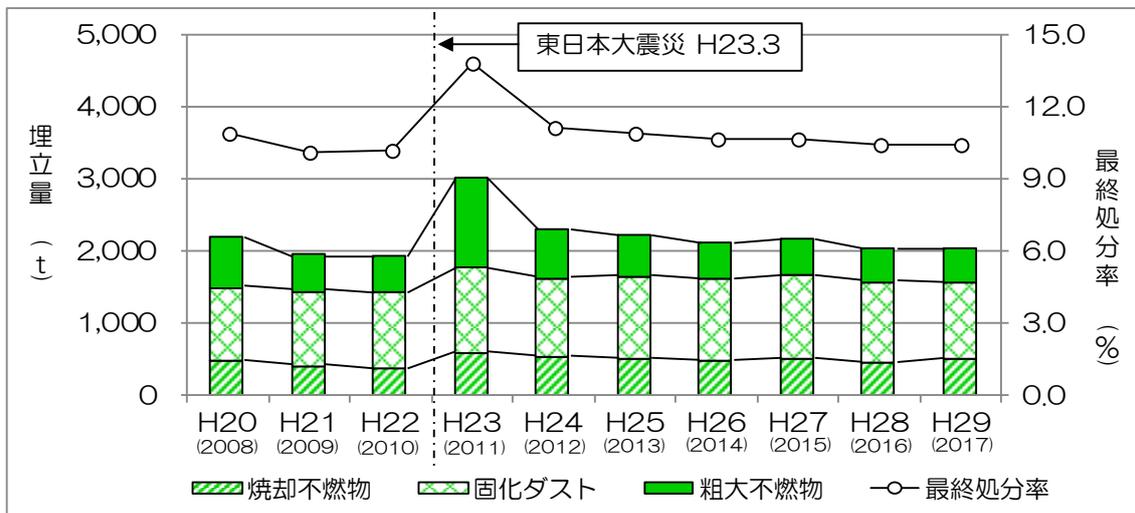


図1-21 埋立量の推移

(2) ごみの分別区分

本市の家庭から排出されるごみの分別区分を表1-22に示します。

なお、事業所から排出されるごみについては、基本的に家庭ごみの分別区分に準じ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみを受け入れています。

表1-22 ごみの分別区分

区 分		種 類
燃やせるごみ		生ごみ、資源ごみ以外の紙くず・資源ごみ以外のプラスチック製品・ビニール製品、防水加工のダンボール、ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ゴム製品、紙おむつ、衣類・靴等、皮革製品など
燃やせないごみ		資源ごみ以外の空き缶、割れたビン、化粧品のビン、オイル・油・薬品の入っていたビン、スプレー缶、ライター、蛍光管及び電球、ガラス類、陶磁器類、金物類、乾電池など
資源ごみ	新聞紙	広告、チラシを含む
	本・雑誌	本類、雑誌類
	ダンボール紙	再資源化できない防水加工、中国産等のものを除く
	紙パック	内側が白色で1ℓと500mlのもの
	スチール缶	飲料用の缶、缶詰缶
	アルミ缶	飲料用の缶、缶詰缶
	ペットボトル	飲料用の容器やしょうゆ等の容器
	生きビン	ビールビン、一升ビン（色：グリーン、茶）
	その他のビン	生きビン以外の飲料水等のビン
	紙製容器包装	紙製容器包装マークのあるもの
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装マークのあるもの
粗大ごみ		掃除機、電子レンジ、布団、毛布、扇風機、マットレス、ストーブ、ヒーター、椅子、一輪車、家具、じゅうたん、米入れ缶、座椅子、机、ミシン、カーテン、自転車、ベッドなど
処理困難物		自動車、オートバイの部品等、スプリング入りのベッド・椅子等、農機具、農薬・ビニールハウス等農業で使用したもの、浴槽・ボイラー等、消火器、ガスボンベなど
特定家庭用機器		テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫
パソコン		使用済みのパソコン
特別管理一般廃棄物		感染性一般廃棄物など
在宅医療廃棄物		在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物
小型家電		電話機、ラジオ、カーナビ、DVDプレーヤー、デジタルカメラ、オーディオプレイヤー、パソコン、ハードディスク、メモ리카ード、電卓、家電付属品（リモコン、ケーブルなど）など

(3) ごみの収集・運搬

① 栗原市クリーンセンター・資源ごみ保管等委託業者等への搬入

本市では、家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみについては、市の委託業者による収集を行い、栗原市クリーンセンターへ搬入を行っています。また、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、市の許可業者による収集又は自己搬入による受入れを栗原市クリーンセンターで行っています。

家庭から搬出される資源ごみについては、市の委託業者による収集を行い、市の資源ごみ保管等委託業者へ搬入を行っています。

小型家電については、市役所等に設置された小型家電回収ボックスによる回収やイベント開催時の回収を実施しており、いずれも回収場所まで市民が自己搬入しています。また、栗原市クリーンセンターに搬入されたごみの中から職員がピックアップ回収も行っています。

事業所から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、市の許可業者による収集又は自己搬入による受入れを栗原市クリーンセンターで行っています。資源ごみについては、許可業者等により資源回収業者に搬入を行っています。

本市の家庭ごみの収集運搬の状況を表1-23に、事業系ごみの収集運搬の状況を表1-24に示します。

表1-23 家庭ごみの収集運搬の状況

区 分		収集運搬主体	搬入先
燃やせるごみ		○市の委託業者 ○許可業者 ○自己搬入	○栗原市クリーンセンター
燃やせないごみ			
資源ごみ	新聞紙	○市の委託業者	○資源ごみ保管等委託業者
	本・雑誌		
	ダンボール紙		
	紙パック		
	スチール缶		
	アルミ缶		
	ペットボトル		
	生きビン		
	その他のビン		
	紙製容器包装		
	プラスチック製容器包装		
粗大ごみ		○許可業者 ○自己搬入	○栗原市クリーンセンター
小型家電		○自己搬入	○小型家電回収ボックス ○イベント回収
		○栗原市クリーンセンターの職員が搬入ごみからピックアップ	○栗原市クリーンセンター

表1-24 事業系ごみの収集運搬の状況

区 分	収集運搬主体	搬入先
燃やせるごみ	○許可業者 ○自己搬入	○栗原市クリーンセンター
燃やせないごみ		
粗大ごみ		
資源ごみ		○資源回収業者等

② その他の処理

本市における処理困難物、特定家庭用機器、パソコン、特別管理一般廃棄物、在宅医療廃棄物の処理の状況について、表1-25に示します。

表1-25 処理困難物等の処理の状況

区 分	収集運搬主体	搬入先
処理困難物	○許可業者等 ○自己搬入	○販売店、資源回収業者等
特定家庭用機器		○家電販売店、指定引取場所等
パソコン	(郵送等)	○メーカー等
特別管理一般廃棄物	○許可業者	○許可業者
在宅医療廃棄物	○自己搬入	○医療機関等

(4) ごみ処理のフロー

本市では、家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみを栗原市クリーンセンター可燃ごみ処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設で中間処理を行っており、資源ごみは、市の資源ごみ保管等委託業者へ搬入しています。

小型家電については、市役所や店舗等に設置された小型家電回収ボックスでの回収、またはイベント開催時に回収を行っています。

また、栗原市クリーンセンターに搬入されたごみの中から小型家電をピックアップ回収しているほか、中間処理後の資源化物として鉄・アルミを回収しています。

事業所から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみについても同様ですが、資源ごみについては、各事業者の責任において、資源回収業者等に委託するなどして、再資源化を図っています。

ごみ処理のフローを図1-22に示します。

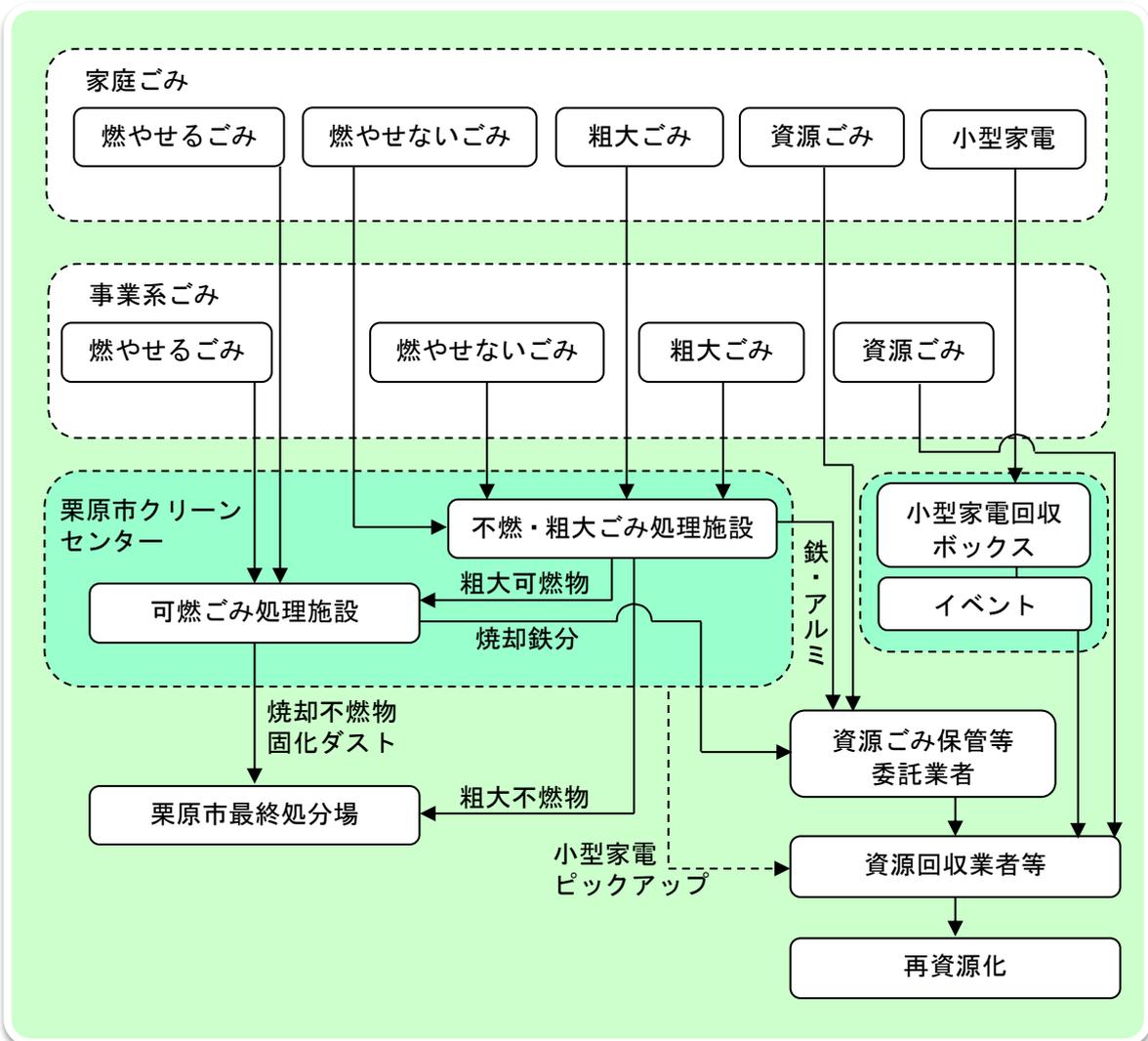


図1-22 ごみ処理のフロー

(5) ごみ処理の中間処理

① 家庭ごみの中間処理の方法

本市の家庭から排出されるごみの中間処理の方法を表1-26に示します。

事業所から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみの中間処理の方法も同様です。

表1-26 家庭ごみの中間処理の方法

区 分		方 法
燃やせるごみ		<ul style="list-style-type: none"> ○ 栗原市クリーンセンター可燃ごみ処理施設の流動床式焼却炉で焼却を行っています。 ○ 焼却後は、焼却鉄分、焼却不燃物、固化ダストに選別しています。 ○ 焼却鉄分は、再資源化を図っています ○ 焼却不燃物、固化ダストは、栗原市最終処分場（管理型）にて埋立処分を行っています。
燃やせないごみ		<ul style="list-style-type: none"> ○ 栗原市クリーンセンター不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮せん断破碎を行っています。 ○ 破碎後は、破碎鉄分・アルミ、粗大不燃物、粗大可燃物に選別しています。 ○ 破碎鉄分・アルミは、再資源化を図っています。（未処理鉄含む）
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ○ 粗大不燃物は、栗原市最終処分場（管理型）にて埋立処分を行っています。 ○ 粗大可燃物は、可燃ごみ処理施設に場内搬送し、焼却を行っています。
資源ごみ	新聞紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の収集運搬委託業者が、市の資源ごみ保管等委託業者へ搬入し、保管された後、再資源化業者へ引き渡され、再資源化を図っています。
	本・雑誌	
	ダンボール紙	
	紙パック	
	スチール缶	
	アルミ缶	
	ペットボトル	
	生きビン	
	その他のビン	
	紙製容器包装	
プラスチック製容器包装		
小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栗原市クリーンセンターに搬入されたごみの中から、小型家電をピックアップし、再資源化業者へ引き渡され、再資源化を図っています。 	

② 中間処理施設の概要

本市のごみの中間処理は、栗原市クリーンセンター可燃ごみ処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設で行っています。

なお、これらの施設は、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度にかけて、長寿命化のための工事を行いました。

施設の概要を表 1-27 に示します。

表 1-27 中間処理施設の概要

	可燃ごみ焼却施設	不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	栗原市一迫柳目字中山 1-61	栗原市一迫柳目字中山 1-61
処理方式	流動床式焼却炉	圧縮せん断破碎（併用設備）
処理能力	40t/16h×2 炉	50t/5h
稼働年月日	平成元（1989）年 3 月	昭和 54（1979）年 3 月



栗原市クリーンセンター

(6) 最終処分場

本市のごみの最終処分は、平成 11（1999）年度より栗原市最終処分場（管理型）で埋め立てを行っています。

栗原市最終処分場（管理型）の埋め立て終了年月日は平成 43（2031）年 3 月 31 日の計画です。図 1-23 に埋め立て状況を示します。

また、隣接している栗原市最終処分場（安定型）については、昭和 48（1973）年度から埋め立てを開始し、平成 10（1998）年度で埋め立てを終了しましたが、現在は水質等をモニタリングしながら、適切に管理を行っています。

表 1-28 栗原市最終処分場の概要

	栗原市最終処分場	
	管理型	安定型
所在地	栗原市金成狼ノ沢 25 番地 23	栗原市金成狼ノ沢地内
埋立物	焼却不燃物、固化ダスト、粗大不燃物、脱水汚泥	焼却灰、焼却不燃物、粗大不燃物
全体面積	59,883 m ²	14,578 m ²
埋立面積	11,000 m ²	14,578 m ²
埋立容量	91,000 m ³	170,000 m ³
埋立開始年月日	平成 11（1999）年 4 月 1 日	昭和 48（1973）年 4 月 1 日
埋立終了年月日	平成 43（2031）年 3 月 31 日	平成 11（1999）年 3 月 31 日
埋立構造	準好気性埋立	—
埋立方式	セル&サンドイッチ方式	セル&サンドイッチ方式
浸出水処理方法	接触ばっ気方式	—
現在の状況	埋立中	管理中

栗原市最終処分場(管理型) 埋立状況 (平成29年度末現在)

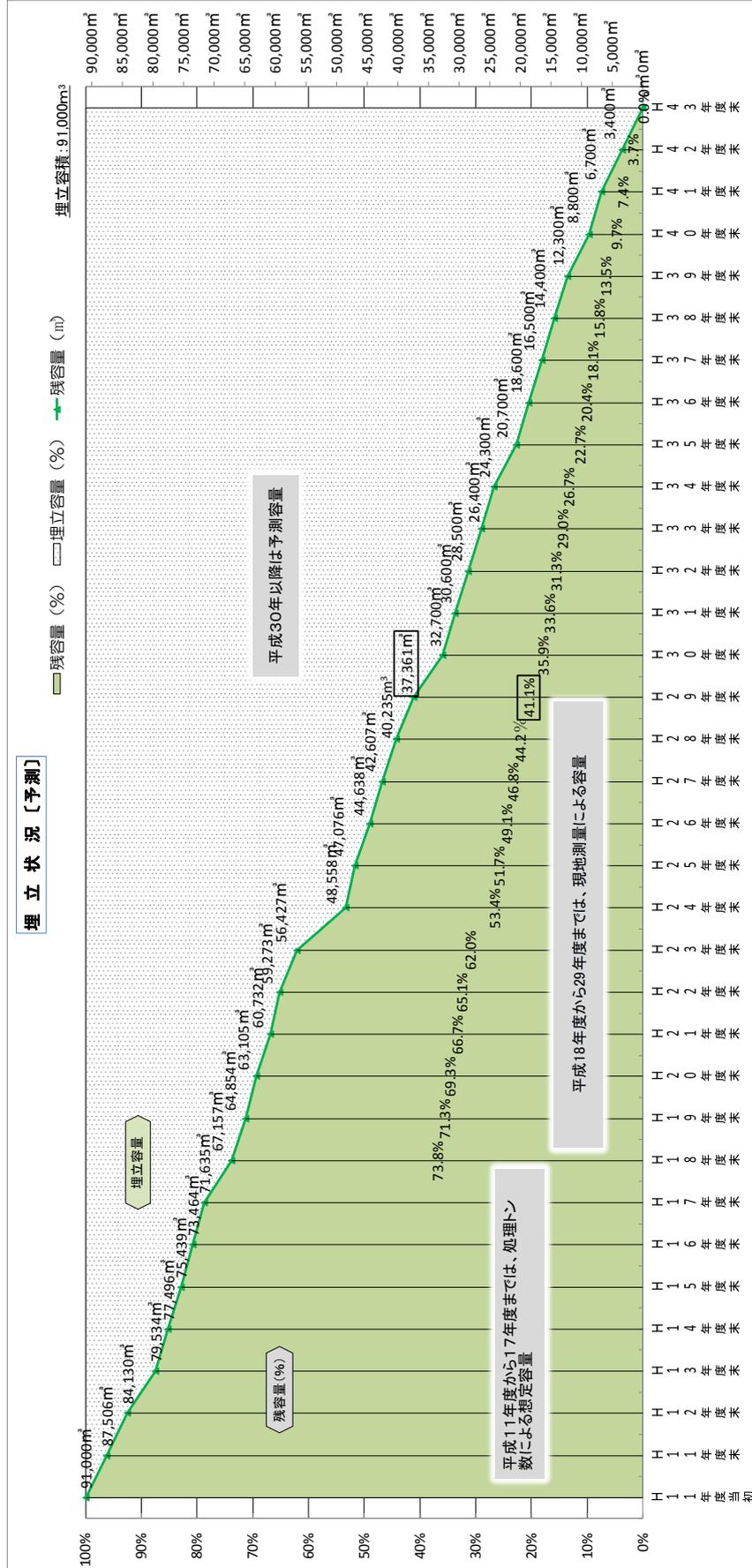


図1-23 管理型最終処分場の埋め立て状況

(7) ごみ質の状況

栗原市クリーンセンター可燃ごみ処理施設のごみピットにおける焼却対象ごみの種類別の組成を表1-29、図1-24に示します。

過去10年の組成をみると、ほとんどの年度で紙類・布類が最も多く、次いで厨芥類またはプラスチック類が多くなっており、いずれも堆肥化、分別や資源回収等で資源化が可能な品目です。

表1-29 ごみ質の種類組成

年度		平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)
種類組成	不燃物類	2.1	2.9	2.0	4.0	2.0
	プラスチック類	20.6	21.1	22.2	29.0	10.4
	プラスチック容器類	8.0	11.4	9.4	14.6	5.8
	プラスチック包装類	12.7	9.8	12.8	14.4	4.6
	ビニール・合成樹脂類	6.4	5.2	5.2	6.6	16.2
	ゴム・皮革類	1.5	5.8	2.3	1.6	4.2
	紙類・布類	48.0	37.7	27.1	33.2	44.2
	木・竹・ワラ類	1.8	11.2	6.8	6.8	6.6
	厨芥類	17.0	13.7	32.5	17.2	12.3
	その他	2.7	2.5	1.9	1.7	4.5
単位容積重量	(kg/m ³)	171	211	214	213	149
水分	(%)	50.8	44.2	49.9	49.1	49.3
年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
種類組成	不燃物類	1.0	2.4	0.4	0.4	1.5
	プラスチック類	22.7	24.6	15.8	17.7	25.9
	プラスチック容器類	14.5	13.6	6.5	6.6	13.1
	プラスチック包装類	8.2	11.1	9.3	11.1	12.8
	ビニール・合成樹脂類	2.5	8.3	6.7	17.7	5.6
	ゴム・皮革類	0.0	1.3	0.7	0.5	0.2
	紙類・布類	38.1	24.7	31.9	25.4	33.7
	木・竹・ワラ類	10.1	10.7	11.0	7.5	9.5
	厨芥類	22.2	24.5	27.6	25.5	20.9
	その他	3.5	3.6	5.9	5.5	2.8
単位容積重量	(kg/m ³)	203.0	201.0	173.0	168.0	147.0
水分	(%)	46.7	45.9	52.5	51.0	45.9

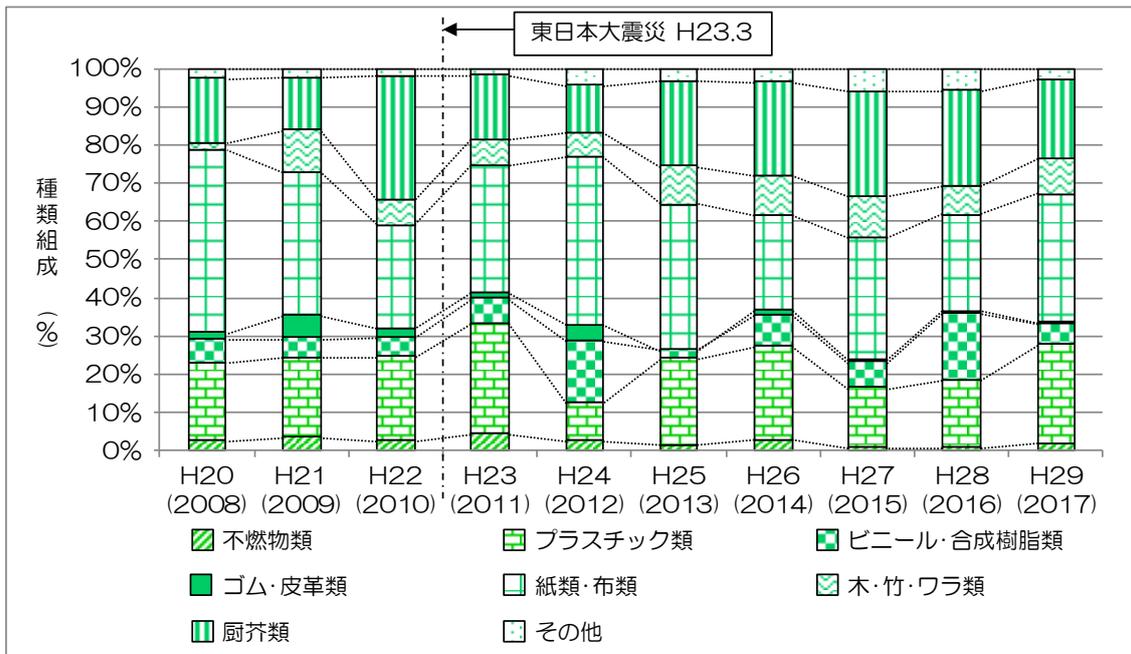


図1-24 ごみ質の種類組成

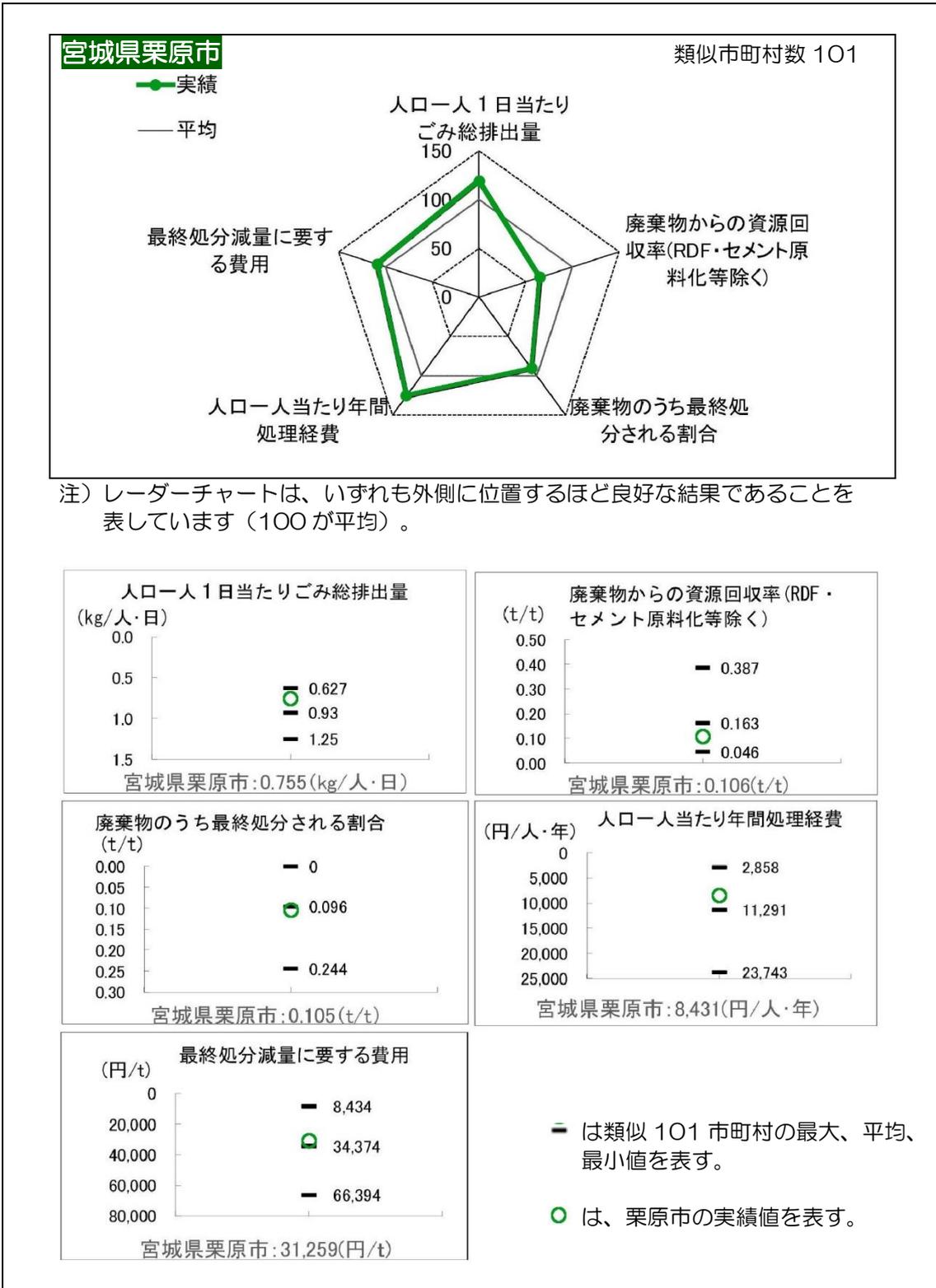
(8) 類似市町村との比較

環境省より提供されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成27（2015）年度実績版）を用いて行った類似市町村とのごみ処理に係る状況の比較を図1-25に示します。

栗原市と産業構造や人口が類似する市町村は全国で101市町村あり、それらと比較すると、人口一人1日当たりのごみ総排出量は、平均より少ない状況です。

一方、廃棄物からの資源回収率は平均より低く、廃棄物のうち最終処分される割合が平均より若干高くなっています。

廃棄物処理に関する経費は、平均よりも少ない状況です。



(9) 意識調査

平成 30 (2018) 年 7 月に市民 1,000 人、事業所 100 社に対し、一般廃棄物についてのアンケート調査を実施しました。

市民・事業所アンケート調査結果の概要を表 1-30、表 1-31 に示します。

アンケート調査の詳細は、資料編に示します。

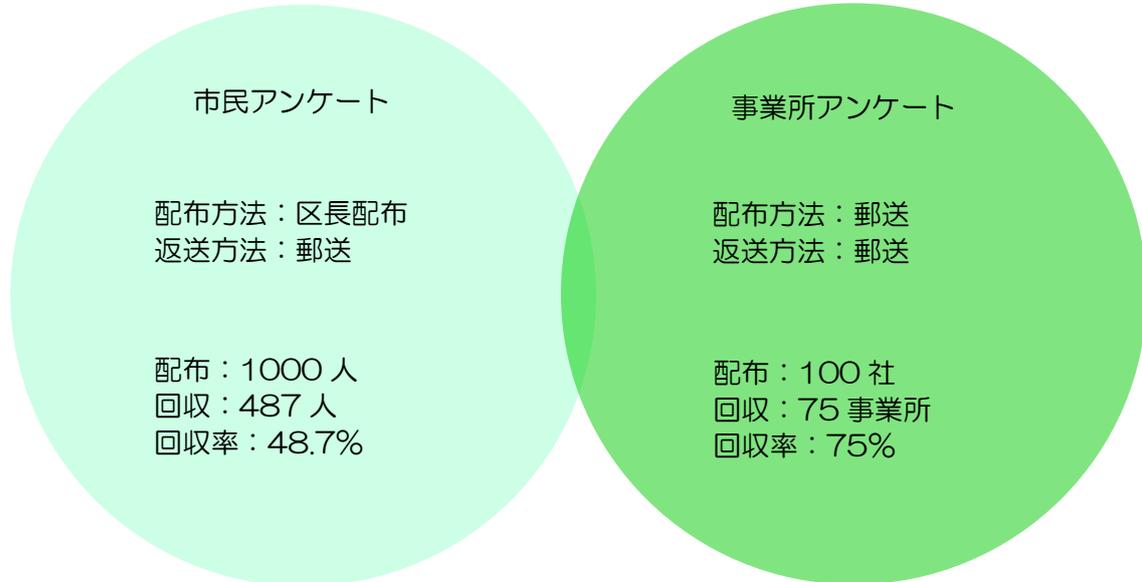


表1-30 市民アンケート調査結果概要

【市民アンケートの調査結果概要】

- ①住居形態別にごみの分別状況を見ると、集合住宅では戸建住宅より「分別区分を守っている」との回答が少ない結果でした。移動者の割合が多い集合住宅では、各市町村で異なるごみ出しルールを完全に把握できていない人の割合が多いことが推察されます。
- ②ごみの収集頻度について、多くの品目で前計画時より「増やして欲しい」の回答割合が多くなっていました。特に、スチール缶・アルミ缶、ペットボトルについて収集回数を「増やして欲しい」の回答割合が多くなっていました。
スチール缶・アルミ缶、ペットボトルは、生活スタイルの変化により各家庭から発生する量が増加したことで「増やして欲しい」との回答が多くなっていると推察されます。
- ③複数の設問や自由記入で、高齢化によりごみ出し（距離が遠い）や分別が困難になっている、また今後危惧されるという意見がありました。
- ④集積所に地域以外の方がごみを捨てる、ごみ出しルールが守られていないとの意見が多くありました。
- ⑤従前より取り組んでいるマイバッグの利用推進について、利用者が前計画時よりも大きく増加していました。
- ⑥食品ロス対策について、何かしらの取り組みを行っている人が半数以上いましたが、何も行っていない人も多くみられました。近年、食品ロス対策は世界的にも重要な課題となっており、全員が可能な限りの取り組みを行うように推進していく必要があります。
- ⑦小型家電回収ボックスの存在自体を知らなかった人が多く、小型家電回収事業の情報発信強化が課題と考えられます。
- ⑧前計画時よりもごみの減量、リサイクルの推進を推進していくべきと考える人の割合が多くなっていました。
- ⑨「コンビニ弁当等の容器を洗って、プラスチックごみに分別している」と回答した人の割合は42.5%であり、半数以上の方が分別せずに燃やせるごみに出している可能性が考えられます。
- ⑩前計画時より「ごみ袋の有料化」等の市民に負担が生じる取り組みでも行うべきと考える人が増えていました。また、「ごみ処理の状況や経費等の情報提供」に取り組むべきと考える人も増えており、ごみ・リサイクル問題に対して意識が向上しているものと考えられます。
- ⑪ごみ処理やリサイクルの実績、取り組み効果、分別、リサイクル方法等について、情報提供をして欲しいとの意見が多くみられました。

表1-31 事業所アンケート調査結果概要

【事業所アンケートの調査結果概要】

- ①前計画時より燃やせるごみを「業者に収集運搬・処分を委託している」事業所が少なくなっており、市の施設に持ち込まれる事業系一般廃棄物が増加している一因となっている可能性も考えられます。
- ②自社のリサイクルルートについて、未回答の割合が多くなっており、認識があいまいになっている可能性が考えられます。
- ③食品を取り扱うコンビニエンスストアやその他小売業（主に食品）でも食品残渣を「リサイクルしていない」との回答がみられました。また、食品残渣は、全ての品目の中で最も「リサイクルしていない」との回答が多くなっており、今後のリサイクル推進が必要と考えられます。
- ④前計画時よりコピー用紙等紙類を「リサイクルしていない」との回答が多くなっていました。コピー用紙等紙類は、リサイクルシステムが確立された品目ですが、未だにリサイクルされずに、事業系一般廃棄物に混入している可能性も考えられ、事業所がリサイクルルートを認識して対応していくことが必要と考えられます。
- ⑤燃やせるごみについて「増加傾向で推移している」より「減少傾向で推移している」と回答している事業所の割合が多くなっていました。事業系一般廃棄物は近年増加傾向となっていることから、認識と実績が異なっている結果となっています。
- ⑥前計画時より一般廃棄物の減量化やリサイクルについて「経費がかかっても取り組んでいきたい」と考えている事業所が多くなっていました。
- ⑦前計画時より一般廃棄物の減量化やリサイクルについて「経費がかかっても取り組んでいきたい」と考えている事業所が多くなっていて一方、「経費削減、効率性の向上につながれば取り組んでいきたい」と回答する事業所が最も多く、目先の利益にとらわれず、リサイクル等に取り組む必要性を認識してもらうことが重要と考えられます。
- ⑧前計画時と比較して「事務用紙や封筒等の再利用」という従前から浸透していた取り組みが減少（意識の低下）し、比較的浸透しきっていなかったと考えられる「包装の簡易化」等の取り組みが増加している傾向がみられました。リサイクルの取り組み推進や啓蒙は、新たなものだけでなく、既に浸透したものも継続的に行っていくことが重要と考えられます。
- ⑨複数の設問で一般廃棄物の減量化やリサイクルについて取り組み意識が向上している傾向がみられました。しかし、実績は事業系一般廃棄物の量は増加傾向となっており、意識は向上しているものの、方法がわからない、または効果的に実行できていない可能性が考えられます。

7. ごみ処理政策の動向

(1) 廃棄物処理法

国では、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28（2016）年改正。以下「国の基本方針」という。）を策定し、廃棄物削減や適正処理に向けた具体的な目標の設定や取り組みを推進しています。

【 廃棄物処理法に基づく国の基本方針の概要 】

① 廃棄物の適正な処理の基本的な方向

- ・循環型社会のさらなる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進
- ・災害廃棄物の分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理の確保

② 目標値

表1-32 国の基本方針による一般廃棄物の減量化の目標量（平成32（2020）年度）

項目	目標
排出量	約12%削減（平成24（2012）年度比）
再生利用率	約21%（平成24（2012）年度比）から約27%に増加させる
最終処分量	約14%削減（平成24（2012）年度比）
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500グラム

表1-33 国の基本方針による食品ロス、家電（小型家電）リサイクル法に係る目標値

項目	目標
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	43市町村（平成25（2013）年度）に対し、平成30（2018）年度において200市町村に増大させる
小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	約59%（平成25（2013）年度）に対し、平成30（2018）年度までに100%まで増大させる
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約43%（平成25（2013）年度）から平成30（2018）年度までに80%まで増大させる

③ 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

④ 具体的な取り組みに関する事項

- ・廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- ・非常災害時における処理、施設整備に関し必要な事項
- ・その他廃棄物の処理に関し必要な事項

また、国の基本方針と同様に廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理施設整備計画（平成30（2018）年改正）が策定され、目標の設定や取り組みが行われています。

【廃棄物処理施設整備計画の概要】

①基本的理念

- ・基本原則に基づいた3Rの推進
- ・気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- ・地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

②目標値

表1-34 廃棄物処理施設整備計画における重点目標（平成34（2022）年度）

項目	目標
ごみのリサイクル率	27%
最終処分場の残余年数	平成29（2017）年度の水準（20年分）を維持する
計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	21%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	70%
浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合	76%
省エネ型浄化槽の導入によるCO ₂ 排出削減量	12万トンCO ₂

③廃棄物処理システムの方向性

- ・市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進
- ・持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- ・廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- ・廃棄物系バイオマスの利活用推進
- ・災害対策の強化
- ・地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- ・地域住民等の理解と協力確保
- ・廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約適正化

(2) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25 (2013) 年 5 月に第 3 次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

第 3 次循環型社会形成推進計画は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3R の推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくために定めています。

また、現在は第 3 次循環型社会形成推進基本計画の目標期間内ですが、平成 30 (2018) 年 6 月に、第 4 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

【第 3 次循環型社会形成推進基本計画の概要】

① 基本的方向

◇ 質にも着目した循環型社会の形成

- ・ リサイクルより優先順位の高い 2R (リデュース・リユース) の取組がより進む社会経済システムの構築
- ・ 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ・ アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理
- ・ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ・ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ・ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

◇ 国際的取組の推進

- ・ アジア 3R 推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ・ 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

◇ 東日本大震災への対応

- ・ 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ・ 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

② 取組指標

表 1-35 第 3 次循環型社会形成推進基本計画の取組指標 (平成 32 (2020) 年度)

項目	目標
一人 1 日当たりのごみの排出量	平成 12 (2000) 年度比で約 25%削減
一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	平成 12 (2000) 年度比で約 25%削減
事業系ごみ排出量	平成 12 (2000) 年度比で約 35%削減

第4次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね平成37（2025）年までに国が講ずべき施策を示しています。

【第4次循環型社会形成推進基本計画の概要】

①将来像

◇持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ・誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上

◇循環分野における基盤整備

- ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

②取組の方向

◇持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ・地域循環共生圏の形成
- ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- ・廃棄物エネルギーの徹底活用
- ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- ・災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- ・廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

◇循環分野における基盤整備

- ・電子マニフェストを含む情報の活用
- ・技術開発等（廃棄物分野のIT活用）
- ・人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）

③目標値

表1-36 第4次循環型社会形成推進基本計画の目標値（平成37（2025）年度）

項目	目標
一人1日当たりのごみ排出量	約850 g/人・日
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440 g/人・日
事業系ごみ排出量	約1,100万トン

(3) 宮城県循環型社会形成推進計画

宮城県では、平成28(2016)年3月に計画期間を平成28(2016)年度から平成32(2020)年度の5年間とする第2期宮城県循環型社会形成推進計画を策定しました。

第2期宮城県循環型社会形成推進計画は、循環型社会形成推進基本法及び廃棄物処理法に基づいて策定されるものでありますが、宮城県環境基本計画の廃棄物関係施策を具体的に進める計画となっているほか、「宮城の将来ビジョン」(平成19(2007)年3月)における宮城の将来をつくる33の取組の一つにも位置付けられています。

【宮城県循環型社会形成推進計画の概要】

①基本理念

「リスタート!みやぎの3Rーリデュース・リユース・リサイクル」
もう一度!循環型社会の形成のために明日への一步を踏み出す願いを込めて

②基本方針

- 全ての主体の行動の促進
- 循環型社会を支える基盤の充実
- 循環資源の3R推進
- 廃棄物の適正処理

③目標値

表1-37 宮城県循環型社会形成推進計画の目標値(平成32(2020)年度)

項目		目標
一人1日当たりのごみ排出量		930g/人・日
内 訳	生活系ごみ	645g/人・日
	事業系ごみ	285g/人・日
リサイクル率		30%
最終処分量		12%

④重点課題

- ごみの分別などの環境配慮行動の推進
- 小型電子機器等リサイクル制度の推進
- 食品廃棄物等のリサイクルの推進
- 放射性物質が付着した廃棄物処理の推進
- 震災経験を生かした災害廃棄物処理計画の策定
- 不法投棄防止対策の推進

8. ごみ処理の課題

(1) 目標の達成状況

前計画（平成 27（2015）年改定時）の数値目標の達成状況を表 1-38 に示します。

目標年度は平成 30（2018）年度で、最新の実績値は平成 29（2017）年度ですが、実績値は目標値に届いていない状況にあります。

「第 1 章 6. ごみ処理の現状」に示した実績値の経年変化からも平成 30（2018）年度に大きな改善はないものと考えられ、最終処分率以外は目標値を達成しないと想定されます。

なお、最終処分率については減少傾向となっており、平成 29（2017）年度から 0.2%改善した場合、平成 30（2018）年度目標を達成することになります。

表 1-38 前計画（平成 27（2015）年改定時）の数値目標達成状況

	前計画時実績値 平成 25 年度 (2013)	目標値 平成 30 年度 (2018)	実績値 平成 29 年度 (2017)
一人 1 日当たりのごみの 排出量 (g/人・日)	745	713 (720)	766
資源化率 (%)	11.9	15.4 (14.7)	10.0
最終処分率 (%)	10.9	10.2 (10.3)	10.4

注) 目標値の () 内の数値は、前計画の平成 29（2017）年度時点における目標値である。

(2) 排出抑制

本市の一人1日当たりのごみの排出量は、表1-38に示すように前計画（平成27（2015）年改定時）の目標値を達成していません。

しかし、平成20（2008）年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生により、一時的に増加したものの、経年的に排出量は減少してきており、図1-25に示すように類似市町村と比較すると、排出量は少ない状況です。

なお、排出量は減少していますが、一人1日当たりのごみ排出量は増加傾向となっており、特に事業系ごみの占める割合が多くなっています。

今後は、これまでの取り組みを継続して行うとともに、食品ロス対策など新たな取り組みの導入、さらに事業系ごみの削減にも取り組んでいくことが必要です。

(3) 資源化率の向上

本市の資源化率は、表1-38に示すように前計画（平成27（2015）年改定時）の目標値を達成していません。

また、図1-25に示すように、類似市町村と比較しても、資源化率が低い状況にあります。

資源化率については、栗原市では店頭回収や市民による集団資源回収等の市町村が直接回収したもの以外の資源化量を含んでいないため、低くなっていることが考えられます。

資源化率については、店頭回収等を推進し、把握していない資源化量を増やすことで低下することとなるため、資源化率だけにとらわれてはいけませんが、今後は、新たな再資源化に係る取り組みや既存ルールの取り組み強化などにより、再資源化の推進を図っていくことが必要です。

(4) 最終処分率の低減

本市の最終処分率は、表1-38に示すように前計画（平成27（2015）年改定時）の目標値を達成していませんが、もう少しで達成できる状況となっています。

しかし、図1-25に示すように、類似市町村と比較すると、最終処分率が若干高い状況にあります。

これについては、単純に量を減らすだけではなく、再資源化を推進することで、削減を図っていくことが重要です。

(5) 収集・運搬

本市の家庭ごみの分別収集体制は、基本的には平成 17（2005）年 4 月の合併前の体制を継続しているため、分別収集の回数が地区により異なっています。そのため、分別収集回数の全地区での平準化や効率的な収集運搬体制の確立に向けて、検討していく必要があります。

また、収集品目の細分化や、適正に分別されたごみの収集、高齢化社会に対応した収集体制の整備等を検討し、収集・運搬により再資源化や適正処理を推進することが必要です。

(6) 中間処理

本市の中間処理は、栗原市クリーンセンターの可燃ごみ処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設で行っています。

当該施設は、機能や能力に変更はありませんが、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度にかけて老朽化対策として改良工事が行われており、当面の間、熱回収施設や発電施設の新たな機能の追加は見込まれない状況にあります。

中間処理の今後の課題としては、施設の適正な管理により、可能な限り延命化を図っていくとともに、これまでと同様に受け入れ物から再資源化物を回収する体制を維持していくことが必要です。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理人口の将来推計

ごみ処理の将来予測を行うにあたり、将来のごみ処理人口を推計しました。
 ごみ処理実績の管理は、毎年的人口が公表される住民基本台帳で行うことから、住民基本台帳の人口を用いて推計しました。
 推計は、過去5年の実績から回帰分析により行いました。

表2-1 ごみ処理人口の推移

区分	実績値（住民基本台帳）					
年	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	
人口	74,078	72,958	71,934	70,792	69,594	
区分	推計値（直線回帰）					
年	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	
人口	68,531	67,418	66,304	65,191	64,077	
区分	推計値（直線回帰）					
年	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
人口	62,964	61,851	60,737	59,624	58,510	57,397

注) 実績値は各年9月末の値である。

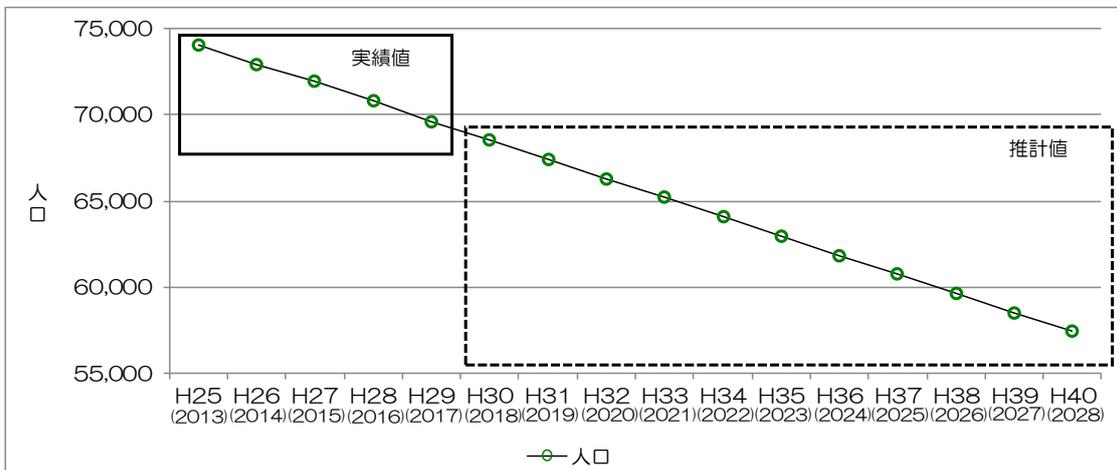


図2-1 ごみ処理人口の推移

2. ごみの将来予測

「第1章 6. ごみ処理の現状」で示したように、人口の減少によりごみの総排出量は減少傾向を示していますが、一人1日当たりのごみの排出量は増加傾向で推移しています。また、ごみの総排出量に占める資源化率、最終処分率はともに減少傾向を示しています。

現状のまま推移した場合のごみの排出量、資源化率、最終処分率の将来予測を次に示します。

(1) ごみの排出量

ごみの排出量の予測は、原単位法で行いました。

予測は、複数の回帰分析結果を比較し、最も相関係数の高いものを採用しました。

予測に用いる実績値は、過去5年（H25（2013）～H29（2017）年度）としました。

◎原単位法：一人1日当たりのごみの排出量を予測し、将来人口を乗じて、ごみの排出量を求める方法

現状のまま推移した場合、一人1日当たりのごみの排出量は緩やかに増加傾向となりますが、人口が減少することにより、ごみの総排出量は減少していく見通しです。

表2-2 一人1日当たりのごみの排出量予測値

単位：g/人・日

区分	年度	一人1日当たりのごみ排出量
実績値	H25 (2013) 年度	745
	H26 (2014) 年度	747
	H27 (2015) 年度	774
	H28 (2016) 年度	754
	H29 (2017) 年度	766
予測値	H30 (2018) 年度	768
	H31 (2019) 年度	770
	H32 (2020) 年度	772
	H33 (2021) 年度	773
	H34 (2022) 年度	775
	H35 (2023) 年度	776
	H36 (2024) 年度	777
	H37 (2025) 年度	778
	H38 (2026) 年度	779
	H39 (2027) 年度	780
	H40 (2028) 年度	781

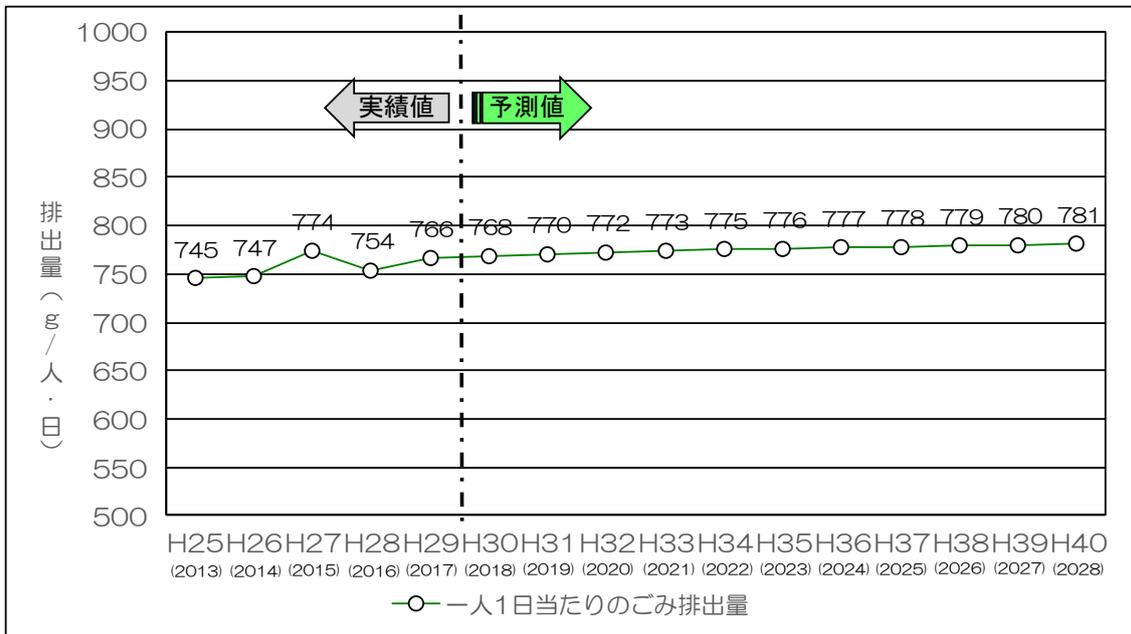


図2-2 一人1日当たりのごみの排出量予測値

表2-3 ごみ排出量予測値

単位：t

区分	年度	ごみ排出量
実績値	H25 (2013) 年度	20,252
	H26 (2014) 年度	19,899
	H27 (2015) 年度	20,327
	H28 (2016) 年度	19,489
	H29 (2017) 年度	19,463
予測値	H30 (2018) 年度	19,211
	H31 (2019) 年度	18,948
	H32 (2020) 年度	18,683
	H33 (2021) 年度	18,393
	H34 (2022) 年度	18,126
	H35 (2023) 年度	17,834
	H36 (2024) 年度	17,541
	H37 (2025) 年度	17,247
	H38 (2026) 年度	16,953
	H39 (2027) 年度	16,658
	H40 (2028) 年度	16,362

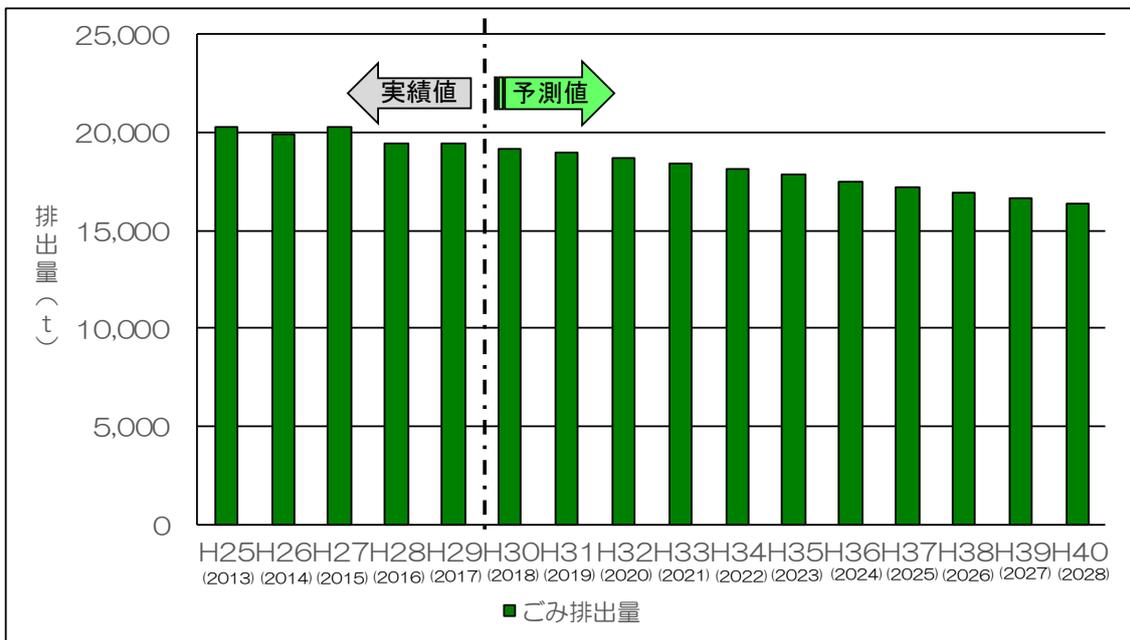


図2-3 ごみ排出量予測値

(2) 資源化率

資源化率の予測は、複数の回帰分析結果を比較し、最も相関係数の高いものを採用しました。

予測に用いる実績値は、過去5年（H25（2013）～H29（2017）年度）としました。

現状のまま推移した場合の資源化率は、減少していく見通しです。

表2-4 資源化率予測値

単位：%

区分	年度	資源化率
実績値	H25（2013）年度	11.9
	H26（2014）年度	11.0
	H27（2015）年度	10.8
	H28（2016）年度	10.6
	H29（2017）年度	10.0
予測値	H30（2018）年度	10.0
	H31（2019）年度	9.8
	H32（2020）年度	9.6
	H33（2021）年度	9.5
	H34（2022）年度	9.3
	H35（2023）年度	9.2
	H36（2024）年度	9.1
	H37（2025）年度	8.9
	H38（2026）年度	8.8
	H39（2027）年度	8.7
	H40（2028）年度	8.6

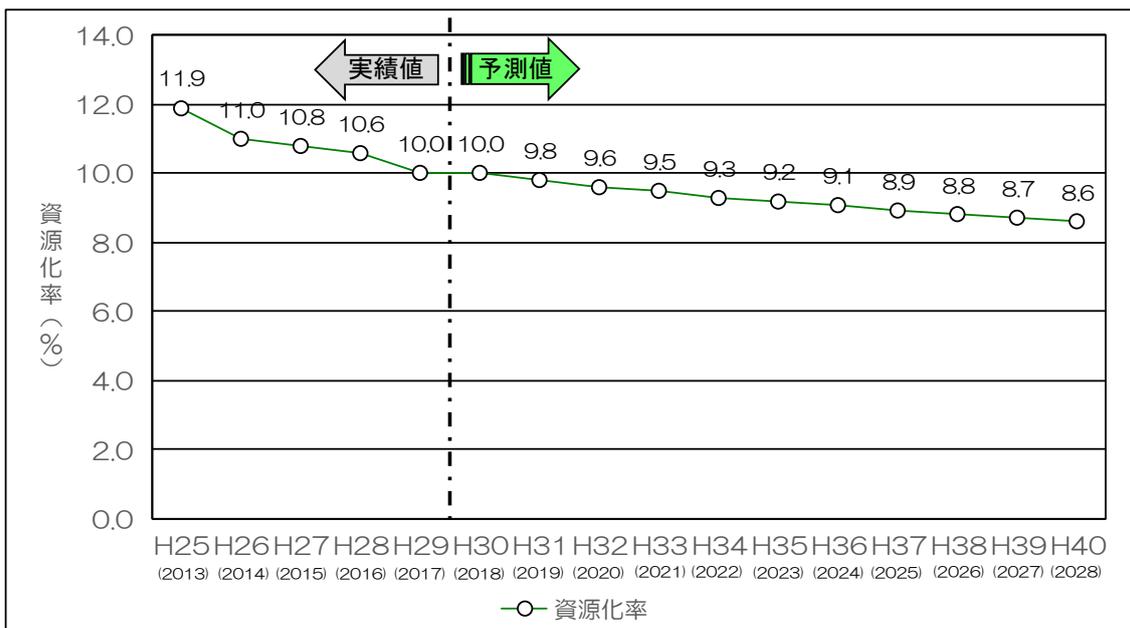


図2-4 資源化率予測値

(3) 最終処分率

最終処分率の予測は、複数の回帰分析結果を比較し、最も相関係数の高いものを採用しました。

予測に用いる実績値は、過去5年（H25（2013）～H29（2017）年度）としました。

現状のまま推移した場合の最終処分率は、緩やかに減少していく見通しです。

表2-5 最終処分率予測値

単位：%

区分	年度	最終処分率
実績値	H25（2013）年度	10.9
	H26（2014）年度	10.7
	H27（2015）年度	10.7
	H28（2016）年度	10.4
	H29（2017）年度	10.4
予測値	H30（2018）年度	10.2
	H31（2019）年度	10.1
	H32（2020）年度	10.0
	H33（2021）年度	9.9
	H34（2022）年度	9.7
	H35（2023）年度	9.6
	H36（2024）年度	9.5
	H37（2025）年度	9.4
	H38（2026）年度	9.3
	H39（2027）年度	9.2
	H40（2028）年度	9.1

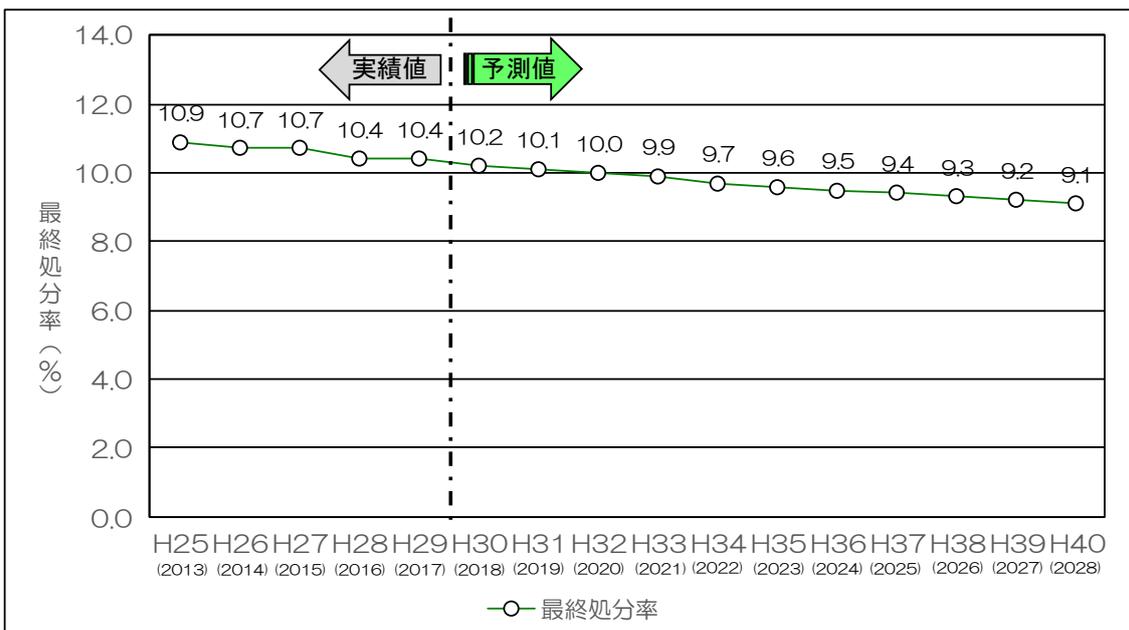


図2-5 最終処分率予測値

3. 基本目標

廃棄物の循環利用や減量化を行い、豊かな自然環境と共存する都市を維持していくために、一人1日当たりのごみの排出量、資源化率、最終処分率について、目標値を設定します。

基本目標は、平成29(2017)年度を基準年度とし、平成40(2028)年度を目標年度、平成35(2023)年度を中間目標年度として数値目標を設定します。

(1) 一人1日当たりのごみの排出量の目標

一人1日当たりのごみ排出量は、増加傾向と予測されました。しかし、ごみ処理体制の徹底、各種施策の推進により、平成40(2028)年度目標値を現在の実績値から約3%削減するものとし、744g/人・日を目指します。

また、総排出量に占める家庭ごみと事業系ごみの割合については、近年事業系ごみが増加傾向にあります。施策の推進により事業系ごみの抑制を行うことで、過去5年(平成25(2013)～29(2017)年度)のごみ排出量の実績値の平均割合を維持することを目指します。

表2-6 一人1日当たりのごみの排出量の目標設定

	実績値 平成29年度 (2017)	中間目標値 平成35年度 (2023)	目標値 平成40年度 (2028)
一人1日当たりのごみの 排出量 (g/人・日)	766	754	744
(内訳：家庭ごみ分)	(580)	(578)	(570)
(内訳：事業系ごみ分)	(186)	(176)	(174)

注) 一人1日当たりのごみの排出量 = ごみの総排出量 ÷ 人口 ÷ 365日

表2-7 一人1日当たりのごみの排出量の目標設定（詳細）

年度	一人1日当たりのごみ排出量目標値	
	目標値	予測値
H29 (2017) 年度	766	766
H30 (2018) 年度	764	768
H31 (2019) 年度	762	770
H32 (2020) 年度	760	772
H33 (2021) 年度	758	773
H34 (2022) 年度	756	775
H35 (2023) 年度	754	776
H36 (2024) 年度	752	777
H37 (2025) 年度	750	778
H38 (2026) 年度	748	779
H39 (2027) 年度	746	780
H40 (2028) 年度	744	781

注) H29 (2017) 年度は実績値

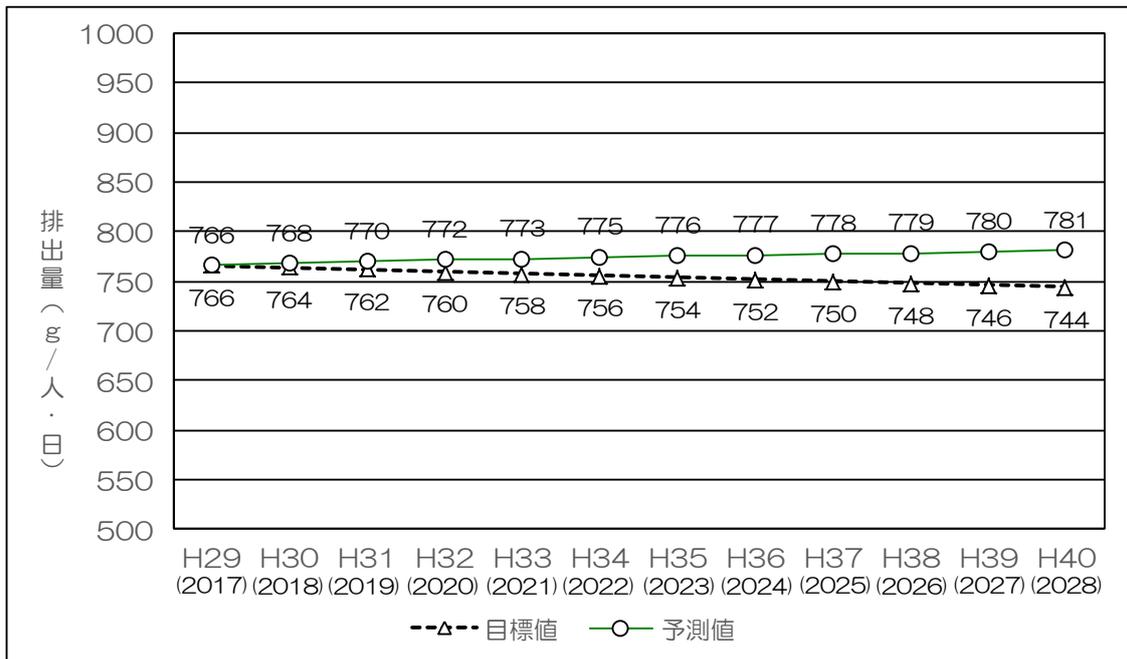


図2-6 一人1日当たりのごみの排出量の目標設定（詳細）

表2-8 目標値から算出したごみ排出量（参考）

単位：t

年度	総排出量 目標値換算	家庭ごみ 目標値換算	事業系ごみ 目標値換算
H29 (2017) 年度	19,463	14,738	4,724
H30 (2018) 年度	19,111	14,639	4,472
H31 (2019) 年度	18,751	14,363	4,388
H32 (2020) 年度	18,393	14,089	4,304
H33 (2021) 年度	18,036	13,816	4,220
H34 (2022) 年度	17,681	13,544	4,137
H35 (2023) 年度	17,328	13,273	4,055
H36 (2024) 年度	16,977	13,004	3,973
H37 (2025) 年度	16,627	12,736	3,891
H38 (2026) 年度	16,279	12,470	3,809
H39 (2027) 年度	15,932	12,204	3,728
H40 (2028) 年度	15,587	11,940	3,647

注) H29 (2017) 年度は実績値、家庭ごみと事業系ごみの割合は過去5年の実績値 (H25 (2013) ~H29 (2017) 年度の平均値) の割合を維持

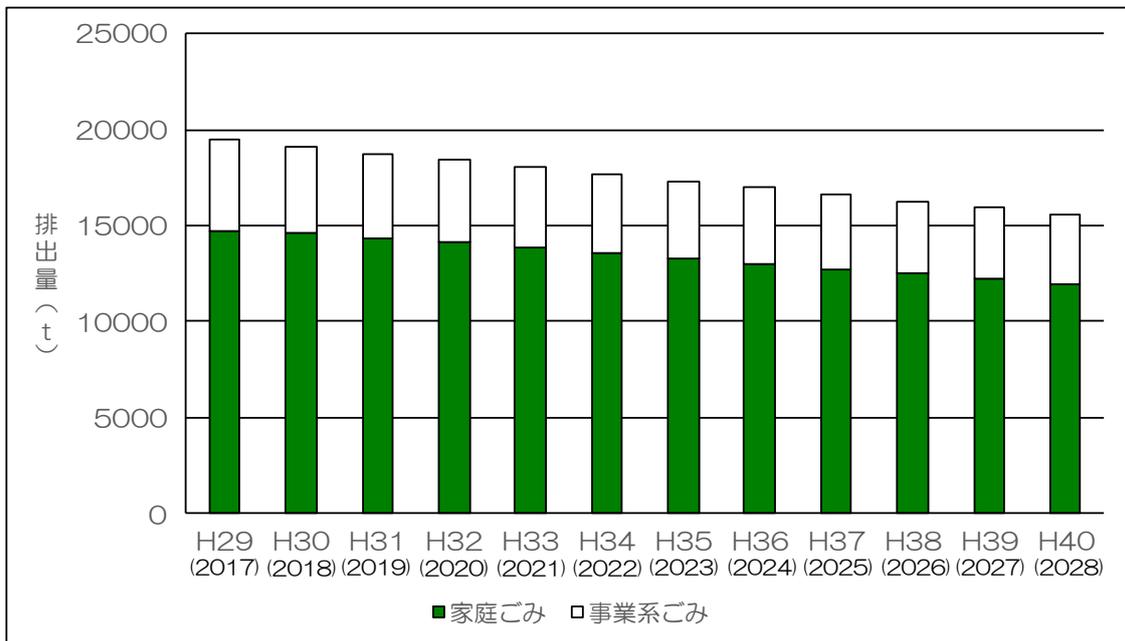


図2-7 目標値から算出したごみ排出量（参考）

(2) 資源化率の目標

資源化率は、減少傾向と予測されましたが、分別の徹底、各種施策の推進により、平成 40（2028）年度目標値を、予測値に対し1ポイントを増加させるものとし、資源化率の維持を目指します。

表2-9 資源化率の目標設定

	実績値 平成 29 年度 (2017)	中間目標値 平成 35 年度 (2023)	目標値 平成 40 年度 (2028)
資源化率 (%)	10.0	9.8	9.6

注) 資源化率 = 資源ごみの総排出量 ÷ ごみの総排出量

表2-10 資源化率の目標設定（詳細）

単位：%

年度	資源化率	
	目標値	予測値
H29 (2017) 年度	10.0	10.0
H30 (2018) 年度	10.0	10.0
H31 (2019) 年度	9.9	9.8
H32 (2020) 年度	9.9	9.6
H33 (2021) 年度	9.9	9.5
H34 (2022) 年度	9.8	9.3
H35 (2023) 年度	9.8	9.2
H36 (2024) 年度	9.7	9.1
H37 (2025) 年度	9.7	8.9
H38 (2026) 年度	9.7	8.8
H39 (2027) 年度	9.6	8.7
H40 (2028) 年度	9.6	8.6

注) H29 (2017) 年度は実績値

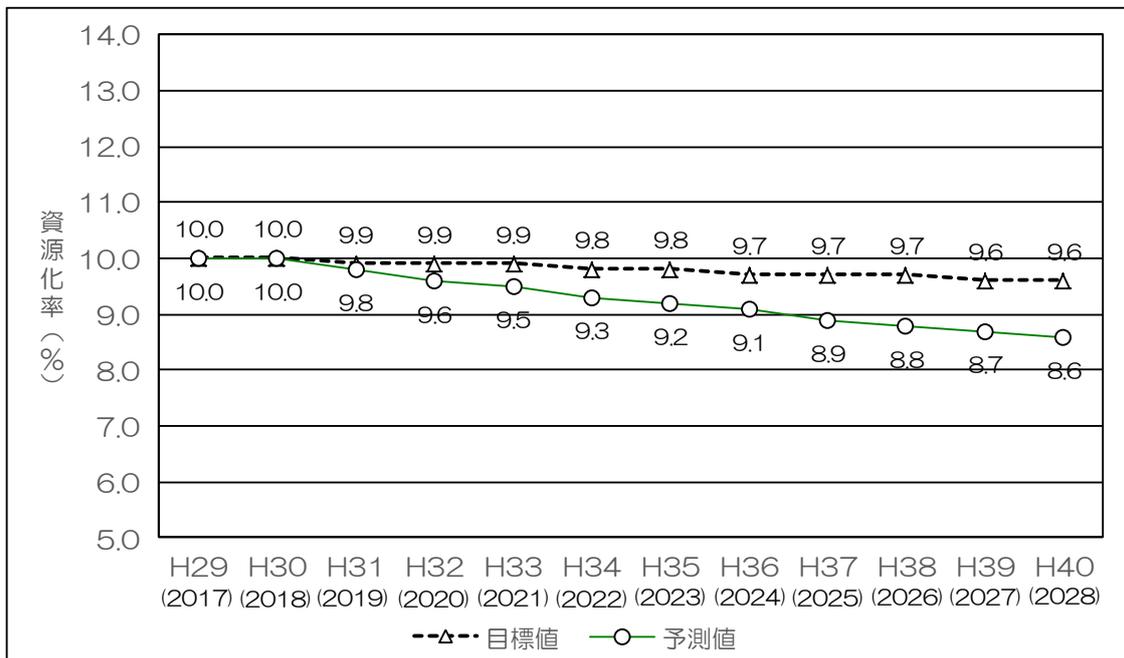


図2-8 資源化率の目標設定（詳細）

(3) 最終処分率の目標

最終処分率は、減少傾向と予測されましたが、目標設定においても更なる減量を図るものとし、平成 40 (2028) 年度目標値を現在の実績値から 1.6 ポイント削減するものとし、8.8%を目指します。

表 2-1 1 最終処分率の目標設定

	実績値 平成 29 年度 (2017)	中間目標値 平成 35 年度 (2023)	目標値 平成 40 年度 (2028)
最終処分率 (%)	10.4	9.5	8.8

注) 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみの総排出量

表2-12 最終処分率の目標設定（詳細）

単位：%

年度	最終処分率	
	目標値	予測値
H29 (2017) 年度	10.4	10.4
H30 (2018) 年度	10.2	10.2
H31 (2019) 年度	10.1	10.1
H32 (2020) 年度	10.0	10.0
H33 (2021) 年度	9.8	9.9
H34 (2022) 年度	9.7	9.7
H35 (2023) 年度	9.5	9.6
H36 (2024) 年度	9.4	9.5
H37 (2025) 年度	9.2	9.4
H38 (2026) 年度	9.1	9.3
H39 (2027) 年度	8.9	9.2
H40 (2028) 年度	8.8	9.1

注) H29 (2017) 年度は実績値

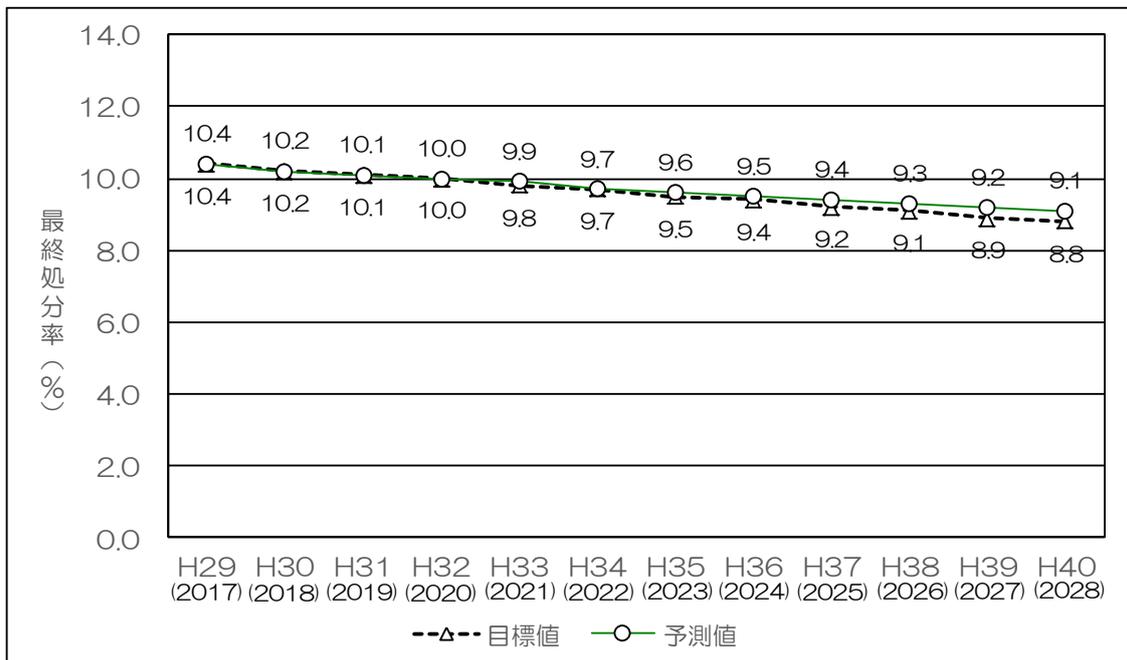


図2-9 最終処分率の目標設定（詳細）

4. 基本方針

生活環境の保全および公衆衛生の向上や循環型社会を実現させるためには、ごみの不適正処理の防止や環境への負荷の低減に配慮しながら、第一にごみの排出を抑制し（リデュース）、第二に再利用（リユース）、第三に再資源化（リサイクル）の順にできる限り循環的な利用を行い、それでもなお循環的に利用できないものについては、適正な処分を行っていく社会づくりが必要です。

本市では、この「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」にリフューズ（不要なものを買わない）及びリペア（修理しながら使う）を追加し、循環型社会を実現するため「5R」を推進していきます。

また、ごみの排出抑制、循環的利用を促進するため、市民・事業者・市が適切な役割分担の下で連携し、積極的に取り組んでいきます。

本市では、以下の3つの基本方針を定め、生活環境の保全および公衆衛生の向上や循環型社会の実現のための施策を展開していきます。

なお、各施策には評価基準を設定することで、取り組み意識を向上させるとともに、評価を明確にします。

基本方針

1
ごみの発生や排出を抑制し、生活環境や公衆の衛生が保全された持続可能なまちを目指します。



2
市民・事業者のリサイクル意識の高揚を図り、環境負荷の少ない循環型社会の実現により、豊かな自然を守ることを目指します。



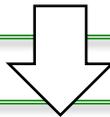
3
市民・事業者・市の協働による取り組みを推進し、市民一人一人が地域を守るために自主的に取り組みを行う意識を持つことを目指します。



第2次栗原市総合計画

理念：市民が創る くらしたい栗原

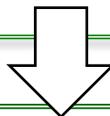
- 将来像：Ⅰ 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち
Ⅱ 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち
Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち
Ⅳ 地域の特性を活かした、産業や交流が盛んなまち
Ⅴ 市民がまちづくりを楽しめるまち



第2次栗原市環境基本計画

将来像：人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造

- 基本方針：Ⅰ 清らかな水と豊かな緑に生まれ心安らぐまち
Ⅱ 資源を守り安心して快適に暮らせるまち
Ⅲ 地球を思いやりやさしい暮らしを営むまち
Ⅳ みんなで環境を学び行動するまち
Ⅴ 放射性物質による不安を解消し安心して暮らせるまち



第2次栗原市一般廃棄物処理基本計画 【ごみ処理基本計画】

1 ごみの発生や排出を抑制し、生活環境や公衆の衛生が保全された持続可能なまちを目指します。

2 市民・事業者のリサイクル意識の高揚を図り、環境負荷の少ない循環型社会の実現により、豊かな自然を守ることを目指します。

3 市民・事業者・市の協働による取り組みを推進し、市民一人一人が地域を守るために自主的に取り組みを行う意識を持つことを目指します。

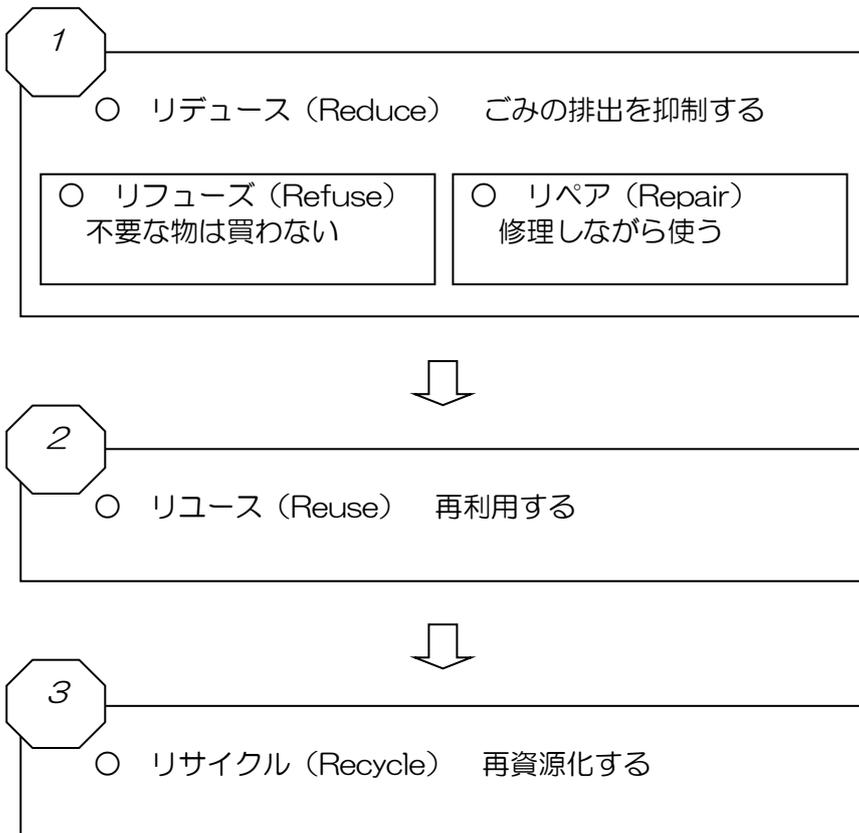
参 考

「5R」について

「5R」の基本は、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」であり、中でもリデュース（ごみの排出抑制）は、循環型社会を構築していくために最も優先して取り組むべき事項であります。

本市では、ごみの排出抑制（リデュース）の具体策として、リフューズ（不要なものを買わない）とリペア（修理しながら使う）を加え、それら5Rを推進し、循環型社会の実現を目指します。

「5R」の優先順位について



5. 施策

本市では、基本目標の達成を目指し、生活環境の保全および公衆衛生の向上や循環型社会の実現のため、基本方針に沿った次の施策を展開していきます。



ごみの発生や排出を抑制し、生活環境や公衆の衛生が保全された持続可能なまちを目指します。

(1) 事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理

市内の事業者に対して、事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理のためのマニュアルなどを作成し、支援していきます。

(2) 過剰包装の抑制

包装ごみの排出を抑制するため、「過剰包装は望まない、行わない」を基本とし、市民・事業者へ呼びかけを行っていきます。

※過剰包装とは：ラッピングされた商品を紙袋に入れる、お菓子などの個包装されている商品をさらに外装する、ヘアワックスなどのケース付き商品をクリアケースに入れて販売するなど。

(3) 食品ロスの削減

市内では、食べられるのに捨てられてしまっている食品などがあることから、食品ロスの削減によって、ごみの減量化及び環境の保全に取り組めます。施策としては、食材の食べきり・使い切りや、30-10 運動、ドギーバッグの活用等の取り組みを検討していきます。

※30-10 運動とは：宴会時に最初の 30 分、最後の 10 分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動

※ドギーバッグとは：食べきれない料理などを持ち帰る容器のこと

(4) 生ごみの減量化

生ごみについて、家庭での水切りの徹底による減量化を啓発していくとともに、再資源化を推進するために家庭でできる堆肥化の方法を市民に情報提供します。



ごみの発生や排出を抑制し、生活環境や公衆の衛生が保全された持続可能なまちを目指します。

(5) エコショッピングの促進

買い物の際は、余分なものや不要なものは購入せず、必要な物を必要な分だけ購入したり、マイバッグを持参する、詰め替え商品を購入するなど、市民に対し環境負荷の少ないエコショッピングについて呼びかけを行っていきます。

また、小売業者などに対しては、レジ袋の有料化など事業者にもメリットのある取り組みを推奨していきます。

(6) 修理によるごみ削減の推進

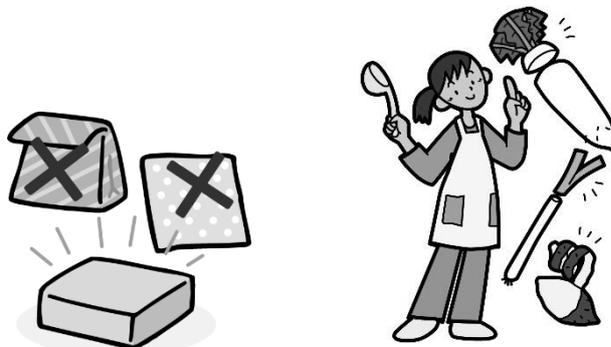
市民・事業者に対して、修理しながら物を使うメリット（お金節約、愛着がわく）を認識してもらいながら、ごみの削減につなげるために、啓発活動、情報提供を行っていきます。

(7) レンタルやリース制度の利用促進

市民・事業者に対し、一時的に使用するものについて、レンタルやリース制度を活用するよう、呼びかけを行っていきます。

(8) イベント等におけるごみの発生抑制

多くの人が集まり、多くのごみが排出される祭りやイベントの際には、主催者にリユース食器の積極的な活用や分別の徹底などを呼び掛けていきます。





市民・事業者のリサイクル意識の高揚を図り、環境負荷の少ない循環型社会の実現により、豊かな自然を守ることを目指します。

(1) 市民セミナー・イベントや施設見学などを活用した分別意識の向上

ごみの分別徹底により再資源化を推進するため「い・ど・う市民セミナー」、「環境関連イベント」、「栗原市クリーンセンターの見学」などを活用し、市民に対してごみの分別方法を指導・啓発するとともに、課題を把握し、再資源化の施策に反映させていきます。

(2) 店頭回収の促進

地域における多様な再資源化ルートを確保するため、事業者に対して店頭回収品目・回収店舗の拡大を要請していきます。店頭回収を実施している店舗を増やすことで、再資源化への意識が高い事業者を増やしていきます。

(3) 資源集団回収の促進

市民団体などにおける資源集団回収を支援するため、資源回収業者の紹介及び他の団体の優良な取組活動の情報提供などを行っていきます。

(4) 事業系一般廃棄物の再資源化推進

事業系一般廃棄物に再資源化可能なものが混入しないように、収集運搬業者に外観検査などを実施してもらうように要請します。また、事業者等に対してリサイクルルートの紹介を行っていきます。



市民・事業者のリサイクル意識の高揚を図り、環境負荷の少ない循環型社会の実現により、豊かな自然を守ることを目指します。

(5) リターナブル容器の使用促進

事業者に対して可能な限りリターナブル容器の使用、容器の回収に協力してもらうように呼びかけを行っていきます。

(6) 収集回数の適正化及び分別回収品目の拡大

ごみの減量化や再資源化の推進を図りながら、収集回数の平準化を行い、効率的・効果的な収集運搬体制を構築していきます。

また、再資源化が促進されるように、市で収集運搬するごみの品目について、細分化や拡大を検討していきます。

(7) プラスチック容器の分別徹底

現在も一般廃棄物に多く含まれるプラスチックごみについて、比較的簡単に汚れが落とせる弁当のプラスチック容器などが資源化物として回収されるように、容器の出し方の紹介、啓発を行います。

(8) 小型家電回収ボックスの利用促進

市では既に小型家電回収事業を実施していますが、認知度の低さから利用が限定的であると考えられるため、事業のPRや回収ボックスの増設などを行っていきます。





市民・事業者・市の協働による取り組みを推進し、市民一人一人が地域を守るために自主的に取り組みを行う意識を持つことを目指します。

(1) 市民・事業者との連携による不法投棄及び不適正処理の監視

ごみの不法投棄及び野外焼却等の不適正処理について、市民・事業者と連携し、監視体制を強化していきます。

(2) 集合住宅でのごみの適正な排出

多くの世帯が居住し、移動者の割合が高い集合住宅について、ごみ出しルールを徹底するため、所有者または管理者と連携し、ごみの出し方の掲示、または定期的な教育・啓発を行います。

(3) 収集運搬業者への講習による適正な収集

収集運搬業者が集積所でのごみ収集時に適正にごみが出されているかどうかの判断ができるように定期的に講習を行います。不適正なごみはシールを貼り、収集を行わないようにします。

(4) 市民・事業者による清掃活動の支援

ボランティア・サポート・プログラムによる道路の清掃及び緑化活動、伊豆沼・内沼クリーンキャンペーンや地域における一斉清掃など、地域における市民・事業者の自主的・自立的な地域清掃活動の支援をしていきます。



市民・事業者・市の協働による取り組みを推進し、市民一人一人が地域を守るために自主的に取り組みを行う意識を持つことを目指します。

(5) 公衆衛生組合等との連携

公衆衛生組合等と連携し、市民のごみの減量・再資源化に関する自主的活動の推進を行っていきます。

(6) 高齢化への配慮

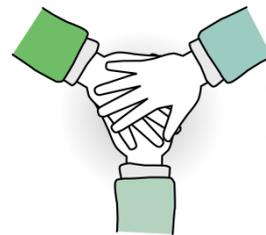
高齢化により集積所へのごみ出しが困難になる世帯が多くなってきていることから、地域での助け合いなどによるごみ出しを呼びかけていきます。

(7) 市民・事業者へのごみの減量、適正処理に関する情報の提供

市民・事業者が、各施策に取り組みやすいように、市が必要な情報を広報やホームページ、SNSなどを活用して提供していきます。

(8) 優良事業者等の取り組み紹介

アイデアや工夫等を行い、ごみの削減等に取り組んでいる事業者・市民等について、優良事業者等として市で紹介する取り組みなどを行っていきます。



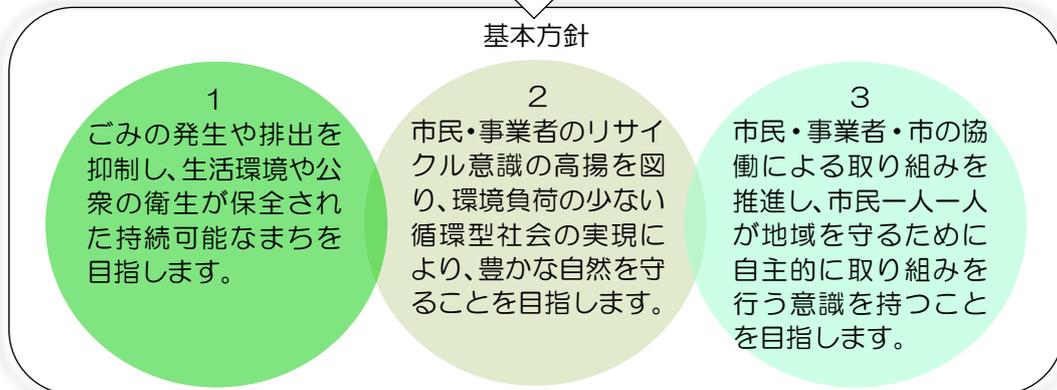
ごみ処理基本計画における基本目標・基本方針・施策の体系図
～循環型社会の実現に向けて～

目 標

目 標 (平成 40 (2028) 年度)	
一人 1 日当たりのごみの排出量 (g/人・日) (内訳：家庭ごみ分) (内訳：事業系ごみ分)	744 (570) (174)
資源化率 (%)	9.6
最終処分率 (%)	8.8



基本方針



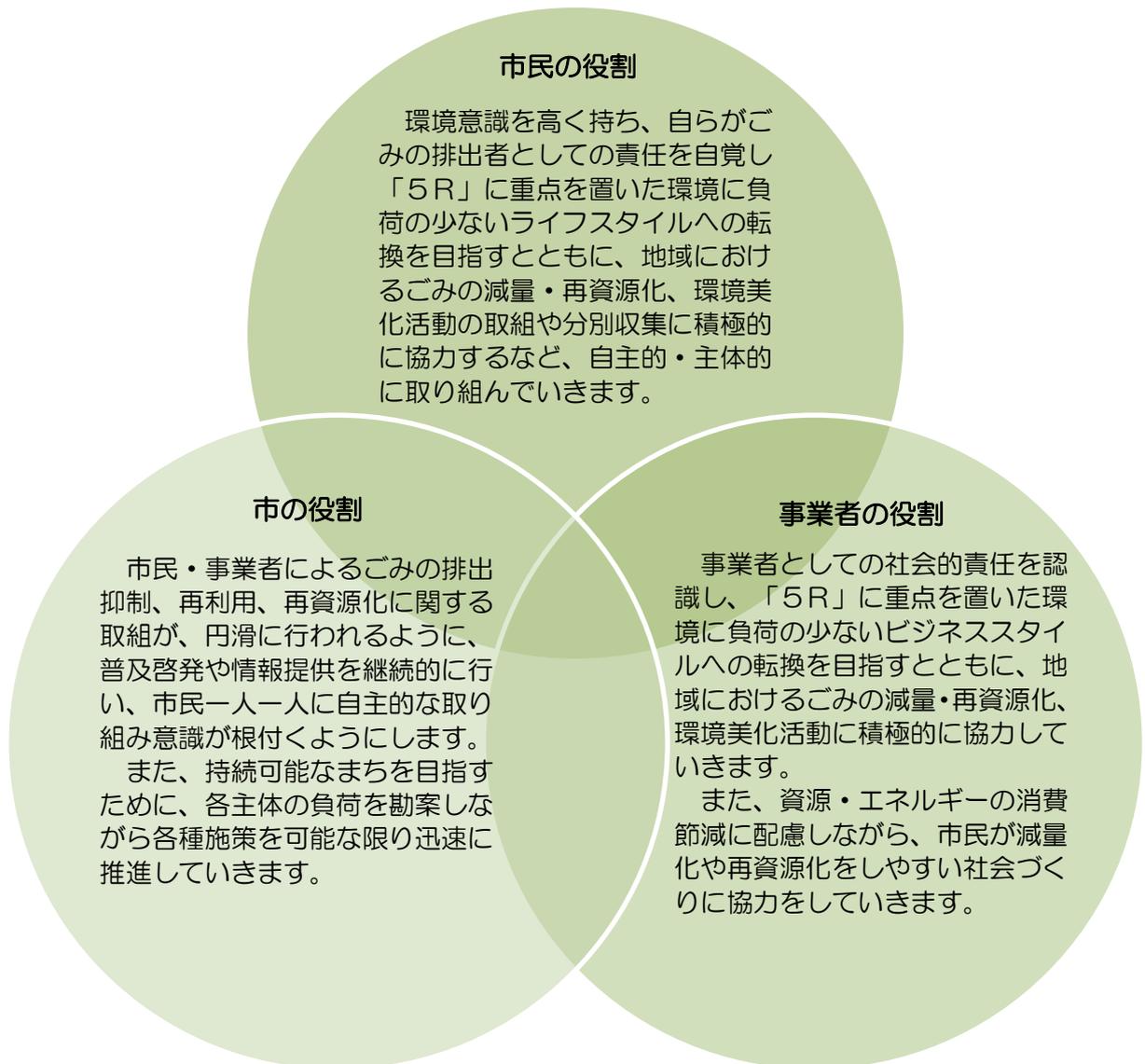
施 策

<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理 (2) 過剰包装の抑制 (3) 食品ロスの削減 (4) 生ごみの減量化 (5) エコショッピングの促進 (6) 修理によるごみ削減の推進 (7) レンタルやリース制度の利用促進 (8) イベント等におけるごみの発生抑制 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民セミナー・イベントや施設見学などを活用した分別意識の向上 (2) 店頭回収の促進 (3) 資源集団回収の促進 (4) 事業系一般廃棄物の再資源化推進 (5) リターナブル容器の使用促進 (6) 収集回数の適正化及び分別回収品目の拡大 (7) プラスチック容器の分別徹底 (8) 小型家電回収ボックスの利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民・事業者との連携による不法投棄及び不適正処理の監視 (2) 集合住宅でのごみの適正な排出 (3) 収集運搬業者への講習による適正な収集 (4) 市民・事業者による清掃活動の支援 (5) 公衆衛生組合等との連携 (6) 高齢化への配慮 (7) 市民・事業者へのごみの減量、適正処理に関する情報の提供 (8) 優良事業者等の取り組み紹介
---	---	---

6. 市民・事業者・市の役割

ごみの減量・再資源化を促進するためには、市民・事業者・市の三者が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

市民・事業者・市は、それぞれの役割を認識し、積極的な協働と参画により、目標の達成を目指していきます。



7. 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、今後も排出されるごみを生活環境の保全上、支障がないように中間処理施設等に搬入する必要があります。

また、収集回数の平準化や収集対象物の見直し検討等により、更なる適正な収集・運搬体制について検討を行っていきます。

表2-13 収集・運搬計画

項目	内容
収集対象物	<p>本市では、家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみについて、市の収集運搬委託業者による収集を行っています。</p> <p>目標年度（平成40（2028）年度）における、市の収集運搬委託業者による収集対象物は現行を維持するとともに、各種リサイクル法の施行等の社会情勢の変化に応じて、収集対象物の見直しを検討していきます。</p>
収集回数	<p>収集回数については、基本的に合併前の体制を維持しており、地区により収集回数が異なるため、平準化に向けて検討を行っていきます。</p> <p>また、今後の社会情勢やライフスタイル等の変化に伴う収集量の著しい変動または分別収集品目を変更する際などには、必要に応じて見直しを検討していきます。</p>
収集方式	<p>収集方式については、基本的には現行を維持し、市の指定するごみ集積所から市の委託業者が収集運搬を行います。</p> <p>また、収集効率や収集経費等を勘案し、必要に応じて見直していきます。</p> <p>小型家電については、現行のボックス回収、イベント回収、栗原市クリーンセンター搬入ごみからのピックアップ回収を継続していきます。ボックスの設置箇所については、増設を検討していきます。</p>
収集対象物以外の処理	<p>市の委託業者による収集運搬以外のごみの処理については、現行の体制を維持していきますが、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを検討していきます。</p>

8. 中間処理計画

ごみの中間処理については、今後も市の中間処理施設に搬入されたごみを安全かつ衛生的に適正処理するほか、ごみの減量化、減容化、資源化及び安定化を行い、最終処分場への負担を軽減していきます。

表2-14 中間処理計画

項目	内容
中間処理の方法	<p>中間処理の方法については、現行を維持していきます。</p> <p>また、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを検討していきます。</p>
既存施設の安定した管理運営	<p>栗原市クリーンセンターの既存施設は、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度にかけて、長寿命化のための工事が行われました。</p> <p>今後も適正な定期点検等を行い、安定した管理運営に努めていきます。</p>
ごみ処理施設の広域化	<p>宮城県では、ごみの処理を広域的に行うために、宮城県ごみ処理広域化計画（平成 11（1999）年 3 月）を策定しています。</p> <p>この計画では、ごみ処理を広域で行うことにより、焼却施設を集約化し、全連続炉等によるダイオキシン類の排出抑制、高効率発電設備、廃熱利用、焼却灰やばいじんの有効利用を図ることが可能となります。また、資源ごみについても再生利用がより効率的・効果的に行うことが出来ます。</p> <p>本市は、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の 2 市 4 町からなる大崎・栗原ブロックに含まれています。</p> <p>現在大崎・栗原ブロック内には、焼却施設が 5 施設あります。いずれも施設老朽化が進み、統合（3 施設を統合した新施設を平成 34（2022）年度部分供用に向けて現在工事中）・長寿命化工事を実施または計画しています。最終的には、大崎地域で 2 施設、栗原地域で 1 施設の計 3 施設で処理を行っていく計画です。</p>

9. 最終処分計画

最終処分については、今後とも環境負荷に配慮し、最終処分量の低減を図っていきます。

また、埋め立て終了を見据え、新たな最終処分場候補地の検討等を計画的に進めていきます。

表2-15 最終処分計画

項目	内容
<p>栗原市最終処分場（管理型）の延命化</p>	<p>現在使用している栗原市最終処分場（管理型）は、平成 11（1999）年度から埋立を開始し、栗原市クリーンセンターから発生する焼却不燃物、固化ダスト、粗大不燃物に加え、栗原市最終処分場の浸出水処理施設から発生する脱水污泥の埋め立てを行っています。</p> <p>当初の計画では、平成 26（2014）年に埋め立て完了の予定となっていました。が、ごみの減量・再資源化により、平成 43（2031）年度まで延命が図られています。</p> <p>今後もより一層のごみの減量・再資源化を推進し、最終処分量を低減し、さらに延命化を図っていきます。</p> <p>また、平成 43（2031）年度以降は新たな最終処分場が必要になることから、候補地の検討等を計画的に進めていきます。</p>
<p>栗原市最終処分場（安定型）の廃止等</p>	<p>栗原市最終処分場（安定型）は、平成 10（1998）年度で埋め立てを終了しています。</p> <p>現在は、周辺地域への影響を確認するため、水質等をモニタリングしながら管理しており、今後も継続していきます。</p>

10. 計画の進行

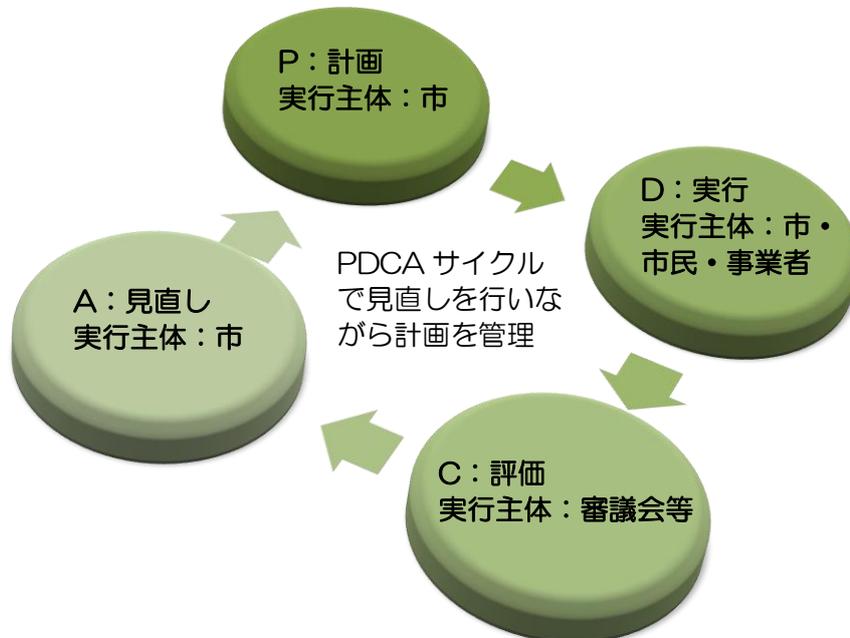
本計画は、広報紙やホームページ等により広く情報を公開し、市民・事業者とともに、表2-16に示すスケジュールで進行していきます。

本計画の実施計画については、毎年度策定し、新たな施策についても常時検討していきます。

本計画は、PDCA サイクルにより常時見直し・管理を行い、平成 35（2023）年度に中間の改定を行う計画とします。

表2-16 計画の進行

	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	H33 (2021) 年度	H34 (2022) 年度	H35 (2023) 年度	H36 (2024) 年度	H37 (2025) 年度	H38 (2026) 年度	H39 (2027) 年度	H40 (2028) 年度
一般廃棄物処理 基本計画	策定					中間 改定					次期 計画
	← PDCAサイクルにより見直し管理 →										
一般廃棄物処理 実施計画	策定	策定	策定	策定	策定	策定	策定	策定	策定	策定	策定
新たな施策	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討



11. その他

(1) 栗原市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を確認するために、市民、事業者、学識経験者等により組織する栗原市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、施策の効果的な進め方等について意見を求め、以後の施策検討に活用していきます。

(2) 災害対策

風水害・震災等の災害時における廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、「栗原市地域防災計画」に基づき、近隣の市町村及び関係団体等と調整を図り、災害時の相互協力処理体制の整備を推進していきます。また、東日本大震災で被害が広範囲におよんだため、近隣市町村で対応が出来ない場合を想定し、岐阜県大垣市、秋田県湯沢市と災害時における相互応援に関する協定書を締結しました。

災害廃棄物の処理計画については、宮城県災害廃棄物処理計画に基づき、同じ県北ブロックの大崎地域広域行政事務組合、宮城県、その他関係機関と連携しながら、適正な実施体制について検討していきます。

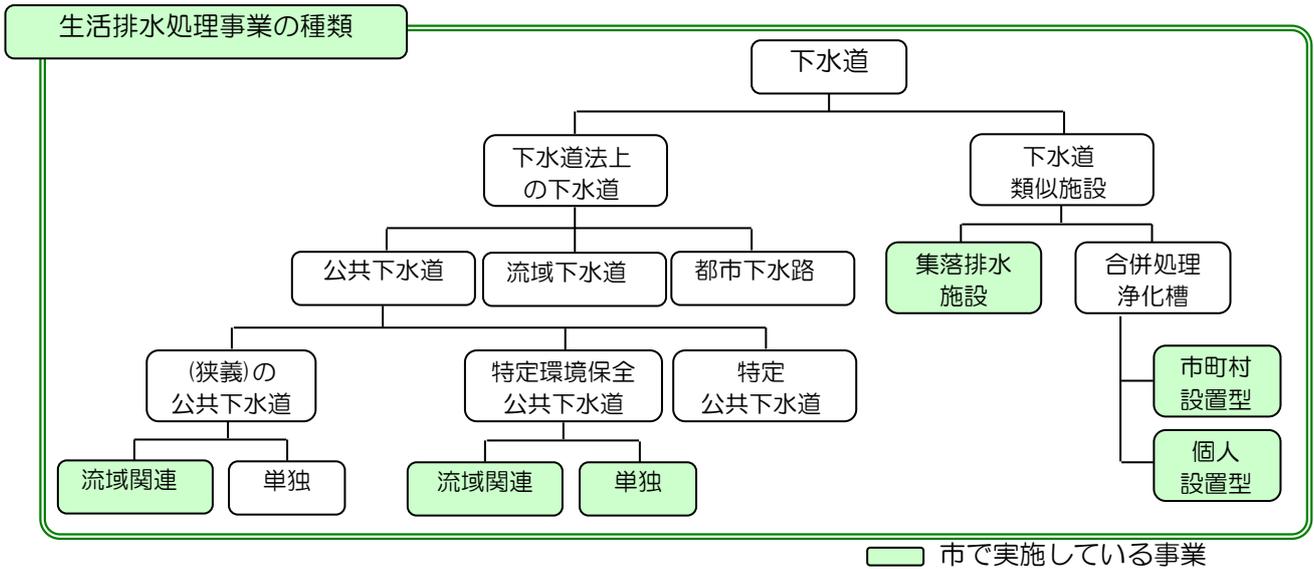
第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理事業の概要

本市では、次の事業により市内の生活排水を処理しています。

- 公共下水道事業
 - ・栗原市（迫川）流域関連公共下水道事業
 - ・栗原市（迫川）流域関連特定環境保全公共下水道事業
 - ・栗原市（単独）特定環境保全公共下水道事業
- 農業集落排水事業（6 施設）
- 浄化槽事業
 - ・市設置型合併処理浄化槽事業
 - ・個人設置型合併処理浄化槽事業



(2) 生活排水処理人口

本市の生活排水処理人口（水洗化人口）は、経年的に増加してきており、平成 29（2017）年度末時点で、行政区域対水洗化人口率 57.1%、処理区域対水洗化人口率 80.7%となっています。

H20(2008)～H24(2012)の生活排水処理人口の推移を表3-1に、H25(2013)～H29（2017）の生活排水処理人口の推移を表3-2に示します。

表3-1 生活排水処理人口（H20（2008）～H24（2012））

年 度（末時点）		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)
行政区域人口	(人) A	78,686	77,666	76,503	75,569	74,467
処理区域人口	(人) B ^{注1)}	48,524	46,576	47,230	47,766	48,052
	公共下水道 ^{注2)}	10,562	10,248	10,474	10,576	10,591
	特環下水道 ^{注2)}	20,041	20,952	20,923	20,914	20,662
	農業集落排水	4,643	4,511	4,467	4,411	4,339
	市設置浄化槽	3,859	4,449	4,671	5,048	5,628
	個人設置浄化槽	3,720	2,488	2,842	2,859	2,889
	民間設置浄化槽	5,699	3,928	3,853	4,810	4,849
水洗化人口	(人) C	33,940	32,843	33,837	35,375	36,395
	公共下水道 ^{注2)}	5,262	5,975	6,182	6,343	6,603
	特環下水道 ^{注2)}	12,582	13,168	13,377	13,479	13,451
	農業集落排水	2,895	2,947	2,989	2,995	3,021
	市設置浄化槽	3,782	4,337	4,594	4,889	5,582
	個人設置浄化槽	3,720	2,488	2,842	2,859	2,889
	民間設置浄化槽	5,699	3,928	3,853	4,810	4,849
行政区域対処理区域人口率	(%) B÷A	61.7	60.0	61.7	63.2	64.5
行政区域対水洗化人口率	(%) C÷A	43.1	42.3	44.2	46.8	48.9
処理区域対水洗化人口率	(%) C÷B	69.9	70.5	71.6	74.1	75.7

注1) 民間設置浄化槽の処理区域と他の処理区域のエリアが一部重なるため、合計数が一致しない場合がある。

注2) 公共下水道：（狭義）の公共下水道事業

特環下水道：特定環境保全公共下水道（流域関連と単独の合算）

表3-2 生活排水処理人口（H25（2013）～H29（2017））

年 度（末時点）		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
行政区域人口（人）	A	73,355	72,234	71,222	70,059	68,946
処理区域人口（人）	B ^{注1)}	48,753	49,138	49,202	48,816	48,797
	公共下水道 ^{注2)}	10,580	10,569	10,689	10,657	10,622
	特環下水道 ^{注2)}	21,219	21,005	20,818	20,396	20,213
	農業集落排水	3,670	3,637	3,585	3,548	3,466
	市設置浄化槽	6,168	6,679	6,870	7,175	7,442
	個人設置浄化槽	2,901	2,980	2,945	2,888	2,832
	民間設置浄化槽	5,120	5,140	5,167	4,893	4,900
水洗化人口（人）	C	37,386	38,226	38,805	38,909	39,358
	公共下水道 ^{注2)}	6,643	6,672	6,874	6,974	7,064
	特環下水道 ^{注2)}	14,044	14,240	14,391	14,390	14,564
	農業集落排水	2,534	2,569	2,578	2,605	2,579
	市設置浄化槽	6,144	6,625	6,850	7,159	7,419
	個人設置浄化槽	2,901	2,980	2,945	2,888	2,832
	民間設置浄化槽	5,120	5,140	5,167	4,893	4,900
行政区域対処理区域人口率（%）	B÷A	66.5	68.0	69.1	69.7	70.8
行政区域対水洗化人口率（%）	C÷A	51.0	52.9	54.5	55.5	57.1
処理区域対水洗化人口率（%）	C÷B	76.7	77.8	78.9	79.7	80.7

注1) 民間設置浄化槽の処理区域と他の処理区域のエリアが一部重なるため、合計数が一致しない場合がある。

注2) 公共下水道：（狭義）の公共下水道事業

特環下水道：特定環境保全公共下水道（流域関連と単独の合算）

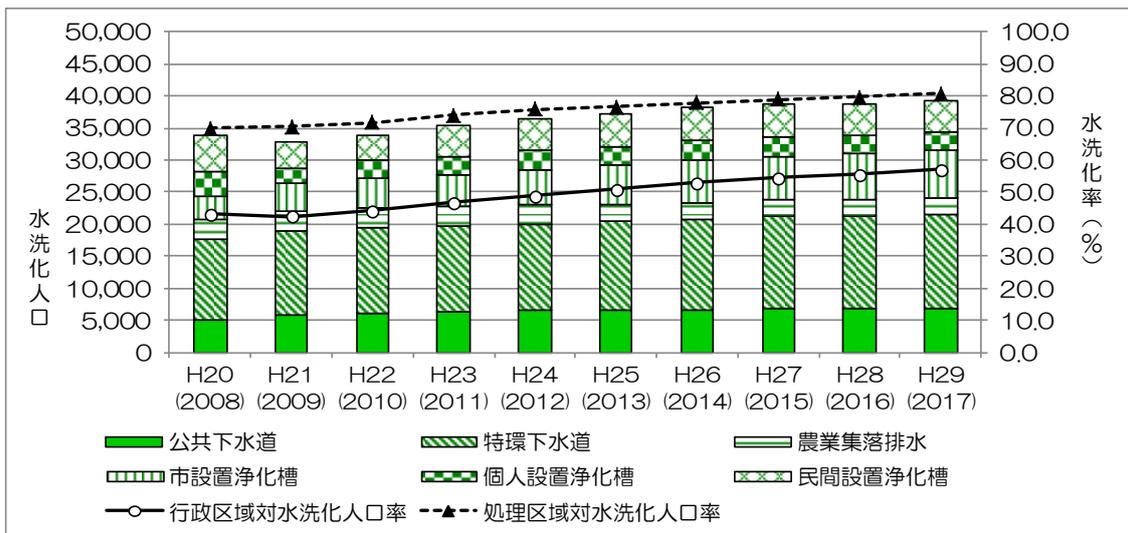


図3-1 生活排水処理人口

(3) 公共下水道事業

本市の公共下水道事業には、栗原市（迫川）流域関連公共下水道事業、栗原市（迫川）流域関連特定環境保全公共下水道事業、栗原市（単独）特定環境保全公共下水道事業があります。表3-3に事業の区分を示し、事業ごとの処理状況を表3-4に示します。

表3-3 公共下水道事業の区分

処理方式区分	法上の定義区分	地区名	処理場
(迫川)流域関連	公共下水道事業	築館・若柳	宮城県迫川流域下水道石越浄化センター (宮城県登米市石越町東郷字六反新田 14-2)
	特定環境保全公共下水道事業	栗駒・一迫・金成・志波姫・鶯沢・花山	
(単独)			高清水・瀬峰

表3-4 公共下水道の処理状況の詳細（平成29（2017）年度末）

地区名	注) 事業名	行政区域人口	処理区域人口	水洗化人口	行政区域対処理区域人口率	行政区域対水洗化人口率	処理区域対水洗化人口率
		(A) (人)	(B) (人)	(C) (人)	(B÷A) (%)	(C÷A) (%)	(C÷B) (%)
築館	迫川流域 関連公共	13,510	6,101	4,190	45.2	31.0	68.7
若柳		12,048	4,521	2,874	37.5	23.9	63.6
栗駒	迫川流域 関連特環	10,915	3,886	2,185	35.6	20.0	56.2
一迫		7,354	2,834	1,938	38.5	26.4	68.4
金成		6,746	3,274	2,320	48.5	34.4	70.9
志波姫		6,878	2,753	2,112	40.0	30.7	76.7
鶯沢		2,384	2,208	2,026	92.6	85.0	91.8
花山		1,065	665	575	62.4	54.0	86.5
高清水	単独特環 (広域)	3,673	2,099	1,453	57.1	39.6	69.2
瀬峰		4,373	2,494	1,955	57.0	44.7	78.4
合計		68,946	30,835	21,628	44.7	31.4	70.1

注) 迫川流域関連公共：（迫川）流域関連公共下水道事業
 迫川流域関連特環：（迫川）流域関連特定環境保全公共下水道事業
 単独特環（広域）：（単独）特定環境保全公共下水道事業

(4) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水処理する施設等の整備を行い、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成に資することを目的に行われています。

概ね20戸以上の農業振興地域を対象とし、現在、市内6箇所で供用を開始しています。事業ごとの処理状況を表3-6に示します。

農業集落排水は、状況に応じて公共下水道への切り替えを検討しており、直近では、平成25(2013)年度から沢辺(金成)を特定環境保全公共下水道へ切り替えています。

表3-5 施設名称

名 称
大袋農業集落排水処理施設
大川口地区農業集落排水処理施設
姫松地区農業集落排水処理施設
高橋地区農業集落排水処理施設
有壁処理区農業集落排水処理施設
南郷農業集落排水処理施設

表3-6 農業集落排水事業の処理状況の詳細(平成29(2017)年度末)

地区名	事業名	行政区域人口	処理区域人口	水洗化人口	行政区域対処理区域人口率	行政区域対水洗化人口率	処理区域対水洗化人口率
		(A) (人)	(B) (人)	(C) (人)	(B÷A) (%)	(C÷A) (%)	(C÷B) (%)
若柳	大袋	12,048	633	573	5.3	4.8	90.5
一迫	大川口	7,354	236	206	3.2	2.8	87.3
	姫松		320	224	2.9	2.1	70.0
	高橋		322	164	4.4	2.2	50.9
金成	有壁	6,746	876	632	13.0	9.4	72.1
志波姫	南郷	6,878	1,079	780	15.7	11.3	72.3
合計		33,026	3,466	2,579	5.0	3.7	74.4

(5) 浄化槽事業

合併処理浄化槽は、個々に家の敷地に設置し、台所や風呂からの生活排水を水洗便所の排水とあわせて処理する汚水処理施設であり、中山間地域等の人口散在地域で効率的に生活排水を処理するシステムです。

本市の浄化槽事業には、市設置型合併処理浄化槽事業と個人設置型合併処理浄化槽事業があります。

市設置型合併処理浄化槽事業は、公共下水道事業の全体計画区域と農業集落排水事業の計画区域を除いた区域を対象とし、市が浄化槽の設置及び維持管理を行い、使用者は受益者分担金と浄化槽使用料を納めます。

個人設置型合併処理浄化槽事業は、公共下水道事業の全体計画区域内において、下水道が未整備である区域（認可区域外）を対象とし、浄化槽を設置した個人に対し、市が補助金を交付する事業です。なお、浄化槽の維持管理は個人が行います。

事業ごとの処理状況を表3-7に示します。

表3-7 浄化槽事業の処理状況の詳細（平成29（2017）年度末）

地区名	地区名	行政区域人口	処理区域人口	水洗化人口	行政区域対処理区域人口率	行政区域対水洗化人口率	処理区域対水洗化人口率
		(A) (人)	(B) (人)	(C) (人)	(B÷A) (%)	(C÷A) (%)	(C÷B) (%)
① 市設置型合併処理浄化槽	築館	13,510	1,273	1,273	9.4	9.4	100.0
	若柳	12,048	798	798	6.6	6.6	100.0
	栗駒	10,915	1,776	1,776	16.3	16.3	100.0
	一迫	7,354	1,689	1,670	23.0	22.7	98.9
	金成	6,746	545	545	8.1	8.1	100.0
	志波姫	6,878	513	513	7.5	7.5	100.0
	高清水	3,673	272	272	7.4	7.4	100.0
	瀬峰	4,373	349	349	8.0	8.0	100.0
	鶯沢	2,384	137	133	5.7	5.6	97.1
	花山	1,065	90	90	8.5	8.5	100.0
	合計	68,946	7,442	7,419	10.8	10.8	99.7
② 個人設置型合併処理浄化槽	築館	13,510	597	597	4.4	4.4	100.0
	若柳	12,048	1,051	1,051	8.7	8.7	100.0
	栗駒	10,915	399	399	3.7	3.7	100.0
	一迫	7,354	24	24	0.3	0.3	100.0
	金成	6,746	115	115	1.7	1.7	100.0
	志波姫	6,878	266	266	3.9	3.9	100.0
	高清水	3,673	80	80	2.2	2.2	100.0
	瀬峰	4,373	255	255	5.8	5.8	100.0
	鶯沢	2,384	0	0	0.0	0.0	—
	花山	1,065	45	45	4.2	4.2	100.0
	合計	68,946	2,832	2,832	4.1	4.1	100.0
③ 民間設置		68,946	4,900	4,900	7.1	7.1	100.0
①～③ 合計		68,946	15,174	15,151	22.0	22.0	99.8

2. 生し尿・浄化槽汚泥処理の現状

(1) 生し尿・浄化槽汚泥処理事業の概要

① 収集・運搬体制

本市の生し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、生し尿は市のし尿収集運搬委託業者、浄化槽汚泥は浄化槽汚泥収集運搬許可業者が行っています。

② 処理体制

本市の生し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、栗原市衛生センターのし尿処理施設で行っています。

生し尿・浄化槽汚泥は、処理施設において適正な処理を行った後、排水は伊豆沼に放流されています。伊豆沼の環境、内水面漁業の安全と振興、農業用水としての水質保全を図る必要があることから、放流水の水質向上を目指すため、施設設計水質値を極めて厳しい基準値としています。

表3-8 し尿処理施設の概要

所在地	栗原市若柳字上畑岡鶴経沢 61 番地 5
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理（凝集沈殿処理、オゾン処理、二段ろ過処理、活性炭吸着処理）
処理能力	160kl/日（生し尿 155kl/日、浄化槽汚泥 5kl/日）
稼働年月	昭和 62（1987）年 4 月

(2) 生し尿・浄化槽汚泥の処理量

栗原市衛生センターし尿処理施設における生し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移を表3-9、図3-2に示します。

生し尿・浄化槽汚泥の総処理量は、人口の減少に伴い減少傾向を示しています。公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備が進み、生し尿の処理量は年々減少傾向となっておりますが、浄化槽汚泥の処理量は合併浄化槽の整備により増加傾向となっております。

また、処理後に発生した汚泥は堆肥化による農地還元と焼却処分が行われています。

表3-10、図3-3に示す推移をみると、農地還元量が減少し、焼却量が増加傾向を示しています。

表3-9 生し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

単位：kℓ

年度	項目	生し尿	浄化槽汚泥	合計
平成20 (2008) 年度		32,699	9,070	41,769
平成21 (2009) 年度		31,825	9,900	41,725
平成22 (2010) 年度		30,416	9,723	40,139
平成23 (2011) 年度		29,389	10,598	39,987
平成24 (2012) 年度		28,906	10,748	39,654
平成25 (2013) 年度		28,723	11,383	40,106
平成26 (2014) 年度		27,883	11,144	39,027
平成27 (2015) 年度		27,033	11,302	38,335
平成28 (2016) 年度		25,787	11,635	37,422
平成29 (2017) 年度		25,118	12,205	37,323

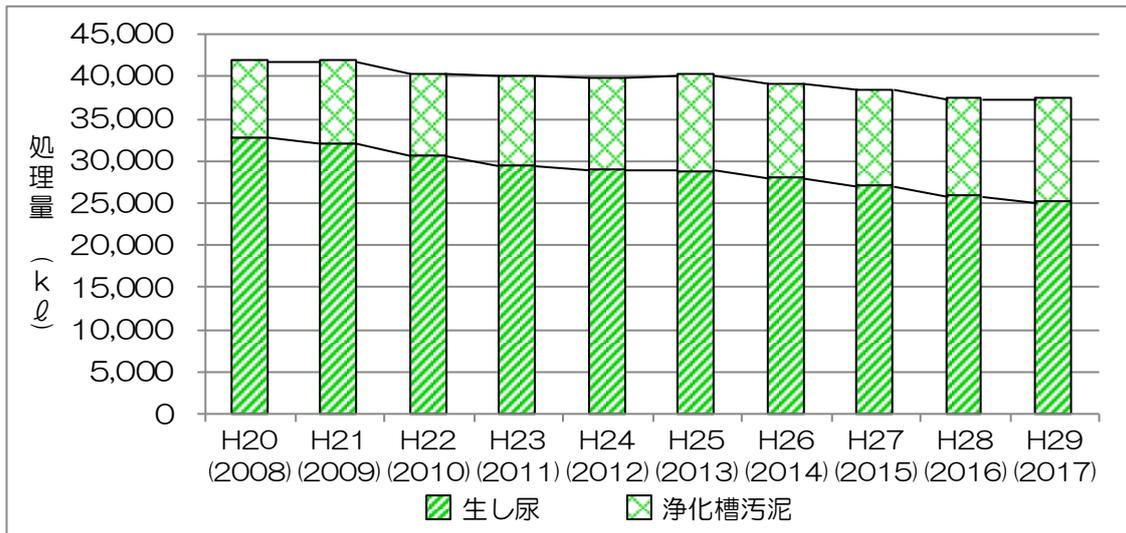


図3-2 生し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

表3-10 汚泥処分量の推移

単位：kg

年度	項目	農地還元		焼却処分量	合計
		生汚泥	乾燥汚泥		
平成20 (2008) 年度		992,590	19,160	458,620	1,470,370
平成21 (2009) 年度		1,196,630	5,000	449,970	1,651,600
平成22 (2010) 年度		1,063,210	0	442,141	1,505,351
平成23 (2011) 年度		1,036,130	0	462,592	1,498,722
平成24 (2012) 年度		887,860	0	678,480	1,566,340
平成25 (2013) 年度		726,590	0	919,875	1,646,465
平成26 (2014) 年度		834,310	0	828,465	1,662,775
平成27 (2015) 年度		873,730	0	756,360	1,630,090
平成28 (2016) 年度		942,985	0	590,700	1,533,685
平成29 (2017) 年度		707,780	0	693,473	1,401,253

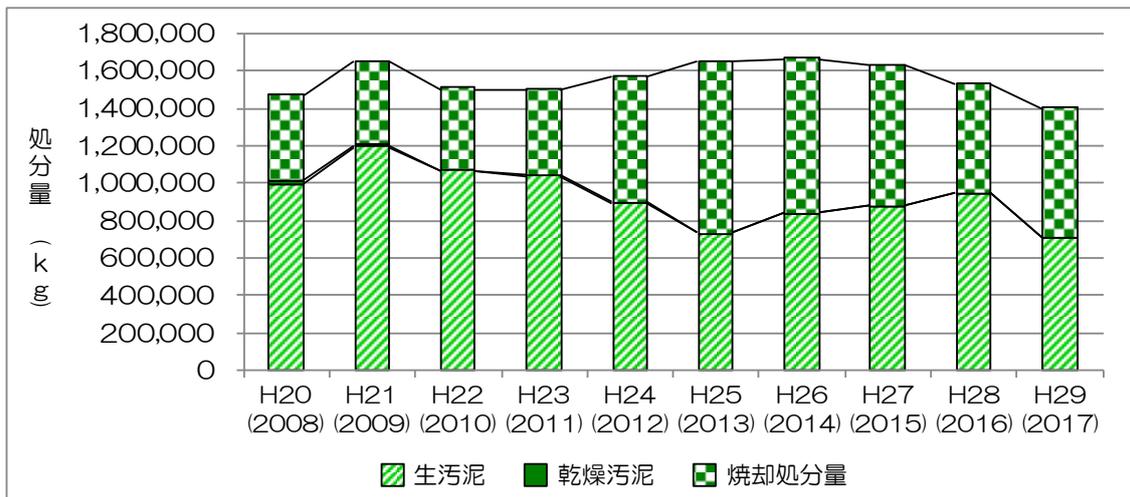


図3-3 汚泥処分量の推移

3. 基本方針

本市では、今後も公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽事業により、生活排水処理に係る基盤整備の推進を図っていきます。

生し尿・浄化槽汚泥については、今後も現行の収集・運搬、処理体制で、安全かつ衛生的に処理を行うとともに、処理施設の公共下水道への切り替え、接続を推進・検討していきます。

4. 処理の目標

処理の目標は、下水道等の整備見通しを基に、生活排水処理率を平成 40（2028）年度に 89.5%に設定します。

なお、下水道等の整備見通しは、5 年後にその時点の進捗状況や社会的な状況を踏まえて新たに整理し、あわせて目標値の見直しを行う計画とします。

単年ごとの下水道等の整備見通しを表 3-1 2、表 3-1 3 及び図 3-4 に、下水道等の整備見通しに伴う生し尿・浄化槽汚泥の処理見通しを表 3-1 4 及び図 3-5 に示します。

表 3-1 1 処理の目標

	実績値 平成 29 年度 (2017)	中間目標値 平成 35 年度 (2023)	目標値 平成 40 年度 (2028)
生活排水処理率 (%)	80.7	85.4	89.5

注) 生活排水処理率は、処理区域人口に対する水洗化人口の割合である。

表3-12 下水道等の整備見通し

年 度		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
行政区域人口 (人)	A	68,946	67,865	66,766	65,667	64,567	63,468
処理区域人口 (人)	B ^{注1)}	48,797	48,839	48,887	48,942	49,011	49,088
	公共下水道 ^{注2)}	10,622	10,724	10,823	11,521	11,593	11,663
	特環下水道 ^{注2)}	20,213	20,146	20,080	20,014	19,948	19,882
	農業集落排水	3,466	3,431	3,397	2,761	2,733	2,706
	市設置浄化槽	7,442	7,665	7,895	8,132	8,376	8,627
	個人設置浄化槽	2,832	2,757	2,681	2,605	2,551	2,496
	民間設置浄化槽	4,900	4,783	4,668	4,555	4,445	4,338
水洗化人口 (人)	C	39,358	39,773	40,196	40,629	41,078	41,538
	公共下水道 ^{注2)}	7,064	7,234	7,402	8,114	8,263	8,410
	特環下水道 ^{注2)}	14,564	14,769	14,977	15,188	15,402	15,619
	農業集落排水	2,579	2,588	2,597	2,060	2,067	2,074
	市設置浄化槽	7,419	7,642	7,871	8,107	8,350	8,601
	個人設置浄化槽	2,832	2,757	2,681	2,605	2,551	2,496
	民間設置浄化槽	4,900	4,783	4,668	4,555	4,445	4,338
行政区域対処理区域人口率 (%)	B÷A	70.8	72.0	73.2	74.5	75.9	77.3
行政区域対水洗化人口率 (%)	C÷A	57.1	58.6	60.2	61.9	63.6	65.4
処理区域対水洗化人口率 (%)	C÷B	80.7	81.4	82.2	83.0	83.8	84.6

注1) 民間設置浄化槽の処理区域と他の処理区域のエリアが一部重なるため、合計数が一致しない場合がある。

注2) 公共下水道：(狭義)の公共下水道事業

特環下水道：特定環境保全公共下水道(流域関連と単独の合算)

注3) 行政区域人口は住民基本台帳における年度末の値である。

表3-13 下水道等の整備見通し

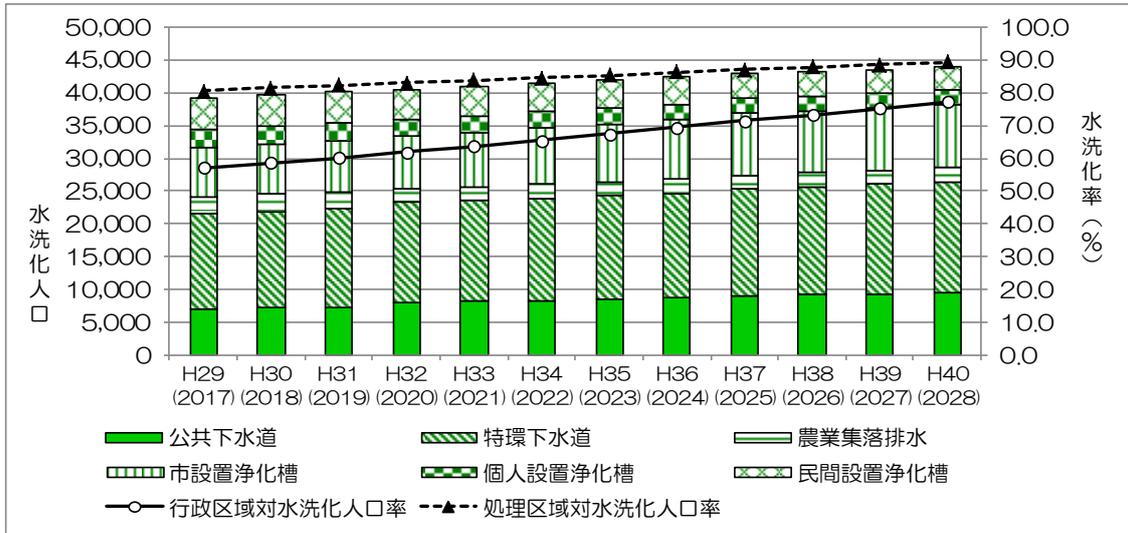
年 度		H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
行政区域人口 (人)	A	62,369	61,270	60,170	59,071	57,972	56,872
処理区域人口 (人)	B ^{注1)}	49,174	49,267	49,370	49,292	49,215	49,139
	公共下水道 ^{注2)}	11,730	11,795	12,155	12,189	12,221	12,252
	特環下水道 ^{注2)}	19,816	19,751	19,686	19,621	19,556	19,491
	農業集落排水	2,679	2,652	2,625	2,599	2,573	2,547
	市設置浄化槽	8,886	9,153	9,428	9,522	9,617	9,713
	個人設置浄化槽	2,442	2,388	2,334	2,291	2,248	2,206
	民間設置浄化槽	4,234	4,131	3,734	3,651	3,570	3,489
水洗化人口 (人)	C	42,011	42,495	42,992	43,312	43,638	43,969
	公共下水道 ^{注2)}	8,556	8,701	9,142	9,257	9,372	9,487
	特環下水道 ^{注2)}	15,839	16,062	16,288	16,518	16,751	16,987
	農業集落排水	2,081	2,088	2,095	2,102	2,109	2,116
	市設置浄化槽	8,859	9,125	9,399	9,493	9,588	9,684
	個人設置浄化槽	2,442	2,388	2,334	2,291	2,248	2,206
	民間設置浄化槽	4,234	4,131	3,734	3,651	3,570	3,489
行政区域対処理区域人口率 (%)	B÷A	78.8	80.4	82.1	83.4	84.9	86.4
行政区域対水洗化人口率 (%)	C÷A	67.4	69.4	71.5	73.3	75.3	77.3
処理区域対水洗化人口率 (%)	C÷B	85.4	86.3	87.1	87.9	88.7	89.5

注1) 民間設置浄化槽の処理区域と他の処理区域のエリアが一部重なるため、合計数が一致しない場合がある。

注2) 公共下水道：(狭義)の公共下水道事業

特環下水道：特定環境保全公共下水道(流域関連と単独の合算)

注3) 行政区域人口は住民基本台帳における年度末の値である。



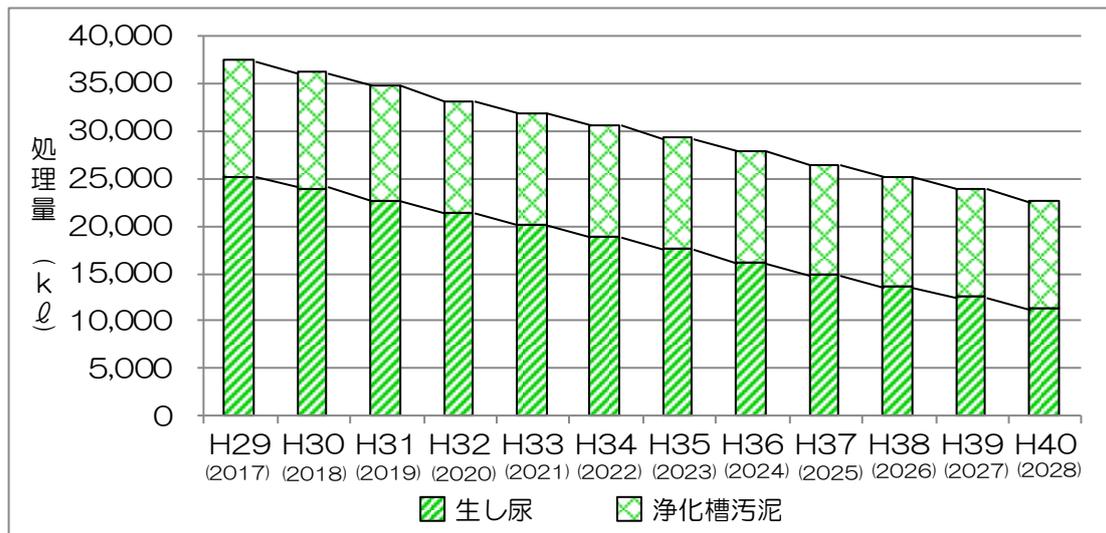
注) H29 (2017) は現状値 (実績値)

図3-4 下水道等の整備見通し

表3-14 生し尿・浄化槽汚泥の処理見通し

単位：kℓ

年度	項目	生し尿	浄化槽汚泥	合計
平成29 (2017) 年度		25,118	12,205	37,323
平成30 (2018) 年度		23,871	12,191	36,062
平成31 (2019) 年度		22,594	12,118	34,712
平成32 (2020) 年度		21,316	11,753	33,069
平成33 (2021) 年度		20,002	11,717	31,719
平成34 (2022) 年度		18,725	11,717	30,441
平成35 (2023) 年度		17,411	11,717	29,127
平成36 (2024) 年度		16,097	11,680	27,777
平成37 (2025) 年度		14,783	11,498	26,280
平成38 (2026) 年度		13,578	11,461	25,039
平成39 (2027) 年度		12,410	11,352	23,762
平成40 (2028) 年度		11,206	11,279	22,484



注) H29 (2017) は現状値 (実績値)

図3-5 生し尿・浄化槽汚泥の処理見通し

5. 事業計画

生活排水処理及び生し尿・浄化槽汚泥処理の主体は、これまでと同じ体制を維持し、普及率を高めていきます。

表3-15 事業計画

項目	内容
公共下水道事業	<p>下水道計画区域面積を随時見直しながら、最適な下水道区域を定め、健全な経営を目指すとともに、平成37（2025）年度末までに下水道整備を概成する計画です。</p> <p>整備後は、広報活動等により下水道への接続を促していきます。</p>
農業集落排水事業	<p>今後は、下水道及び合併浄化槽を中心に整備するものとし、農業集落排水施設の新設は行わない見込みです。なお、経済的かつ効率的な事業運営を図るため、既存の農業集落排水施設も下水道へ切り替えを行っていくものとし、平成31（2019）年度には大袋農業集落排水処理場を廃止し、公共下水道へ編入する計画です。</p> <p>整備済みの農業集落排水処理施設への未接続世帯には、広報活動等により接続を促していきます。</p>
浄化槽事業	<p>対象となる区域において、合併処理浄化槽の設置を推進するために、市設置型合併処理浄化槽の整備、個人型合併処理浄化槽の設置工事費の補助金交付、普及啓発活動などを行っていきます。</p> <p>循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間で、市設置型は600基、個人設置型は25基の設置を計画しています。</p>
生し尿・浄化槽汚泥処理事業	<p>①収集・運搬体制 生し尿については市の委託業者が収集・運搬を行い、浄化槽汚泥については許可業者が収集・運搬を行っていきます。</p> <p>②処理体制 これまで通り栗原市衛生センターのし尿処理施設で処理を行っていきます。</p> <p>なお、人口減少などの事業を取り巻く将来環境の変化を見据え、今後、栗原市衛生センターからの処理水を公共下水道へ接続することを検討していきます。</p> <p>③既存処理施設の効率的な改修・整備 栗原市衛生センターの既存施設は、稼働開始から年数が経過し、老朽化が進んでいるため、計画的な改修を行い、施設機能の維持を図ります。</p> <p>また、今後も適正な定期点検等を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めていきます。</p>
その他	<p>本市の生活排水処理事業の状況や今後の計画について、ホームページ等を活用し、住民に対して周知を図り、下水道等への接続を促します。</p>

資料編

1. 栗原市廃棄物減量等推進審議会

(1) 一般廃棄物処理基本計画策定の経過

平成 30 (2018) 年 6 月 11 日	第 1 回栗原市廃棄物減量等推進審議会 ○委嘱状の交付 ○会長、副会長の選出 ○現状の報告、前計画の状況について ○第 2 次栗原市一般廃棄物処理基本計画の策定について ○アンケート調査の実施について
平成 30 (2018) 年 6 月 29 日～8 月 10 日	市民、事業所アンケート調査の実施 ・市民 6/29 区長配布～7/25 期限 ・事業所 7/24 発送(郵送)～8/10 期限
平成 30 (2018) 年 11 月 27 日	第 2 回栗原市廃棄物減量等推進審議会 ○アンケート調査の結果について ○計画素案について
平成 30 (2018) 年 12 月 10 日 ～平成 31 (2019) 年 1 月 7 日	パブリックコメントの実施
平成 31 (2019) 年 2 月 5 日	第 3 回栗原市廃棄物減量等推進審議会 ○パブリックコメントの報告について ○第 2 次栗原市一般廃棄物処理基本計画(案)の確認について(市長への答申内容)
平成 31 (2019) 年 2 月 5 日	栗原市廃棄物減量等推進審議会会長から市長へ 第 2 次栗原市一般廃棄物処理基本計画(案)の答申



栗原市廃棄物減量等推進審議会

(2) 栗原市廃棄物減量等推進審議会委員

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	エンドウ サカリ 遠藤 昌	みやぎ環境カウンセラー協会
副会長	オオハ トクユキ 大場 徳幸	栗原市公衆衛生組合連合会
委 員	ハセガワ ヒサトシ 長谷川 久敏	栗原市行政区長会連合会
委 員	ニカミ ケイコ 二上 敬子	栗原市連合婦人会
委 員	タカハシ カスエ 高橋 和恵	栗原市食生活改善推進員協議会
委 員	クマガイ ハツミ 熊谷 初美	JA 栗っこ女性部一迫支部
委 員	トクノウ カスオ 徳能 和男	事業協同組合栗原市環境サービス
委 員	ハガ キョウ 芳賀 恭	栗原リサイクル事業協同組合
委 員	アラキ クミコ 荒木 久美子	宮城県商工会女性部連合会 栗原ブロック連絡協議会
委 員	オオハ カストヨ 大場 一豊	栗原市企業連絡協議会
委 員	アヘ カスヒコ 阿部 一彦	イオンスーパーセンター栗原志波姫店
委 員	マツダ ヨシユキ 松田 良幸	栗原市立学校長等会議 小学校長会
委 員	サトウ トモヒコ 佐藤 智彦	宮城県若柳警察署
委 員	アヘ コウジ 阿部 公二	宮城県大崎保健所環境衛生部

2. アンケート調査結果

本市のごみ処理体制やリサイクル等に関する市民の意向や実態、リサイクルを推進するための障害等を把握するためにアンケート調査を実施した。

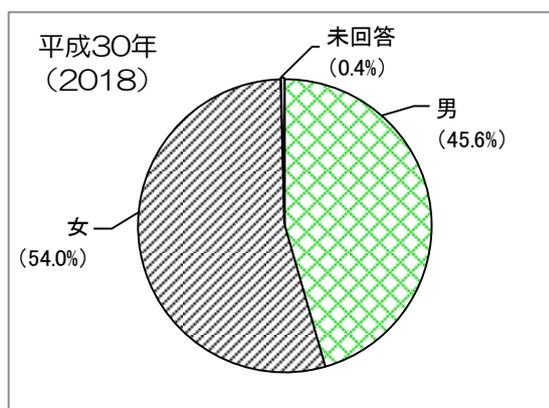
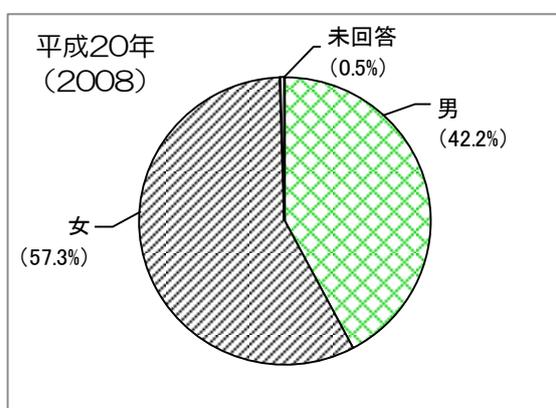
アンケート調査方法等	
市民アンケート	事業所アンケート
<p>1.調査対象 栗原市在住の 1,000 人を対象とした。抽出方法は、住民基本台帳に基づき、平成 30（2018）年 6 月 27 日現在で満 20 歳以上の人から無作為抽出した。</p> <p>2.調査期間 6 月 29 日～7 月 25 日までとして実施したが、調査期間を過ぎて返送されてきたものも集計した。</p> <p>3.調査方法 発送方法：区長配布 返送方法：料金受取人払封筒を用いた郵送による返送 （平成 20（2008）年の前計画時は、返送方法も区長による回収）</p> <p>4.調査票の回収状況 発送数 1,000 人 回収数 487 人 有効回答数 487 人 有効回収率 48.7% （平成 20（2008）年の前計画時は、回収数 597 人、有効回収率 59.7%）</p>	<p>1.調査対象 所在地が栗原市にある事業所 100 社を対象とした。抽出方法は、90%無作為抽出した後、アンケート調査票に定めた業種区分で抽出されなかったものを選択的に抽出した。</p> <p>2.調査期間 7 月 24 日～8 月 10 日までとして実施したが、調査期間を過ぎて返送されてきたものも集計した。</p> <p>3.調査方法 発送方法：郵送 返送方法：料金受取人払封筒を用いた郵送による返送</p> <p>4.調査票の回収状況 発送数 100 社 回収数 75 社 有効回答数 75 社 有効回収率 75% （平成 20 年（2008）の前計画時は、回収数 73 社、有効回収率 73%）</p>

(1) 市民アンケート調査結果

【質問 1】 あなたの性別に○をつけてください。

質問 1 集計票

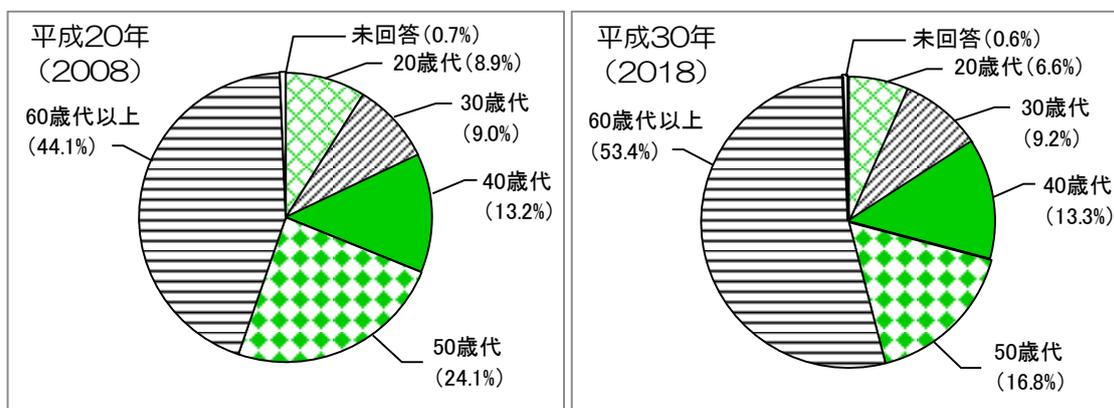
項目	平成20(2008)年		平成30(2018)年	
	回答数	割合	回答数	割合
男	252	42.2%	222	45.6%
女	342	57.3%	263	54.0%
未回答	3	0.5%	2	0.4%
計	597	100.0%	487	100.0%



【質問 2】 あなたの年齢に○をつけてください。

質問 2 集計票

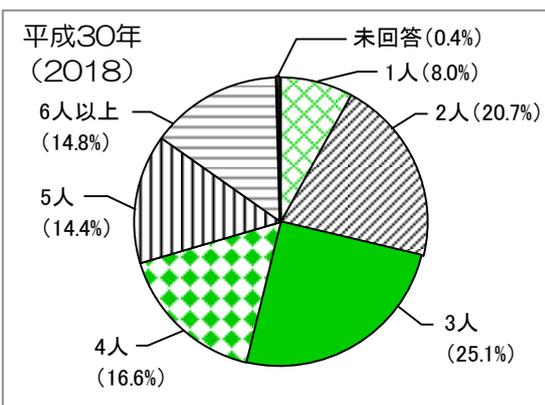
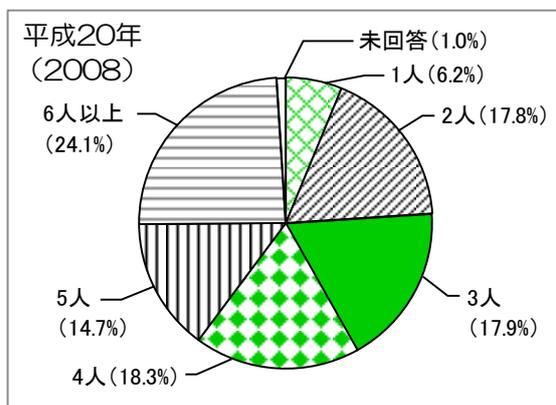
項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
20歳代	53	8.9%	32	6.6%
30歳代	54	9.0%	45	9.2%
40歳代	79	13.2%	65	13.3%
50歳代	144	24.1%	82	16.8%
60歳代以上	263	44.1%	260	53.4%
未回答	4	0.7%	3	0.6%
計	597	100.0%	487	100.0%



【質問3】 あなたの同居している家族はあなたを含めて何人ですか。

質問3 集計票

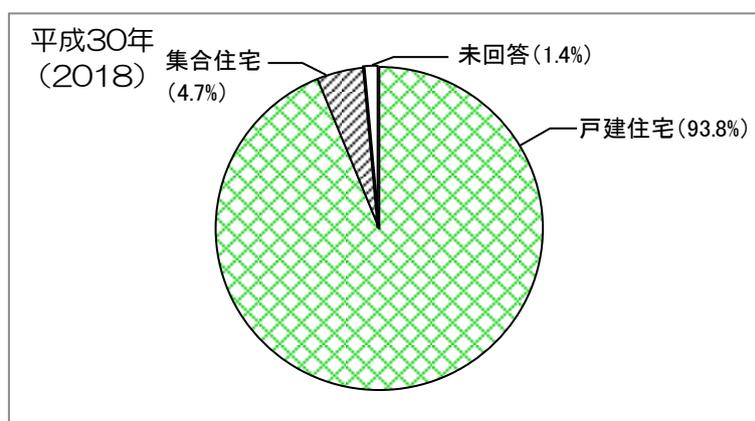
項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
1人	37	6.2%	39	8.0%
2人	106	17.8%	101	20.7%
3人	107	17.9%	122	25.1%
4人	109	18.3%	81	16.6%
5人	88	14.7%	70	14.4%
6人以上	144	24.1%	72	14.8%
未回答	6	1.0%	2	0.4%
計	597	100.0%	487	100.0%



【質問 4】 あなたの住居の形態に○をつけてください。

質問 4 集計票

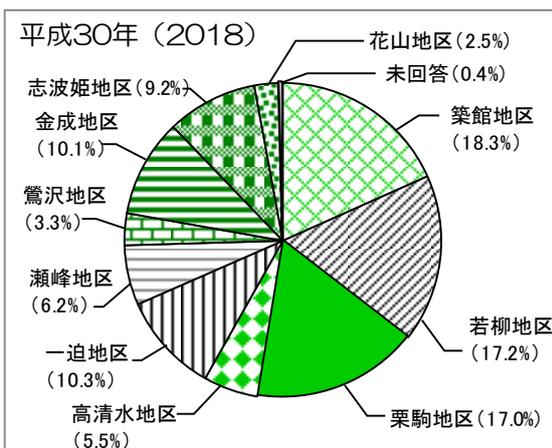
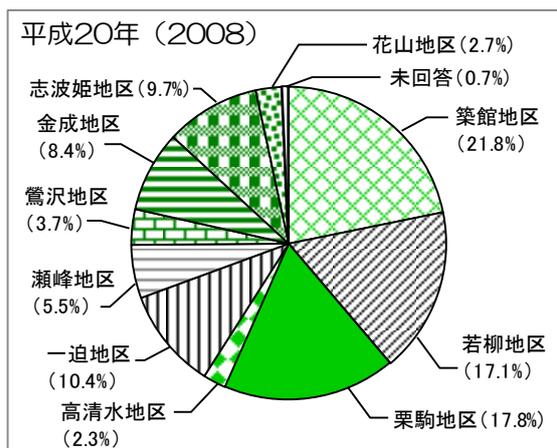
項目	平成30（2018）年	
	回答数	割合
戸建住宅	457	93.8%
集合住宅	23	4.7%
未回答	7	1.4%
計	487	100.0%



【質問 5】 あなたの住んでいる地区に○をつけてください。

質問 5 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
築館地区	130	21.8%	89	18.3%
若柳地区	102	17.1%	84	17.2%
栗駒地区	106	17.8%	83	17.0%
高清水地区	14	2.3%	27	5.5%
一迫地区	62	10.4%	50	10.3%
瀬峰地区	33	5.5%	30	6.2%
鶯沢地区	22	3.7%	16	3.3%
金成地区	50	8.4%	49	10.1%
志波姫地区	58	9.7%	45	9.2%
花山地区	16	2.7%	12	2.5%
未回答	4	0.7%	2	0.4%
計	597	100.0%	487	100.0%



【質問 6】あなたの家庭では、ごみの分別を実施していますか。

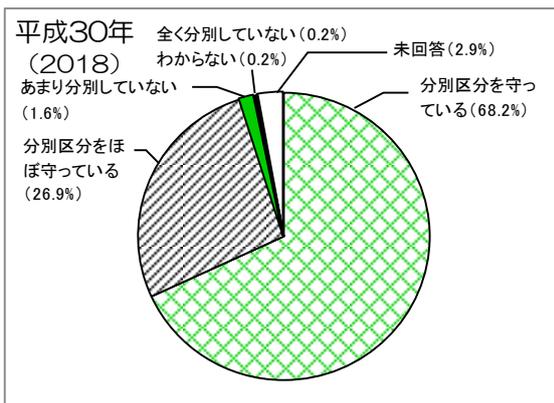
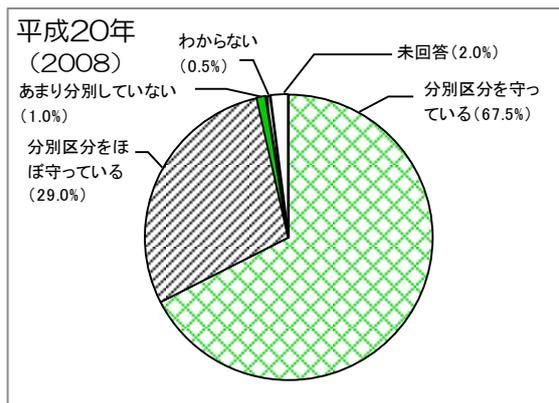
前回と今回で大きな違いはみられていません。

今回の結果を住居形態別にみると、戸建住宅の方が集合住宅より、「分別区分を守っている」の回答の割合が多くなっています。

集合住宅は、移動者の割合が多く、各市町村で異なるごみ出しルールを完全に把握できていない可能性が考えられることから、周知方法が課題となります。

質問 6 集計票

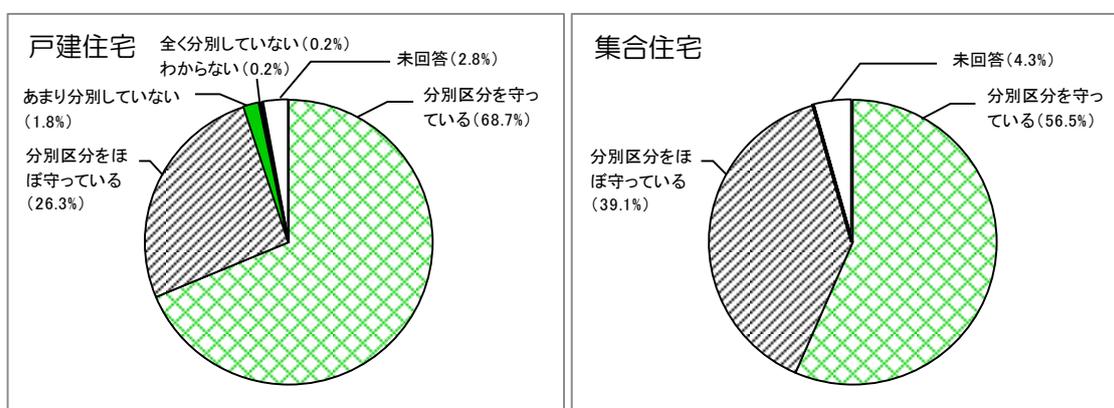
項目	平成20 (2008) 年		平成30 (2018) 年	
	回答数	割合	回答数	割合
分別区分を守っている	403	67.5%	332	68.2%
分別区分をほぼ守っている	173	29.0%	131	26.9%
あまり分別していない	6	1.0%	8	1.6%
全く分別していない	0	0.0%	1	0.2%
わからない	3	0.5%	1	0.2%
未回答	12	2.0%	14	2.9%
計	597	100.0%	487	100.0%



質問 6 集計票 (平成 30 (2018) 年・住居形態別)

項目	戸建住宅		集合住宅	
	回答数	割合	回答数	割合
分別区分を守っている	314	68.7%	13	56.5%
分別区分をほぼ守っている	120	26.3%	9	39.1%
あまり分別していない	8	1.8%	0	0.0%
全く分別していない	1	0.2%	0	0.0%
わからない	1	0.2%	0	0.0%
未回答	13	2.8%	1	4.3%
計	457	100.0%	23	100.0%

注) 質問4 (住居形態の質問) で、未回答が「7」あったため、戸建住宅と集合住宅の合計は480である。



【質問 7】 あなたの家庭からでるごみの量と比べて、ごみの収集回数はいかがですか。

多くの品目で前回より今回の方が「増やして欲しい」の回答割合が多くなっています。

特に、スチール缶・アルミ缶、ペットボトル、燃やせないごみの回答割合が大きくなっています。

スチール缶・アルミ缶、ペットボトルは、生活スタイルの変化により各家庭から発生する量が増加したことで「増やして欲しい」との回答が多くなっていると推察されます。

一方、燃やせないごみについては、燃やせるごみに比較して収集回数が少ないことから、「増やして欲しい」との回答が多くなっていると推察されます。

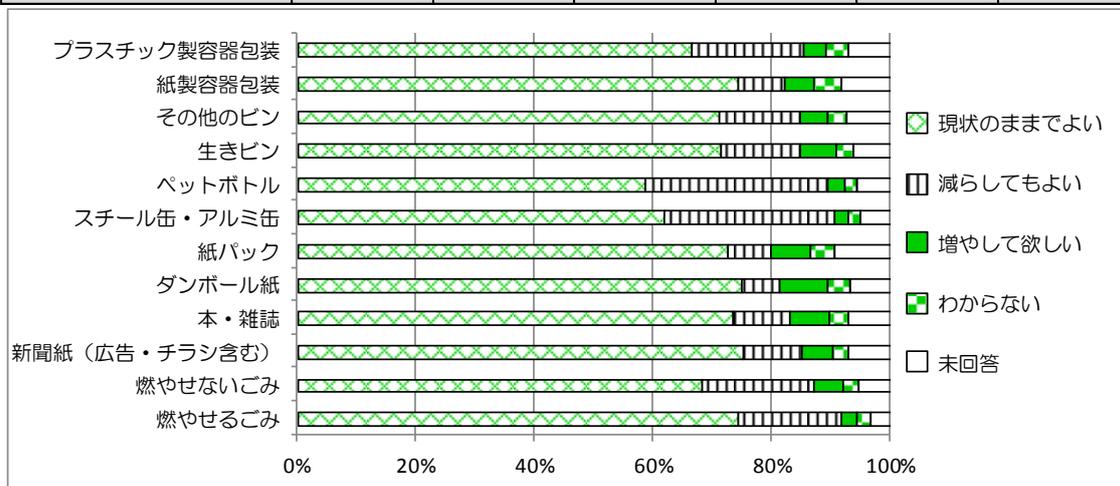
質問7集計票（平成20（2008）年）

項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	新聞紙（広告・チラシ含む）	本・雑誌	ダンボール紙	紙パック
現状のままでよい	445	408	449	438	448	434
減らしてもよい	104	111	58	58	38	42
増やして欲しい	15	31	32	39	48	40
わからない	14	14	16	19	22	24
未回答	19	33	42	43	41	57
計	597	597	597	597	597	597

項目	スチール缶・アルミ缶	ペットボトル	生きピン	その他のピン	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
現状のままでよい	369	351	426	424	444	397
減らしてもよい	171	183	80	82	47	113
増やして欲しい	14	17	36	28	29	22
わからない	13	12	18	19	28	22
未回答	30	34	37	44	49	43
計	597	597	597	597	597	597

項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	新聞紙（広告・チラシ含む）	本・雑誌	ダンボール紙	紙パック
現状のままでよい	74.5%	68.3%	75.2%	73.4%	75.0%	72.7%
減らしてもよい	17.4%	18.6%	9.7%	9.7%	6.4%	7.0%
増やして欲しい	2.5%	5.2%	5.4%	6.5%	8.0%	6.7%
わからない	2.3%	2.3%	2.7%	3.2%	3.7%	4.0%
未回答	3.2%	5.5%	7.0%	7.2%	6.9%	9.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目	スチール缶・アルミ缶	ペットボトル	生きピン	その他のピン	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
現状のままでよい	61.8%	58.8%	71.4%	71.0%	74.4%	66.5%
減らしてもよい	28.6%	30.7%	13.4%	13.7%	7.9%	18.9%
増やして欲しい	2.3%	2.8%	6.0%	4.7%	4.9%	3.7%
わからない	2.2%	2.0%	3.0%	3.2%	4.7%	3.7%
未回答	5.0%	5.7%	6.2%	7.4%	8.2%	7.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



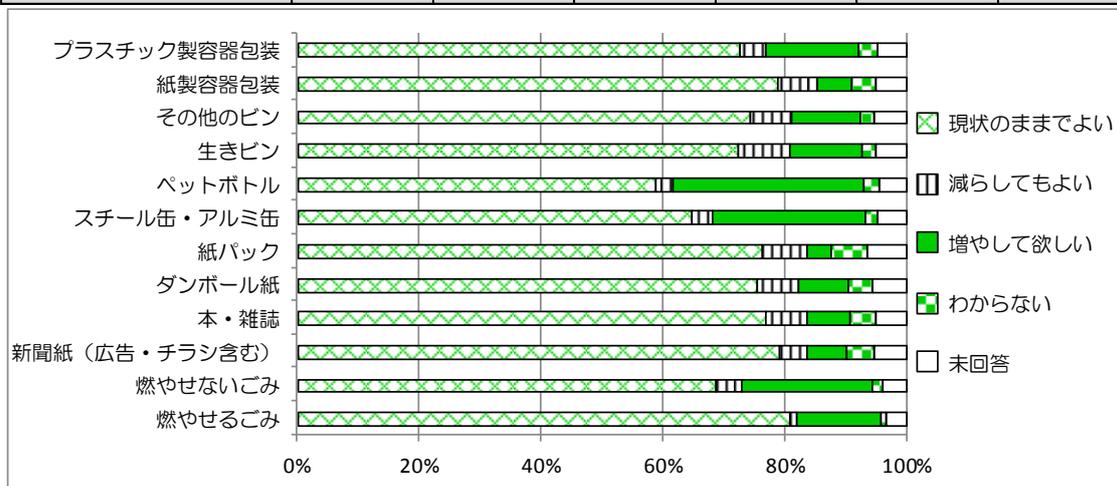
質問7集計票（平成30（2018）年）

項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	新聞紙（広告・チラシ含む）	本・雑誌	ダンボール紙	紙パック
現状のままでよい	394	334	385	374	368	371
減らしてもよい	6	21	23	33	32	36
増やして欲しい	68	104	31	35	40	20
わからない	4	9	22	21	20	29
未回答	15	19	26	24	27	31
計	487	487	487	487	487	487

項目	スチール缶・アルミ缶	ペットボトル	生きピン	その他のピン	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
現状のままでよい	315	287	353	362	384	354
減らしてもよい	17	13	40	33	32	20
増やして欲しい	122	153	58	55	27	74
わからない	10	12	12	11	20	16
未回答	23	22	24	26	24	23
計	487	487	487	487	487	487

項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	新聞紙（広告・チラシ含む）	本・雑誌	ダンボール紙	紙パック
現状のままでよい	80.9%	68.6%	79.1%	76.8%	75.6%	76.2%
減らしてもよい	1.2%	4.3%	4.7%	6.8%	6.6%	7.4%
増やして欲しい	14.0%	21.4%	6.4%	7.2%	8.2%	4.1%
わからない	0.8%	1.8%	4.5%	4.3%	4.1%	6.0%
未回答	3.1%	3.9%	5.3%	4.9%	5.5%	6.4%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目	スチール缶・アルミ缶	ペットボトル	生きピン	その他のピン	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
現状のままでよい	64.7%	58.9%	72.5%	74.3%	78.9%	72.7%
減らしてもよい	3.5%	2.7%	8.2%	6.8%	6.6%	4.1%
増やして欲しい	25.1%	31.4%	11.9%	11.3%	5.5%	15.2%
わからない	2.1%	2.5%	2.5%	2.3%	4.1%	3.3%
未回答	4.7%	4.5%	4.9%	5.3%	4.9%	4.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



質問 7 集計票 (平成 30 (2018) 年・地区別の「増やして欲しい」回答) -1

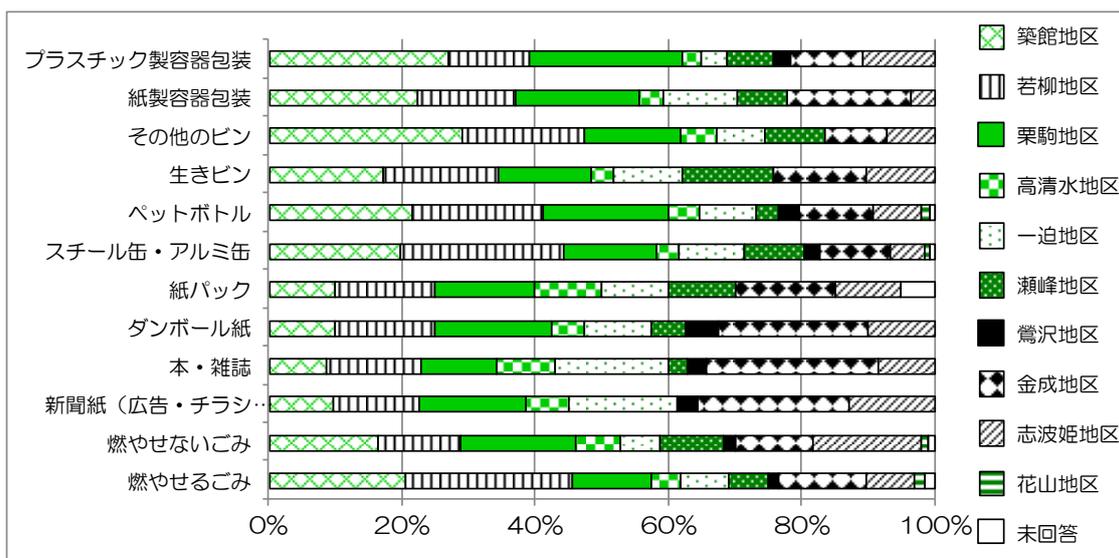
項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	新聞紙 (広告・チラシ含む)	本・雑誌	ダンボール紙	紙パック
築館地区	14	17	3	3	4	2
若柳地区	17	13	4	5	6	3
栗駒地区	8	18	5	4	7	3
高清水地区	3	7	2	3	2	2
一迫地区	5	6	5	6	4	2
瀬峰地区	4	10	0	1	2	2
鶯沢地区	1	2	1	1	2	0
金成地区	9	12	7	9	9	3
志波姫地区	5	17	4	3	4	2
花山地区	1	1	0	0	0	0
未回答	1	1	0	0	0	1
計	68	104	31	35	40	20

項目	スチール缶・アルミ缶	ペットボトル	生きピン	その他のピン	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
築館地区	24	33	10	16	6	20
若柳地区	30	30	10	10	4	9
栗駒地区	17	29	8	8	5	17
高清水地区	4	7	2	3	1	2
一迫地区	12	13	6	4	3	3
瀬峰地区	11	5	8	5	2	5
鶯沢地区	3	5	0	0	0	2
金成地区	13	17	8	5	5	8
志波姫地区	6	11	6	4	1	8
花山地区	1	2	0	0	0	0
未回答	1	1	0	0	0	0
計	122	153	58	55	27	74

質問7集計票（平成30（2018）年・地区別の「増やして欲しい」回答）-2

項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	新聞紙（広告・チラシ含む）	本・雑誌	ダンボール紙	紙パック
築館地区	20.6%	16.3%	9.7%	8.6%	10.0%	10.0%
若柳地区	25.0%	12.5%	12.9%	14.3%	15.0%	15.0%
栗駒地区	11.8%	17.3%	16.1%	11.4%	17.5%	15.0%
高清水地区	4.4%	6.7%	6.5%	8.6%	5.0%	10.0%
一迫地区	7.4%	5.8%	16.1%	17.1%	10.0%	10.0%
瀬峰地区	5.9%	9.6%	0.0%	2.9%	5.0%	10.0%
鶯沢地区	1.5%	1.9%	3.2%	2.9%	5.0%	0.0%
金成地区	13.2%	11.5%	22.6%	25.7%	22.5%	15.0%
志波姫地区	7.4%	16.3%	12.9%	8.6%	10.0%	10.0%
花山地区	1.5%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未回答	1.5%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目	スチール缶・アルミ缶	ペットボトル	生きピン	その他のピン	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
築館地区	19.7%	21.6%	17.2%	29.1%	22.2%	27.0%
若柳地区	24.6%	19.6%	17.2%	18.2%	14.8%	12.2%
栗駒地区	13.9%	19.0%	13.8%	14.5%	18.5%	23.0%
高清水地区	3.3%	4.6%	3.4%	5.5%	3.7%	2.7%
一迫地区	9.8%	8.5%	10.3%	7.3%	11.1%	4.1%
瀬峰地区	9.0%	3.3%	13.8%	9.1%	7.4%	6.8%
鶯沢地区	2.5%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%
金成地区	10.7%	11.1%	13.8%	9.1%	18.5%	10.8%
志波姫地区	4.9%	7.2%	10.3%	7.3%	3.7%	10.8%
花山地区	0.8%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未回答	0.8%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



質問 7 集計票 (平成 30 (2018) 年・地区別の「増やして欲しい」回答) -3

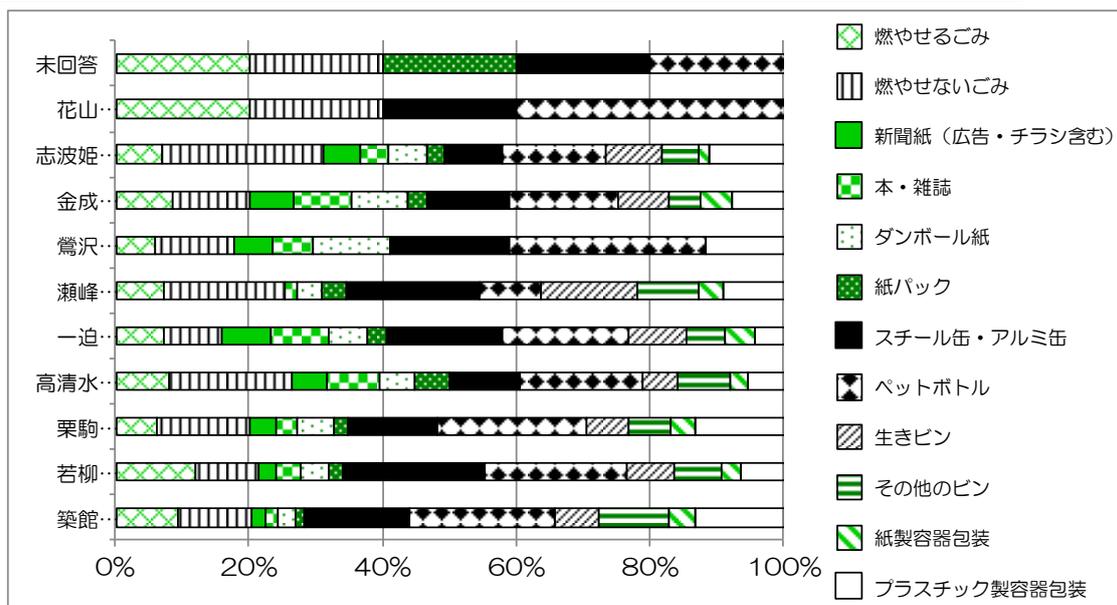
項目	築館地区	若柳地区	栗駒地区	高清水地区	一迫地区	瀬峰地区
燃やせるごみ	14	17	8	3	5	4
燃やせないごみ	17	13	18	7	6	10
新聞紙 (広告・チラシ含む)	3	4	5	2	5	0
本・雑誌	3	5	4	3	6	1
ダンボール紙	4	6	7	2	4	2
紙パック	2	3	3	2	2	2
スチール缶・アルミ缶	24	30	17	4	12	11
ペットボトル	33	30	29	7	13	5
生きビン	10	10	8	2	6	8
その他のビン	16	10	8	3	4	5
紙製容器包装	6	4	5	1	3	2
プラスチック製容器包装	20	9	17	2	3	5
計	152	141	129	38	69	55

項目	鶯沢地区	金成地区	志波姫地区	花山地区	未回答
燃やせるごみ	1	9	5	1	1
燃やせないごみ	2	12	17	1	1
新聞紙 (広告・チラシ含む)	1	7	4	0	0
本・雑誌	1	9	3	0	0
ダンボール紙	2	9	4	0	0
紙パック	0	3	2	0	1
スチール缶・アルミ缶	3	13	6	1	1
ペットボトル	5	17	11	2	1
生きビン	0	8	6	0	0
その他のビン	0	5	4	0	0
紙製容器包装	0	5	1	0	0
プラスチック製容器包装	2	8	8	0	0
計	17	105	71	5	5

質問7集計票（平成30（2018）年・地区別の「増やして欲しい」回答）-4

項目	築館地区	若柳地区	栗駒地区	高清水地区	一迫地区	瀬峰地区
燃やせるごみ	9.2%	12.1%	6.2%	7.9%	7.2%	7.3%
燃やせないごみ	11.2%	9.2%	14.0%	18.4%	8.7%	18.2%
新聞紙（広告・チラシ含む）	2.0%	2.8%	3.9%	5.3%	7.2%	0.0%
本・雑誌	2.0%	3.5%	3.1%	7.9%	8.7%	1.8%
ダンボール紙	2.6%	4.3%	5.4%	5.3%	5.8%	3.6%
紙パック	1.3%	2.1%	2.3%	5.3%	2.9%	3.6%
スチール缶・アルミ缶	15.8%	21.3%	13.2%	10.5%	17.4%	20.0%
ペットボトル	21.7%	21.3%	22.5%	18.4%	18.8%	9.1%
生きピン	6.6%	7.1%	6.2%	5.3%	8.7%	14.5%
その他のピン	10.5%	7.1%	6.2%	7.9%	5.8%	9.1%
紙製容器包装	3.9%	2.8%	3.9%	2.6%	4.3%	3.6%
プラスチック製容器包装	13.2%	6.4%	13.2%	5.3%	4.3%	9.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目	鶯沢地区	金成地区	志波姫地区	花山地区	未回答
燃やせるごみ	5.9%	8.6%	7.0%	20.0%	20.0%
燃やせないごみ	11.8%	11.4%	23.9%	20.0%	20.0%
新聞紙（広告・チラシ含む）	5.9%	6.7%	5.6%	0.0%	0.0%
本・雑誌	5.9%	8.6%	4.2%	0.0%	0.0%
ダンボール紙	11.8%	8.6%	5.6%	0.0%	0.0%
紙パック	0.0%	2.9%	2.8%	0.0%	20.0%
スチール缶・アルミ缶	17.6%	12.4%	8.5%	20.0%	20.0%
ペットボトル	29.4%	16.2%	15.5%	40.0%	20.0%
生きピン	0.0%	7.6%	8.5%	0.0%	0.0%
その他のピン	0.0%	4.8%	5.6%	0.0%	0.0%
紙製容器包装	0.0%	4.8%	1.4%	0.0%	0.0%
プラスチック製容器包装	11.8%	7.6%	11.3%	0.0%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



【質問 8】あなたが利用しているごみ集積所について、不便や不快を感じることはありませんか。

前回より今回の方が不便や不快を「感じることもある」割合が多くなっています。住居形態別にみると、集合住宅の方が戸建住宅より不便や不快を「感じることもある」割合が多くなっています。

また、60歳以上の方が、60歳未満より不便や不快を「感じることもある」割合が多くなっています。

高齢化により集積所へのごみ出しが困難となっている家庭が多くなってきていることから、対策を講じる必要があると思われます。

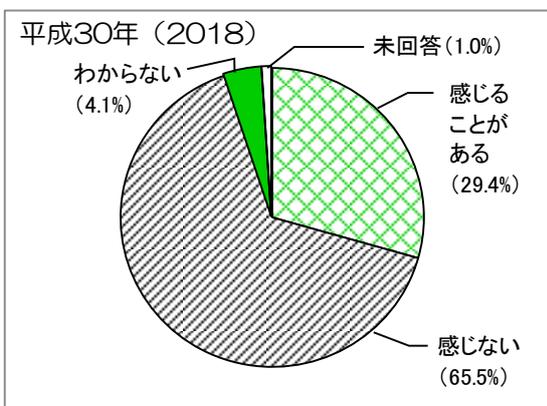
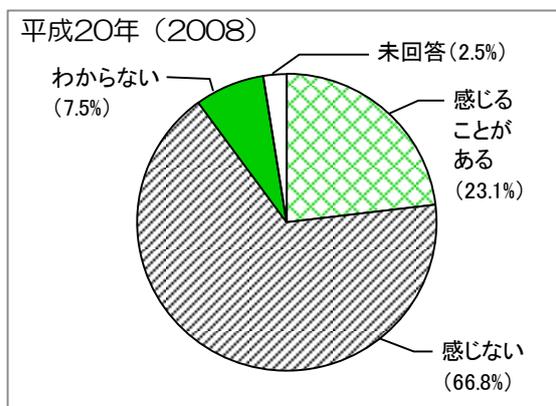
また、「感じることもある」と回答された理由の中には、60歳未満でも将来自分が高齢者になった際に、ごみ出しが困難になることを危惧される意見がありました。

「感じることもある」理由としては、以下のような123件の記入がありました。

- ・集積所の形態等への不満（狭い、道路が危険、ネットしかない等）：31件
- ・集積所までの距離が遠い、高齢化への不安：9件
- ・ごみ出しルールを守らない：21件
- ・カラス等による散乱被害：12件
- ・マナー欠如、清潔感等（ダンボールを縛らない、液ダシで臭いがくさい等）：15件
- ・地域以外の方が捨てる：13件
- ・収集回収が少ない：4件
- ・収集業者への不満（運転マナー、住民対応等）：3件
- ・管理の手間等（当番への対応等）：6件
- ・その他：9件

質問 8 集計票

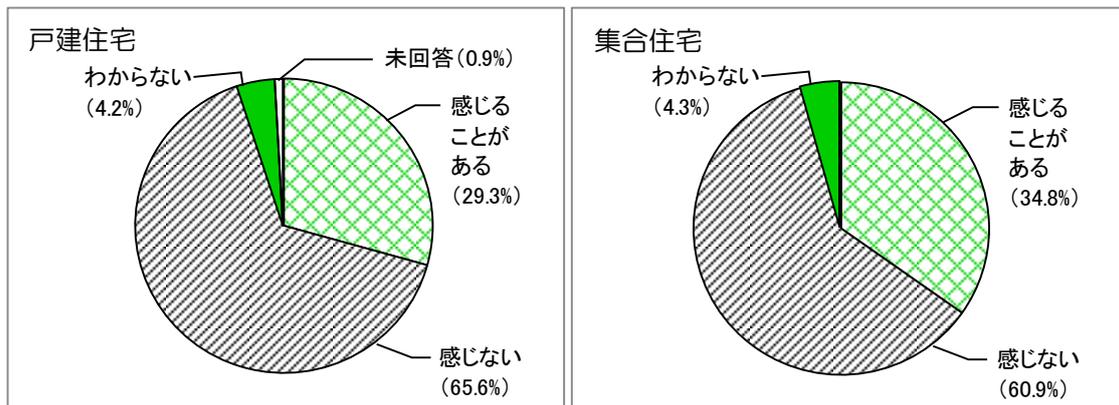
項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
感じることもある	138	23.1%	143	29.4%
感じない	399	66.8%	319	65.5%
わからない	45	7.5%	20	4.1%
未回答	15	2.5%	5	1.0%
計	597	100.0%	487	100.0%



質問 8 集計票（平成 30（2018）年・住居形態別）

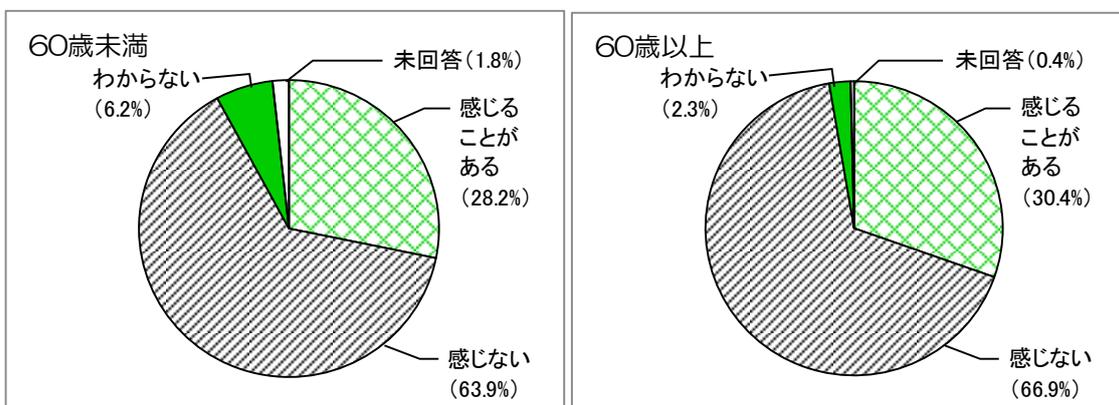
項目	戸建住宅		集合住宅	
	回答数	割合	回答数	割合
感じることがある	134	29.3%	8	34.8%
感じない	300	65.6%	14	60.9%
わからない	19	4.2%	1	4.3%
未回答	4	0.9%	0	0.0%
計	457	100.0%	23	100.0%

注）質問4（住居形態の質問）で、未回答が「7」あったため、戸建住宅と集合住宅の合計は480である。



質問 8 集計票（平成 30（2018）年・60 歳区切り）

項目	60歳未満		60歳以上	
	回答数	割合	回答数	割合
感じることがある	64	28.2%	79	30.4%
感じない	145	63.9%	174	66.9%
わからない	14	6.2%	6	2.3%
未回答	4	1.8%	1	0.4%
計	227	100.0%	260	100.0%

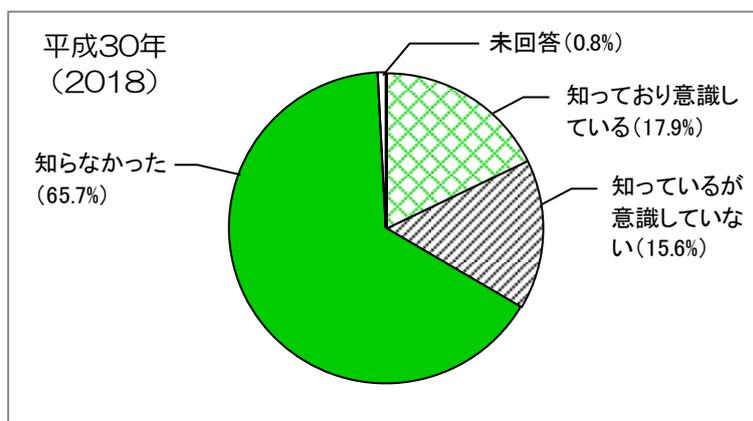


【質問 9】 栗原市で推進している 5R という言葉をご存じですか。

5R を知らなかった人が半数以上となっており、周知方法が課題となります。

質問 9 集計票

項目	平成30（2018）年	
	回答数	割合
知っており意識している	87	17.9%
知っているが意識していない	76	15.6%
知らなかった	320	65.7%
未回答	4	0.8%
計	487	100.0%

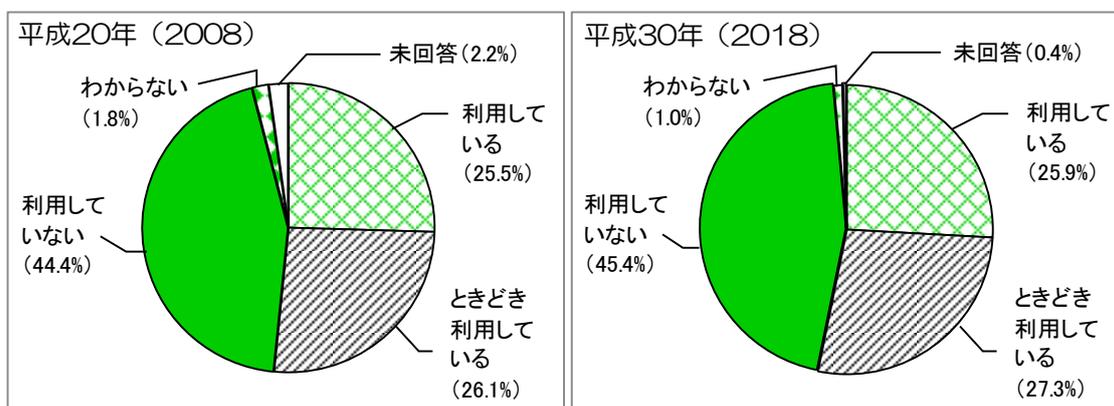


【質問 10】あなたの家庭では、小売店等で行っているリサイクル品回収（牛乳パック、白色トレイ、アルミ缶、ペットボトル、古紙 等）を利用していますか。

前回より今回の方が利用している人の割合が増加していることから、リサイクル品の回収について、事業所と協力して行っていく必要があります。

質問 10 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
利用している	152	25.5%	126	25.9%
ときどき利用している	156	26.1%	133	27.3%
利用していない	265	44.4%	221	45.4%
わからない	11	1.8%	5	1.0%
未回答	13	2.2%	2	0.4%
計	597	100.0%	487	100.0%



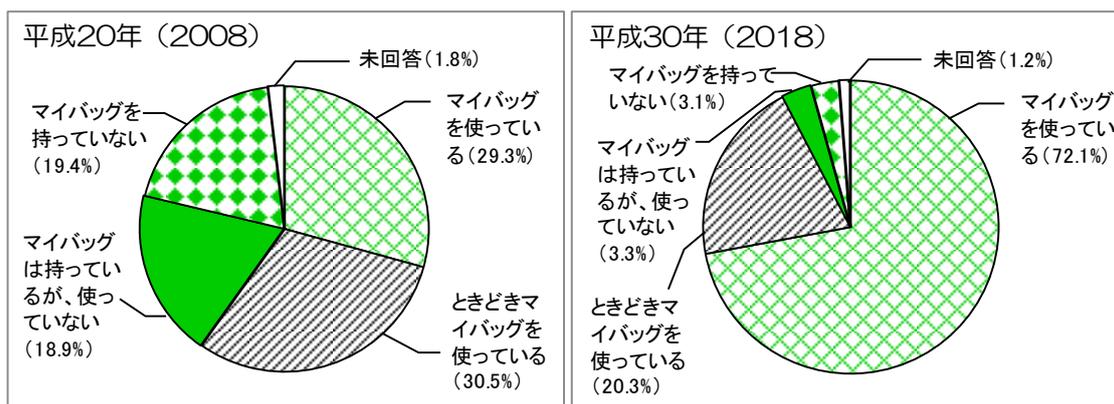
【質問 11】あなたは買い物にマイバッグを利用していますか。

前回より今回の方がマイバッグを使っている人の割合が大きく増加しています。

これは、スーパーマーケットでのレジ袋の有料化によるものと考えられ、今後、コンビニエンスストア等でも、有料化される予定にあることから、更なる取り組みの推進が必要と考えられます。

質問 11 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
マイバッグを使っている	175	29.3%	351	72.1%
ときどきマイバッグを使っている	182	30.5%	99	20.3%
マイバッグは持っているが、使っていない	113	18.9%	16	3.3%
マイバッグを持っていない	116	19.4%	15	3.1%
未回答	11	1.8%	6	1.2%
計	597	100.0%	487	100.0%



【質問 12】あなたの家庭では、食品ロス対策について、意識して実行していることはありますか。

全回答者数 487 人に対して、何かしらの取り組みを行っている人が半数以上を占めています。

一方、まだ取り組みを行っていない人もいますが、近年、食品ロス対策は世界的にも重要な課題となっており、全員が可能な限りの取り組みを行うように推進していく必要があります。

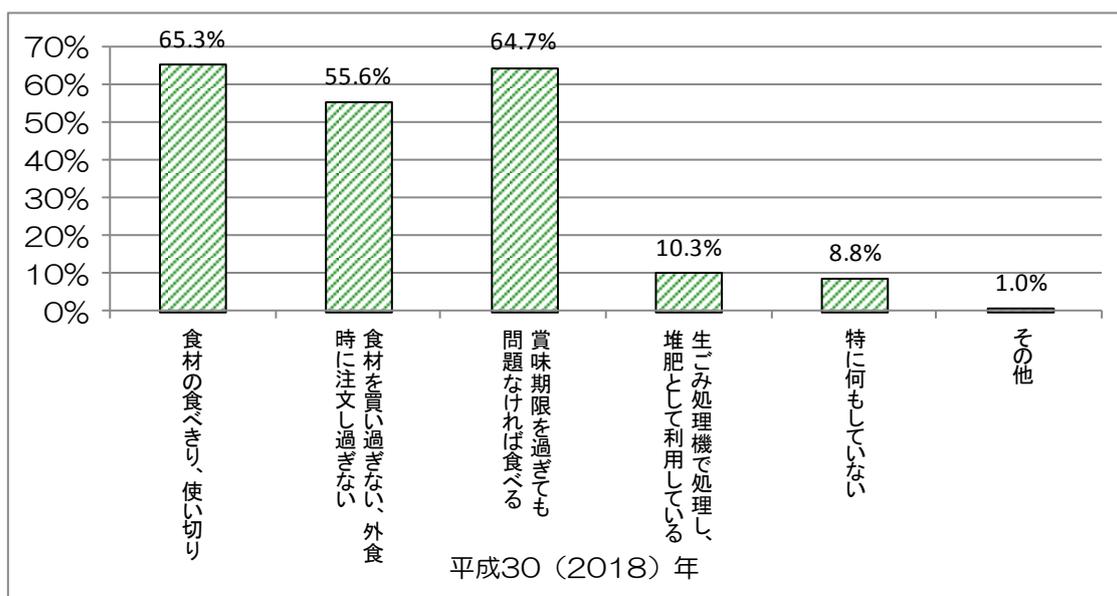
また、「その他」を選択した人の回答には、以下のようなものがありました。

- ・調理したものを冷蔵庫に入れる時、日付を記入した紙をつけている。
- ・堆肥化をしている。
- ・家畜（鶏）に食べさせる。

質問 12 集計票

項目	平成30（2018）年	
	回答数	割合
食材の食べきり、使い切り	318	65.3%
食材を買い過ぎない、外食時に注文し過ぎない	271	55.6%
賞味期限を過ぎても問題なければ食べる	315	64.7%
生ごみ処理機で処理し、堆肥として利用している	50	10.3%
特に何もしていない	43	8.8%
その他	5	1.0%
計	1,002	—

注）割合は、全回答者数487人に対する回答数の割合である。



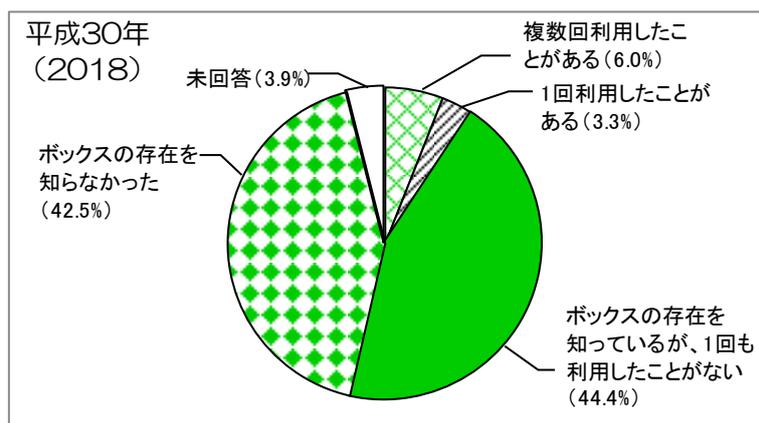
【質問 13】市役所等に設置されている小型家電回収ボックスを利用したことはありますか。

小型家電回収ボックスを利用したことがない人が 44.4%、存在自体を知らなかった人が 42.5%となっており、小型家電回収事業の情報発信強化が課題と考えられます。

ボックスの存在を知らなかった人の割合が多い地区は、金成地区が最も多く、次いで若柳地区、高清水地区となっています。

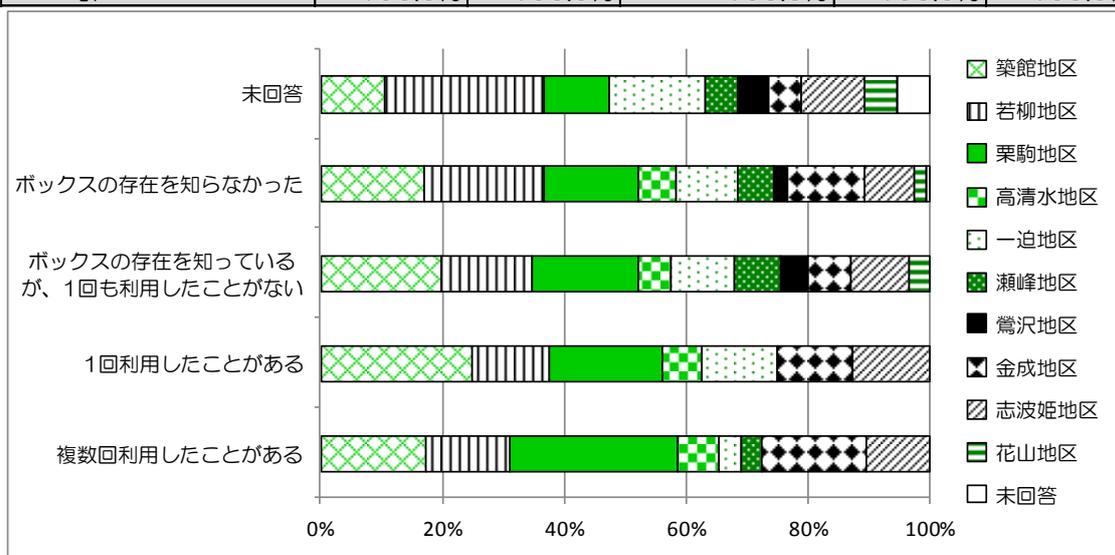
質問 13 集計票

項目	平成30（2018）年	
	回答数	割合
複数回利用したことがある	29	6.0%
1回利用したことがある	16	3.3%
ボックスの存在を知っているが、1回も利用したことがない	216	44.4%
ボックスの存在を知らなかった	207	42.5%
未回答	19	3.9%
計	487	100.0%



質問 13 集計票 (平成 30 (2018) 年・地区別) -1

項目	複数回利用 したことが ある	1回利用した ことがある	ボックスの存在を 知っているが、1 回も利用したこ とがない	ボックスの 存在を知ら なかった	未回答
築館地区	5	4	43	35	2
若柳地区	4	2	32	41	5
栗駒地区	8	3	38	32	2
高清水地区	2	1	11	13	0
一迫地区	1	2	23	21	3
瀬峰地区	1	0	16	12	1
鶯沢地区	0	0	10	5	1
金成地区	5	2	15	26	1
志波姫地区	3	2	21	17	2
花山地区	0	0	7	4	1
未回答	0	0	0	1	1
計	29	16	216	207	19
項目	複数回利用 したことが ある	1回利用した ことがある	ボックスの存在を 知っているが、1 回も利用したこ とがない	ボックスの 存在を知ら なかった	未回答
築館地区	17.2%	25.0%	19.9%	16.9%	10.5%
若柳地区	13.8%	12.5%	14.8%	19.8%	26.3%
栗駒地区	27.6%	18.8%	17.6%	15.5%	10.5%
高清水地区	6.9%	6.3%	5.1%	6.3%	0.0%
一迫地区	3.4%	12.5%	10.6%	10.1%	15.8%
瀬峰地区	3.4%	0.0%	7.4%	5.8%	5.3%
鶯沢地区	0.0%	0.0%	4.6%	2.4%	5.3%
金成地区	17.2%	12.5%	6.9%	12.6%	5.3%
志波姫地区	10.3%	12.5%	9.7%	8.2%	10.5%
花山地区	0.0%	0.0%	3.2%	1.9%	5.3%
未回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	5.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



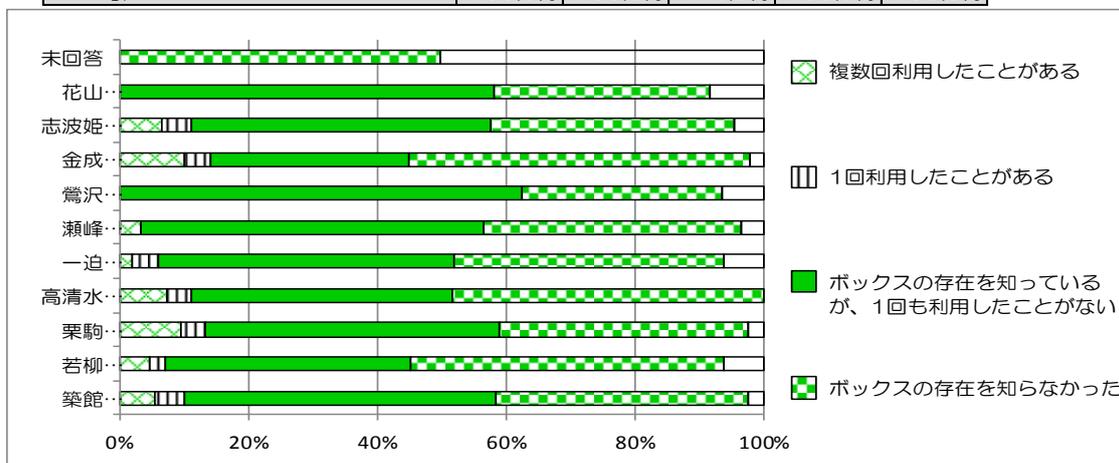
質問 13 集計票 (平成 30 (2018) 年・地区別) -2

項目	築館地区	若柳地区	栗駒地区	高清水地区	一迫地区	瀬峰地区
複数回利用したことがある	5	4	8	2	1	1
1回利用したことがある	4	2	3	1	2	0
ボックスの存在を知っているが、1回も利用したことがない	43	32	38	11	23	16
ボックスの存在を知らなかった	35	41	32	13	21	12
未回答	2	5	2	0	3	1
計	89	84	83	27	50	30

項目	鶯沢地区	金成地区	志波姫地区	花山地区	未回答
複数回利用したことがある	0	5	3	0	0
1回利用したことがある	0	2	2	0	0
ボックスの存在を知っているが、1回も利用したことがない	10	15	21	7	0
ボックスの存在を知らなかった	5	26	17	4	1
未回答	1	1	2	1	1
計	16	49	45	12	2

項目	築館地区	若柳地区	栗駒地区	高清水地区	一迫地区	瀬峰地区
複数回利用したことがある	5.6%	4.8%	9.6%	7.4%	2.0%	3.3%
1回利用したことがある	4.5%	2.4%	3.6%	3.7%	4.0%	0.0%
ボックスの存在を知っているが、1回も利用したことがない	48.3%	38.1%	45.8%	40.7%	46.0%	53.3%
ボックスの存在を知らなかった	39.3%	48.8%	38.6%	48.1%	42.0%	40.0%
未回答	2.2%	6.0%	2.4%	0.0%	6.0%	3.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目	鶯沢地区	金成地区	志波姫地区	花山地区	未回答
複数回利用したことがある	0.0%	10.2%	6.7%	0.0%	0.0%
1回利用したことがある	0.0%	4.1%	4.4%	0.0%	0.0%
ボックスの存在を知っているが、1回も利用したことがない	62.5%	30.6%	46.7%	58.3%	0.0%
ボックスの存在を知らなかった	31.3%	53.1%	37.8%	33.3%	50.0%
未回答	6.3%	2.0%	4.4%	8.3%	50.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

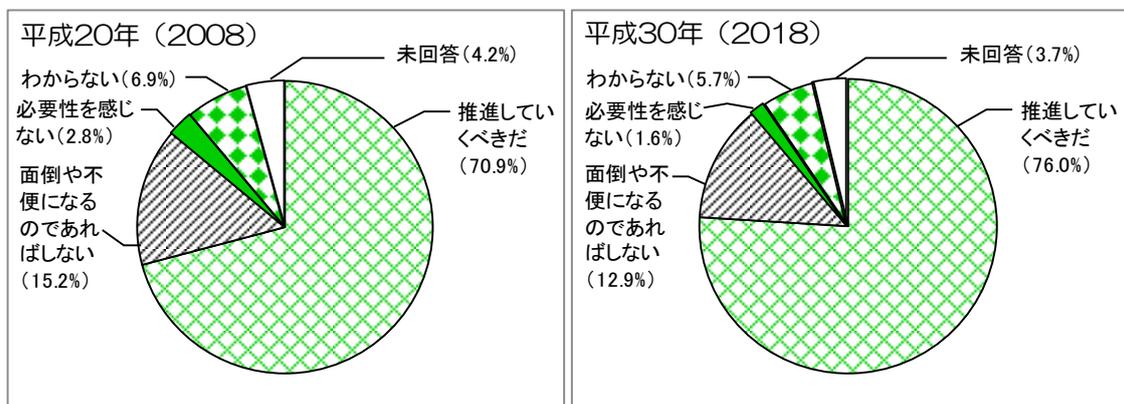


【質問 14】あなたは、ごみの減量、リサイクルの推進について、どのようにお考えですか。

前回より今回の方が「推進していくべき」と回答する人の割合が多くなっており、ごみ・リサイクル問題に対する意識が向上していると考えられます。

質問 14 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
推進していくべきだ	423	70.9%	370	76.0%
面倒や不便になるのであればしない	91	15.2%	63	12.9%
必要性を感じない	17	2.8%	8	1.6%
わからない	41	6.9%	28	5.7%
未回答	25	4.2%	18	3.7%
計	597	100.0%	487	100.0%



【質問 15】あなたは、ごみを減らすためにどのようなことをしていますか。

前回より今回の方が、多くの項目で取り組みを行っている人が増加しています。

また、今回新たに追加した設問である「コンビニ弁当等の容器を洗って、プラスチックごみに分別している」は 42.3%（全回答者数 487 人中 206 人）であり、半数以上の方が分別していない状況にあります。

プラスチックごみは、未だに分別されずに焼却ごみに多く混在している状況にあり、日常的に発生し、比較的簡単に取り組める弁当容器等の分別は、今後推進していく必要があると考えられます。

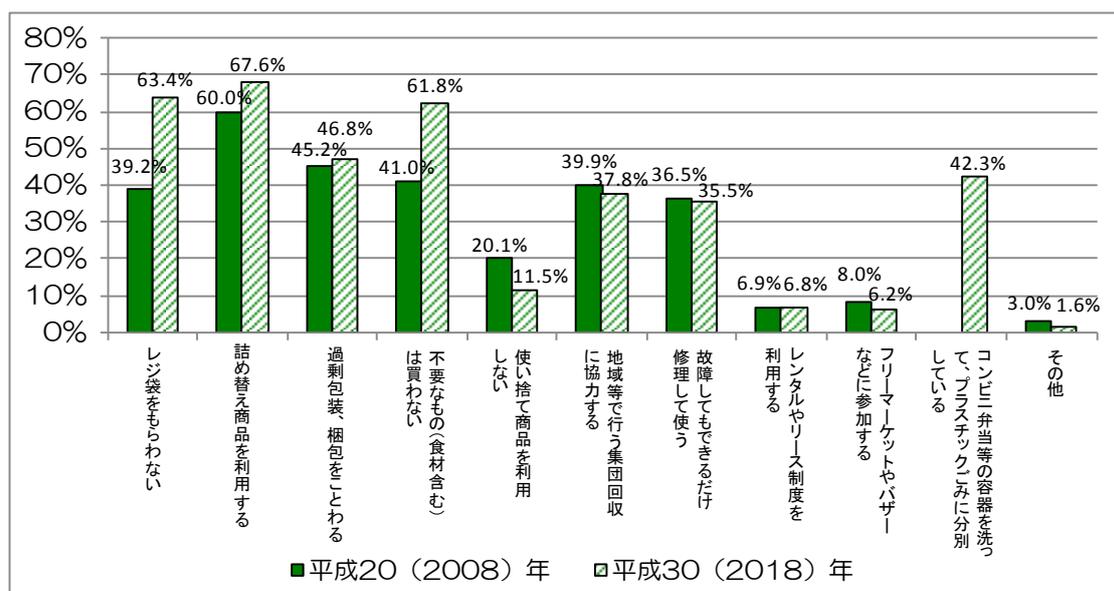
また、「その他」を選択した人の回答には、以下のようなものがありました。

- 食べ物に関しては、買ったもの、畑で作った野菜等 100%食べる。
- プラ、ビン等の容器を洗い、利用している。
- 生ゴミを堆肥にして庭や畑に使用している。
- ゴミ袋にできるだけつめ込んでゴミを出している。

質問 15 集計票

項目	平成20 (2008) 年		平成30 (2018) 年	
	回答数	割合	回答数	割合
レジ袋をもらわない	234	39.2%	309	63.4%
詰め替え商品を利用する	358	60.0%	329	67.6%
過剰包装、梱包をことわる	270	45.2%	228	46.8%
不要なもの(食材含む)は買わない	245	41.0%	301	61.8%
使い捨て商品を利用しない	120	20.1%	56	11.5%
地域等で行う集団回収に協力する	238	39.9%	184	37.8%
故障してもできるだけ修理して使う	218	36.5%	173	35.5%
レンタルやリース制度を利用する	41	6.9%	33	6.8%
フリーマーケットやバザーなどに参加する	48	8.0%	30	6.2%
コンビニ弁当等の容器を洗って、プラスチックごみに分別している	設問無し	設問無し	206	42.3%
その他	18	3.0%	8	1.6%
計	1,790	—	1,857	—

注) 割合は、全回答者数(平成20(2008)年597人、平成30(2018)年487人)に対する回答数の割合である。



【質問 16】あなたは、ごみの減量化やリサイクルを推進するためには、今後どうしたらいいと思いますか。

前回より今回の方が、「ごみ袋の有料化」、「レジ袋の有料化」の市民に負担が生じる取り組みを行うべきと考える人が増えています。

また、「ごみ処理の状況や経費等の情報提供」に取り組むべきと考える人も増えており、ごみ・リサイクル問題に対して意識が向上しているものと考えられます。

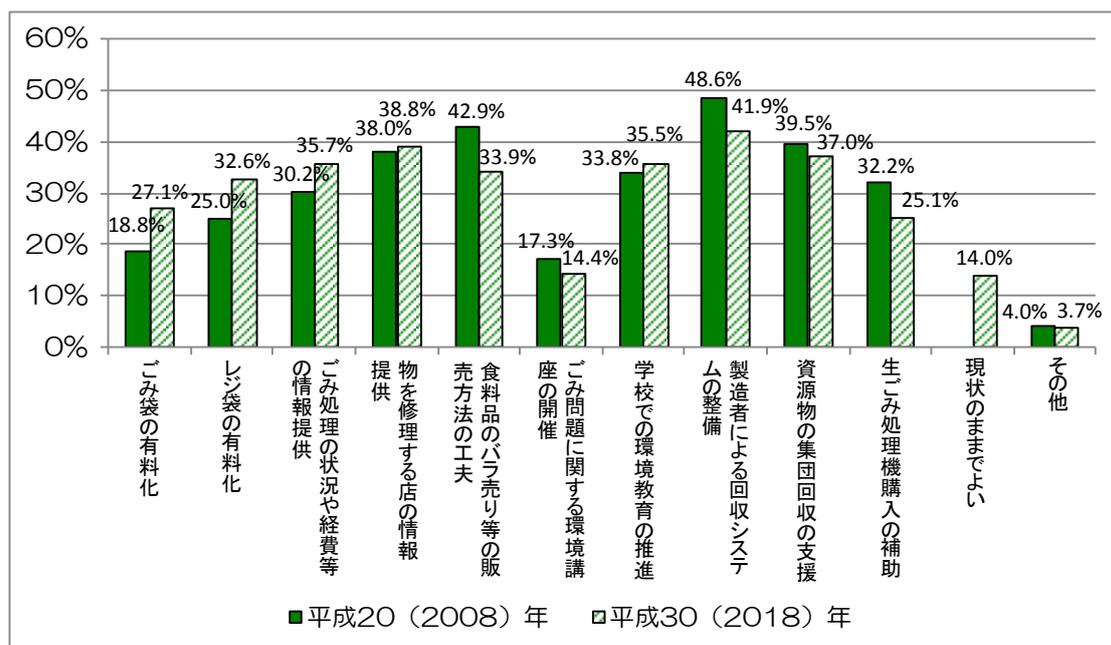
また、「その他」を選択した人の回答は、以下の 18 件でした。

- ・新聞、紙類のトイレットペーパーの交換をしてほしいです。
- ・不法投棄の厳罰化。
- ・販売、製造事業者は過剰包装をしない。プラスチックトレーの使用を極力ひかえる等の努力がほしい。
- ・不法投棄の罰則の強化。
- ・リサイクルに関わる会社を増やし、そこで働く人を募集する。環境にいいというだけでは人は動かない。
- ・スーパーで買い物をすればプラがたくさん出ます。
- ・そもそもゴミにならないような包装・容器にした方が良くと思う。
- ・レジ袋の有料化を行う一方で、エコポイントが貯まるなどのお得感を感じるシステムを作る。
- ・家電・自転車、シニアキャリアカーの回収と修理、販売等のリサイクル利用の推進。
- ・プラごみのごみ袋を作ってほしい。ごみの分別をもっと細分化してほしい。リサイクルできなかつたり、しにくいものは売らないでほしい。
- ・スーパーでセルフレジがあるので、レジ袋有料化のためのサービスはない。たとえば？%引きとか？もしレジ袋が有料化なら、セルフレジ、マイバッグのサービス化があつて良いと思います。
- ・企業による過剰包装を制限する。電化製品梱包ダンボール、発泡スチロール、ビニール袋等の回収（7との関連）
- ・ボタン電池、ダイソーで買うことが多いのですが、回収されないので処理にこまる。
- ・高温多湿な日本では、難しいかもしれませんが、西欧諸国のように各家庭飲食店に生ごみ処理機コンポストの普及が進めば燃やせるゴミの排出が抑えられるような気がします。農業や家庭菜園が盛んな地域柄、自治体の補助があれば少しずつ普及が進むかもしれません。
- ・高齢者世帯や男世帯の方々はきちんと分別ができていない。地域に分別の仕方の徹底（必ず集まってもらう）をする必要から始まる。講習会（全員参加で）をしっかり設ける。1回ではダメと思う。常に身につけて頂くことを。近所で注意しかねる事あり。
- ・商品の過剰包装が多すぎる。食品だけでなくすべて。
- ・燃えるごみの中から紙の箱、お菓子の箱、プラスチック製容器などの資源ごみを減らす。
- ・レジ打ち前に「袋は必要でしょうか？」と声掛けする。

質問 16 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
ごみ袋の有料化	112	18.8%	132	27.1%
レジ袋の有料化	149	25.0%	159	32.6%
ごみ処理の状況や経費等の情報提供	180	30.2%	174	35.7%
物を修理する店の情報提供	227	38.0%	189	38.8%
食料品のバラ売り等の販売方法の工夫	256	42.9%	165	33.9%
ごみ問題に関する環境講座の開催	103	17.3%	70	14.4%
学校での環境教育の推進	202	33.8%	173	35.5%
製造者による回収システムの整備	290	48.6%	204	41.9%
資源物の集団回収の支援	236	39.5%	180	37.0%
生ごみ処理機購入の補助	192	32.2%	122	25.1%
現状のままでよい	設問無し	設問無し	68	14.0%
その他	24	4.0%	18	3.7%
計	1,971	—	1,654	—

注) 割合は、全回答者数（平成20（2008）年597人、平成30（2018）年487人）に対する回答数の割合である。

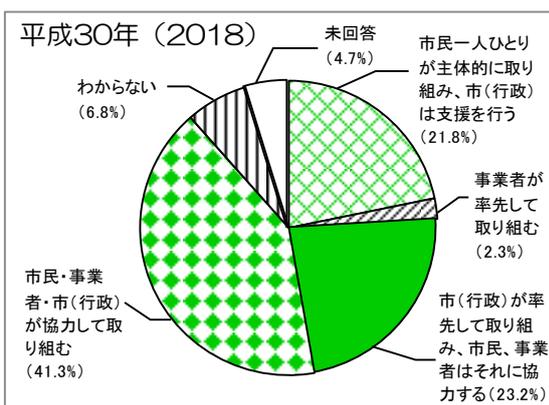
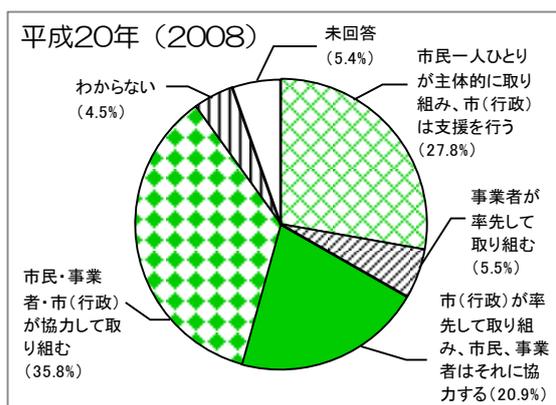


【質問 17】あなたは、ごみの減量、リサイクルを推進していくための役割分担で望ましいと思うものは、次のうちどれですか。

前回より今回の方が「市民・事業者・市（行政）が協力して取り組む」と回答した人の割合が増加しています。

質問 17 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
市民一人ひとりが主体的に取り組む、市（行政）は支援を行う	166	27.8%	106	21.8%
事業者が率先して取り組む	33	5.5%	11	2.3%
市（行政）が率先して取り組み、市民、事業者はそれに協力する	125	20.9%	113	23.2%
市民・事業者・市（行政）が協力して取り組む	214	35.8%	201	41.3%
わからない	27	4.5%	33	6.8%
未回答	32	5.4%	23	4.7%
計	597	100.0%	487	100.0%



【質問 18】あなたのごみ減量やリサイクル等についての意見を自由にご記入ください。

以下のような 144 件の記入がありました。

- 意識問題：36 件
もったいない意識やマナー、分別等に関して個人の意識向上や教育等を望む意見がみられました。
- 情報提供：20 件
ごみ処理やリサイクルの実績、取り組み効果、分別、リサイクル方法等について、情報提供をして欲しいとの意見がみられました。
- ごみ出し、集積所に関する要求：17 件
集積所の新たな設置、スペースの拡大や事前にごみ出しをしたい等、不便解消についての意見が多くみられました。
また、ごみ袋のサイズについて、小さいのが欲しいという意見と大きいのが欲しいという意見がみられました。
- ごみ収集・運搬に関する要求：6 件
品目や回数の増加を望む意見がみられました。
- ごみ削減・リサイクルへの取り組み紹介：8 件
詰め替え商品の利用、水切り、マイバッグ、再生品の利用等の取り組みをご紹介いただきました。
- ごみ削減・リサイクル取り組みへの要求・問題点：30 件
フリーマーケットやバザーの開催、パックやトレイを使わずに量り売りをする、リサイクルに対してのポイント付与等について意見がありました。
また、ごみ袋の値段がもう少し高くてもよいという意見もありました。
- 高齢化問題：9 件
集積所までの距離、分別、ごみ出しルールの徹底について、高齢化により対応が難しくなってきたという意見がありました。
また、現在は若くて対応できるが、将来高齢化した際の対応を心配する意見もみられました。
- その他：18 件

(2) 事業所アンケート調査結果

【質問 1】 貴事業所の業種に○をつけてください。

その他を選択した 7 事業所の業種は、以下のとおりです。

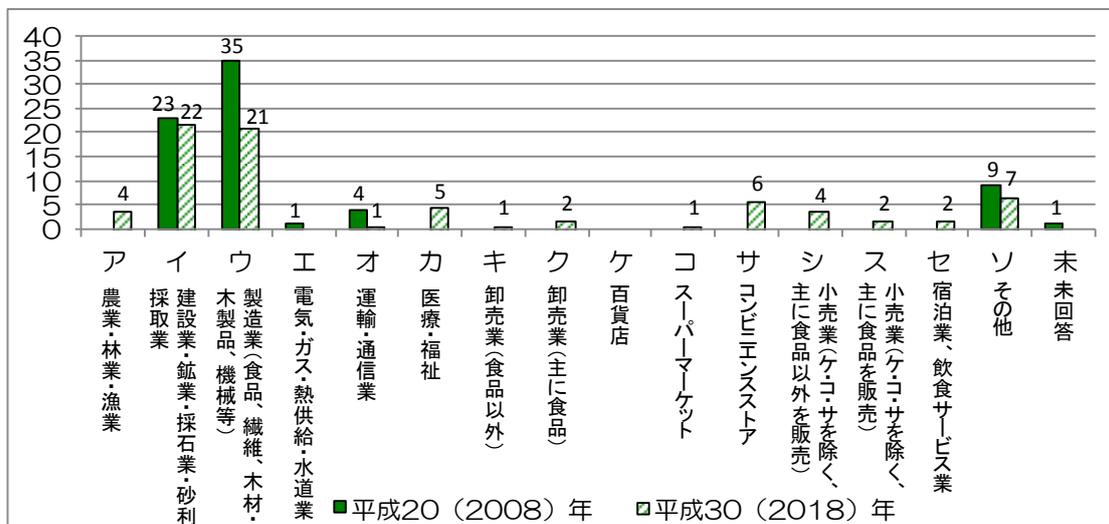
- ・タクシー業
- ・サービス業
- ・産業廃棄物中間処理施設
- ・農業協同組合
- ・自動車教習及び自動車整備業
- ・リサイクル業・産廃業
- ・産業廃棄物中間処理

質問 1 集計票

項目	平成20 (2008) 年		平成30 (2018) 年	
	回答数	割合	回答数	割合
ア . 農業・林業・漁業	設問無し	設問無し	4	5.1%
イ . 建設業・鉱業・採石業・砂利採取業	23	31.5%	22	28.2%
ウ . 製造業 (食品、繊維、木材・木製品、機械等)	35	47.9%	21	26.9%
エ . 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1.4%	0	0.0%
オ . 運輸・通信業	4	5.5%	1	1.3%
カ . 医療・福祉	設問無し	設問無し	5	6.4%
キ . 卸売業 (食品以外)	設問無し	設問無し	1	1.3%
ク . 卸売業 (主に食品)	設問無し	設問無し	2	2.6%
ケ . 百貨店	設問無し	設問無し	0	0.0%
コ . スーパーマーケット	設問無し	設問無し	1	1.3%
サ . コンビニエンスストア	設問無し	設問無し	6	7.7%
シ . 小売業 (ケ・コ・サを除く、主に食品以外を販売)	設問無し	設問無し	4	5.1%
ス . 小売業 (ケ・コ・サを除く、主に食品を販売)	設問無し	設問無し	2	2.6%
セ . 宿泊業、飲食サービス業	設問無し	設問無し	2	2.6%
ソ . その他	9	12.3%	7	9.0%
未 . 未回答	1	1.4%	0	0.0%
計	73	100.0%	78	100.0%

注) 平成20 (2008) 年の「イ」は「建設業」のみの設問であった。

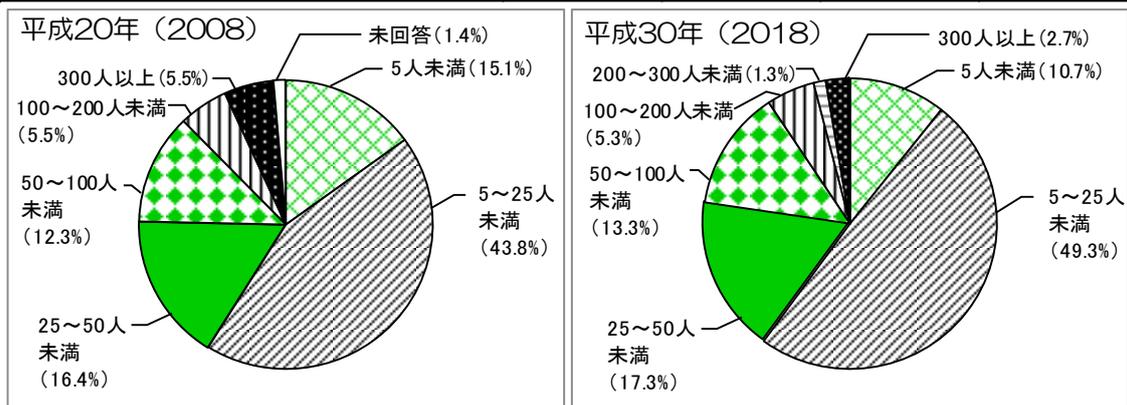
平成30 (2018) 年は、2つの業種をもつ事業所が3つあった。(全事業所75であるが、回答数は78)



【質問 2】 貴事業所の従業員数に○をつけてください。

質問 2 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	11	15.1%	8	10.7%
5～25人未満	32	43.8%	37	49.3%
25～50人未満	12	16.4%	13	17.3%
50～100人未満	9	12.3%	10	13.3%
100～200人未満	4	5.5%	4	5.3%
200～300人未満	0	0.0%	1	1.3%
300人以上	4	5.5%	2	2.7%
未回答	1	1.4%	0	0.0%
計	73	100.0%	75	100.0%

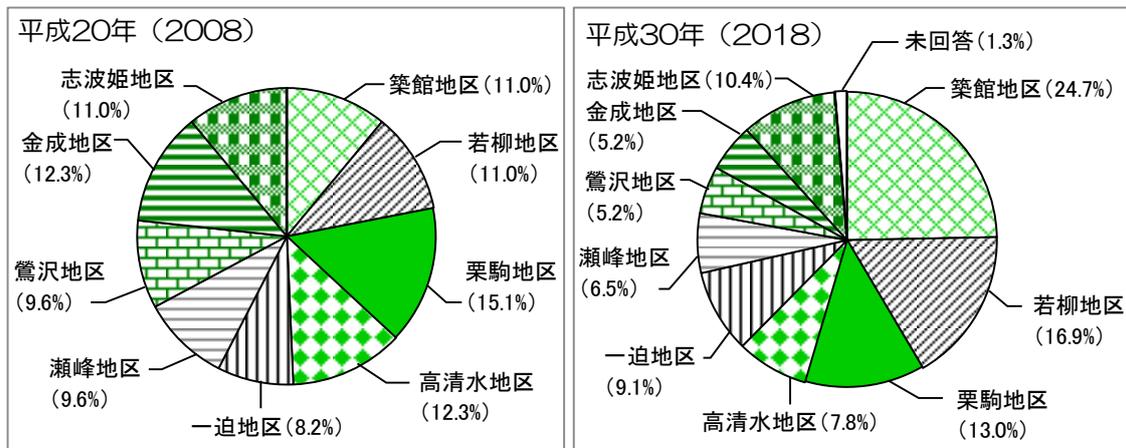


【質問3】 貴事業所のある地区に○をつけてください。

質問3 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
築館地区	8	11.0%	19	24.7%
若柳地区	8	11.0%	13	16.9%
栗駒地区	11	15.1%	10	13.0%
高清水地区	9	12.3%	6	7.8%
一迫地区	6	8.2%	7	9.1%
瀬峰地区	7	9.6%	5	6.5%
鶯沢地区	7	9.6%	4	5.2%
金成地区	9	12.3%	4	5.2%
志波姫地区	8	11.0%	8	10.4%
花山地区	0	0.0%	0	0.0%
未回答	0	0.0%	1	1.3%
計	73	100.0%	77	100.0%

注）平成30（2018）年は、2地区で事業を行っている事業所が2つあった。
（全事業所75であるが、回答数は77）



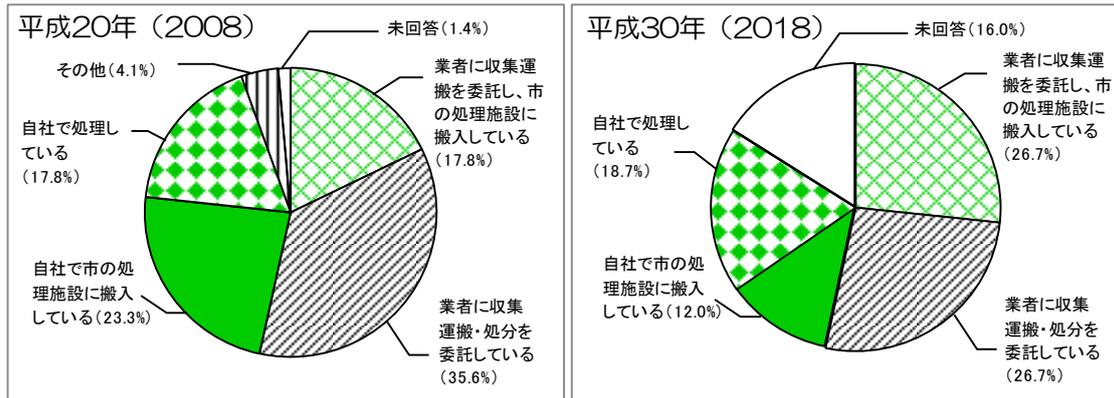
【質問 4】 貴事業所では燃やせるごみをどのように処理していますか。

前回より今回の方が「業者に収集運搬を委託し、市の処理施設に搬入している」事業所が多くなり、「自社で市の処理施設に搬入している」事業所が少なくなっています。

また、「業者に収集運搬・処分を委託している」事業所が少なくなっており、事業系一般廃棄物増加の一因となっている可能性も考えられます。

質問 4 集計票

項目	平成20 (2008) 年		平成30 (2018) 年	
	回答数	割合	回答数	割合
業者に収集運搬を委託し、市の処理施設に搬入している	13	17.8%	20	26.7%
業者に収集運搬・処分を委託している	26	35.6%	20	26.7%
自社で市の処理施設に搬入している	17	23.3%	9	12.0%
自社で処理している	13	17.8%	14	18.7%
その他	3	4.1%	0	0.0%
未回答	1	1.4%	12	16.0%
計	73	100.0%	75	100.0%



【質問 5】 貴事業所では資源化可能な物をリサイクルするためのルートはありますか。

前回より今回の方が資源回収業者に依頼する割合が低く、未回答の割合が多くなっており、自社のリサイクルについての認識があいまいになっている可能性が考えられます。

食品残渣のリサイクルの状況を業種別にみると、食品を取り扱うコンビニエンスストアやその他小売業（主に食品）でも「リサイクルをしていない」との回答がみられています。また、食品残渣は、全ての品目の中で最も「リサイクルしていない」との回答が多くなっており、今後のリサイクル推進が必要と考えられます。

食品残渣の次に「リサイクルしていない」との回答が多かったコピー用紙等紙類の状況をみると、事業所数では「建設業・鋳業・採石業・砂利採取業」、割合では「卸売業（食品以外）とスーパーマーケット」が多くなっています。

コピー用紙等紙類は、リサイクルシステムが確立された品目であるのかかわらず、未だにリサイクルされずに、事業系一般廃棄物に混入している可能性も考えられ、事業所がリサイクルルートを認識して対応していくことが必要です。

質問 5 集計票（平成 20（2008）年）-1

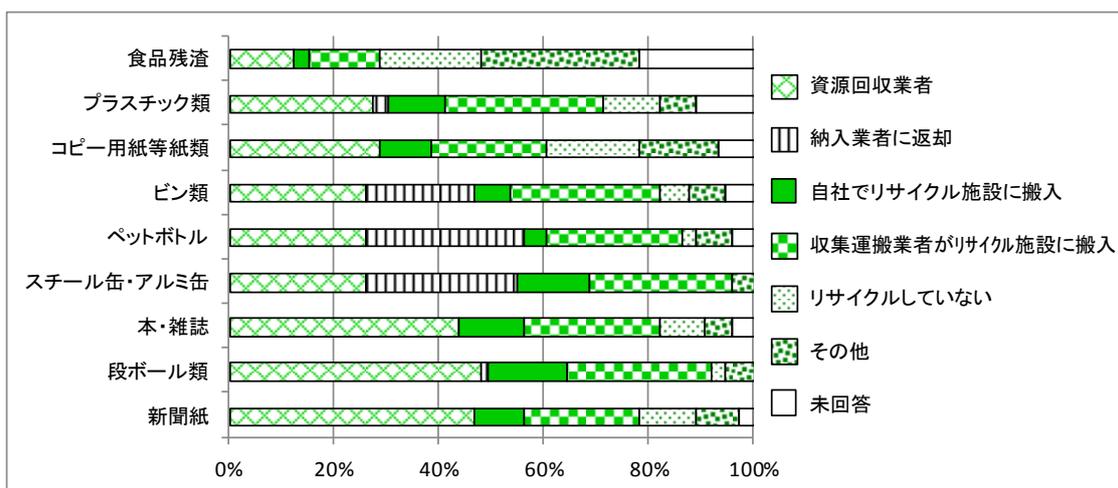
項目	新聞紙	段ボール類	本・雑誌	スチール 缶・アルミ 缶	ペットボト ル
資源回収業者	34	35	32	19	19
納入業者に返却	0	1	0	21	22
自社でリサイクル施設に搬入	7	11	9	10	3
収集運搬業者がリサイクル施設に搬入	16	20	19	20	19
リサイクルしていない	8	2	6	0	2
その他	6	4	4	3	5
未回答	2	0	3	0	3
計	73	73	73	73	73

項目	ビン類	コピー用紙 等紙類	プラスチッ ク類	食品残渣
資源回収業者	19	21	20	9
納入業者に返却	15	0	2	0
自社でリサイクル施設に搬入	5	7	8	2
収集運搬業者がリサイクル施設に搬入	21	16	22	10
リサイクルしていない	4	13	8	14
その他	5	11	5	22
未回答	4	5	8	16
計	73	73	73	73

質問 5 集計票 (平成 20 (2008) 年) -2

項目	新聞紙	段ボール類	本・雑誌	スチール 缶・アルミ 缶	ペットボト ル
資源回収業者	46.6%	47.9%	43.8%	26.0%	26.0%
納入業者に返却	0.0%	1.4%	0.0%	28.8%	30.1%
自社でリサイクル施設に搬入	9.6%	15.1%	12.3%	13.7%	4.1%
収集運搬業者がリサイクル施設に搬入	21.9%	27.4%	26.0%	27.4%	26.0%
リサイクルしていない	11.0%	2.7%	8.2%	0.0%	2.7%
その他	8.2%	5.5%	5.5%	4.1%	6.8%
未回答	2.7%	0.0%	4.1%	0.0%	4.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目	ビン類	コピー用紙 等紙類	プラスチッ ク類	食品残渣
資源回収業者	26.0%	28.8%	27.4%	12.3%
納入業者に返却	20.5%	0.0%	2.7%	0.0%
自社でリサイクル施設に搬入	6.8%	9.6%	11.0%	2.7%
収集運搬業者がリサイクル施設に搬入	28.8%	21.9%	30.1%	13.7%
リサイクルしていない	5.5%	17.8%	11.0%	19.2%
その他	6.8%	15.1%	6.8%	30.1%
未回答	5.5%	6.8%	11.0%	21.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



質問5 集計票（平成30（2018）年）-1

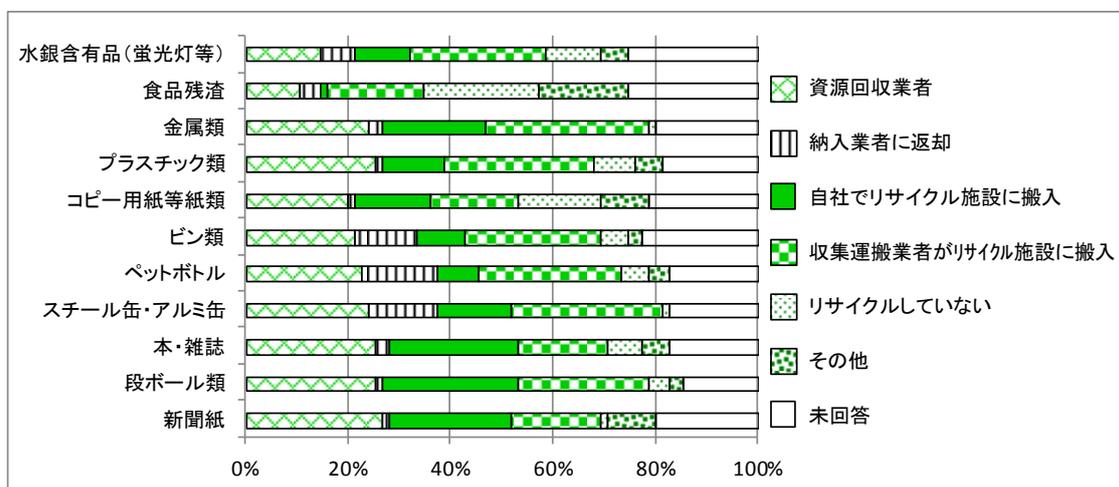
項目	新聞紙	段ボール類	本・雑誌	スチール 缶・アルミ 缶	ペットボト ル	ピン類
資源回収業者	20	19	19	18	17	16
納入業者に返却	1	1	2	10	11	9
自社でリサイクル施設に 搬入	18	20	19	11	6	7
収集運搬業者がリサイクル施 設に搬入	13	19	13	22	21	20
リサイクルしていない	1	3	5	1	4	4
その他	7	2	4	0	3	2
未回答	15	11	13	13	13	17
計	75	75	75	75	75	75

項目	コピー用紙 等紙類	プラスチッ ク類	金属類	食品残渣	水銀含有品 （蛍光灯 等）
資源回収業者	15	19	18	8	11
納入業者に返却	1	1	2	3	5
自社でリサイクル施設に 搬入	11	9	15	1	8
収集運搬業者がリサイクル施 設に搬入	13	22	24	14	20
リサイクルしていない	12	6	1	17	8
その他	7	4	0	13	4
未回答	16	14	15	19	19
計	75	75	75	75	75

質問5 集計票（平成30（2018）年）-2

項目	新聞紙	段ボール類	本・雑誌	スチール缶・アルミ缶	ペットボトル	ピン類
資源回収業者	26.7%	25.3%	25.3%	24.0%	22.7%	21.3%
納入業者に返却	1.3%	1.3%	2.7%	13.3%	14.7%	12.0%
自社でリサイクル施設に搬入	24.0%	26.7%	25.3%	14.7%	8.0%	9.3%
収集運搬業者がリサイクル施設に搬入	17.3%	25.3%	17.3%	29.3%	28.0%	26.7%
リサイクルしていない	1.3%	4.0%	6.7%	1.3%	5.3%	5.3%
その他	9.3%	2.7%	5.3%	0.0%	4.0%	2.7%
未回答	20.0%	14.7%	17.3%	17.3%	17.3%	22.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項目	コピー用紙等紙類	プラスチック類	金属類	食品残渣	水銀含有品（蛍光灯等）
資源回収業者	20.0%	25.3%	24.0%	10.7%	14.7%
納入業者に返却	1.3%	1.3%	2.7%	4.0%	6.7%
自社でリサイクル施設に搬入	14.7%	12.0%	20.0%	1.3%	10.7%
収集運搬業者がリサイクル施設に搬入	17.3%	29.3%	32.0%	18.7%	26.7%
リサイクルしていない	16.0%	8.0%	1.3%	22.7%	10.7%
その他	9.3%	5.3%	0.0%	17.3%	5.3%
未回答	21.3%	18.7%	20.0%	25.3%	25.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



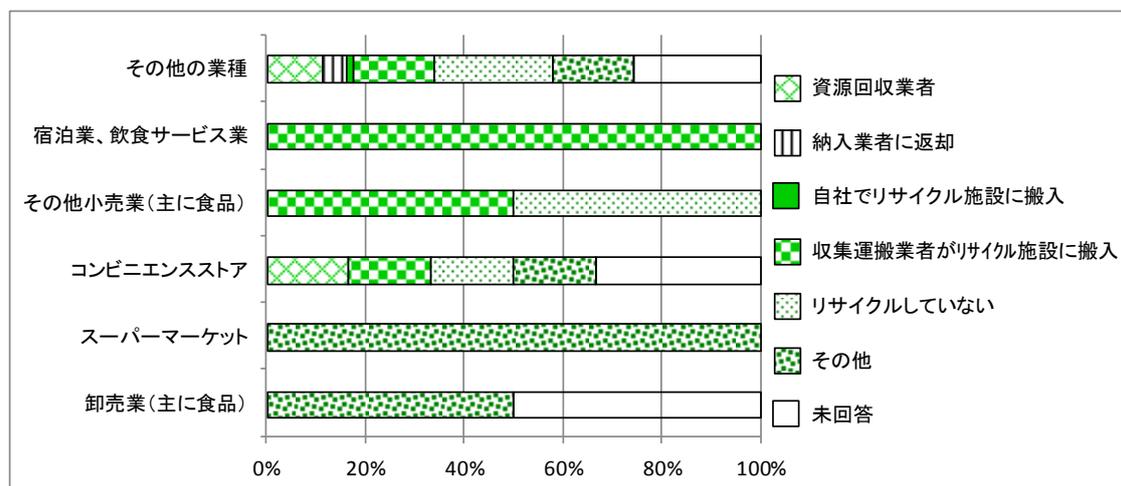
質問 5 集計票 (平成 30 (2018) 年・食品残渣限定)

項目	卸売業 (主に食品)	スーパーマーケット	コンビニエンスストア	その他小売業 (主に食品)	宿泊業、飲食サービス業	その他の業種
資源回収業者	0	0	1	0	0	7
納入業者に返却	0	0	0	0	0	3
自社でリサイクル施設に搬入	0	0	0	0	0	1
収集運搬業者がリサイクル施設に搬入	0	0	1	1	2	10
リサイクルしていない	0	0	1	1	0	15
その他	1	1	1	0	0	10
未回答	1	0	2	0	0	16
計	2	1	6	2	2	62

注) 百貨店は食品取扱業種であるが、アンケート回答数が0であったため個別集計していない。

項目	卸売業 (主に食品)	スーパーマーケット	コンビニエンスストア	その他小売業 (主に食品)	宿泊業、飲食サービス業	その他の業種
資源回収業者	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	11.3%
納入業者に返却	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%
自社でリサイクル施設に搬入	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
収集運搬業者がリサイクル施設に搬入	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	100.0%	16.1%
リサイクルしていない	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	0.0%	24.2%
その他	50.0%	100.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.1%
未回答	50.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	25.8%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注) 百貨店は食品取扱業種であるが、アンケート回答数が0であったため個別集計していない。



質問5集計票（平成30（2018）年・コピー用紙等紙類をリサイクルしていない事業所）

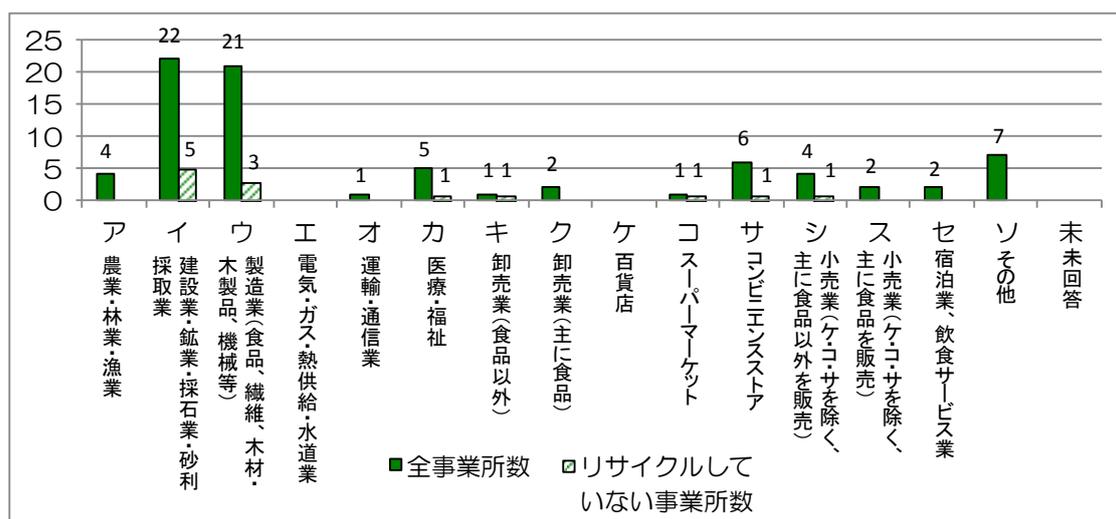
項目	平成30年		
	全事業所数	リサイクルして いない事業所数	割合
ア . 農業・林業・漁業	4	0	0.0%
イ . 建設業・鉱業・採石業・砂利採取業	22	5	22.7%
ウ . 製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）	21	3	14.3%
エ . 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.0%
オ . 運輸・通信業	1	0	0.0%
カ . 医療・福祉	5	1	20.0%
キ . 卸売業（食品以外）	1	1	100.0%
ク . 卸売業（主に食品）	2	0	0.0%
ケ . 百貨店	0	0	0.0%
コ . スーパーマーケット	1	1	100.0%
サ . コンビニエンスストア	6	1	16.7%
シ . 小売業（ケ・コ・サを除く、主に食品以外を販売）	4	1	25.0%
ス . 小売業（ケ・コ・サを除く、主に食品を販売）	2	0	0.0%
セ . 宿泊業、飲食サービス業	2	0	0.0%
ソ . その他	7	0	0.0%
未 . 未回答	0	0	0.0%
計	78	13	

注）割合は、全事業所数（業種別）に対するリサイクルしていない事業所数（業種別）の割合である。

「全事業所数」では、2つの業種をもつ事業所が3つあった。（全事業所75であるが、回答数は78）

「リサイクルしていない事業所数」では、イとウの2つを行う事業所が1つあり、重複計上している。

（リサイクルしていない事業所12であるが、回答数は13）



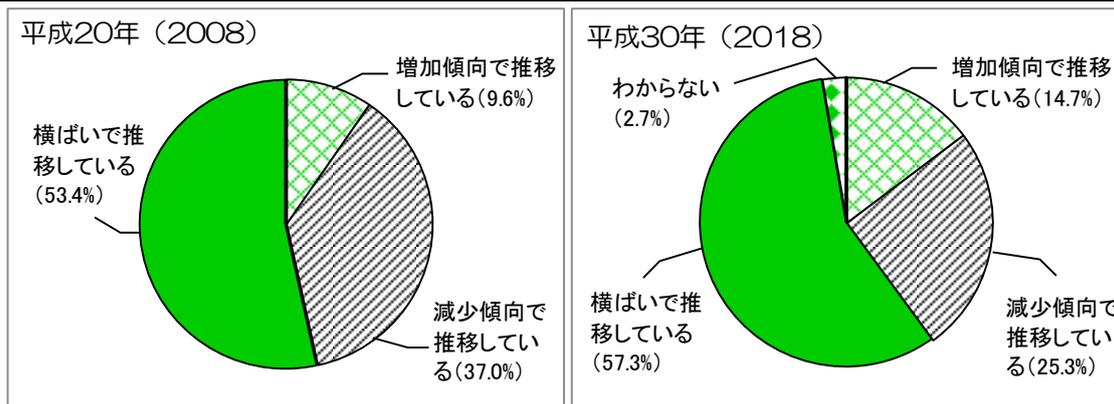
【質問 6】 貴事業所の一般廃棄物の量の傾向について、いずれかひとつに○をつけてください。

前回より今回の方が「増加傾向で推移している」と認識している事業所が多くなっています。

一方、今回だけでみると「増加傾向で推移している」より「減少傾向で推移している」と回答している事業所の割合が多いですが、事業系ごみは近年増加傾向となっていることから、認識が異なっている状況です。

質問 6 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
増加傾向で推移している	7	9.6%	11	14.7%
減少傾向で推移している	27	37.0%	19	25.3%
横ばいで推移している	39	53.4%	43	57.3%
わからない	0	0.0%	2	2.7%
未回答	0	0.0%	0	0.0%
計	73	100.0%	75	100.0%



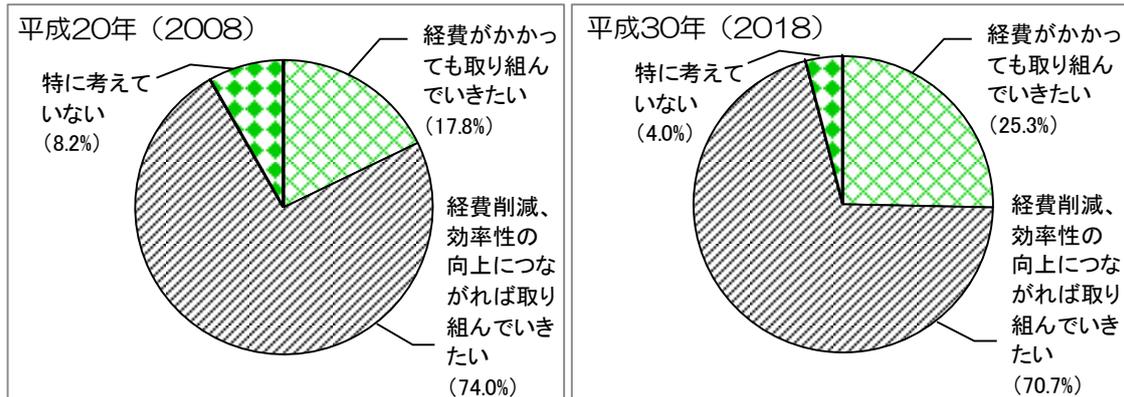
【質問 7】 貴事業所では、一般廃棄物の減量化やリサイクルについてどのように考えていますか。

前回より今回の方が「経費がかかっても取り組んでいきたい」と考えている事業所が多くなっています。

一方、今回の結果をみると「経費削減、効率性の向上につながれば取り組んでいきたい」と回答する事業所が最も多く、目先の利益にとらわれず、リサイクル等に取り組む必要性を認識してもらうことが重要と考えられます。

質問 7 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
経費がかかっても取り組んでいきたい	13	17.8%	19	25.3%
経費削減、効率性の向上につながれば取り組んでいきたい	54	74.0%	53	70.7%
経費等を考えると取り組めない	0	0.0%	0	0.0%
特に考えていない	6	8.2%	3	4.0%
未回答	0	0.0%	0	0.0%
計	73	100.0%	75	100.0%



【質問 8】 貴事業所の現在行っている廃棄物削減への取り組みについて該当するものすべてに○をつけてください。

前回と今回を比較すると、項目により増減がばらついていますが、「事務用紙や封筒等の再利用」という従前から浸透していた取り組みが減少（意識の低下）し、比較的従前から浸透しきっていなかったと考えられる「包装の簡易化、レンタルやリース制度の利用」等に増加傾向がみられます。リサイクルの取り組み推進や啓蒙は、新たなものだけでなく、既に浸透したものも継続的に行っていくことが重要と考えられます。

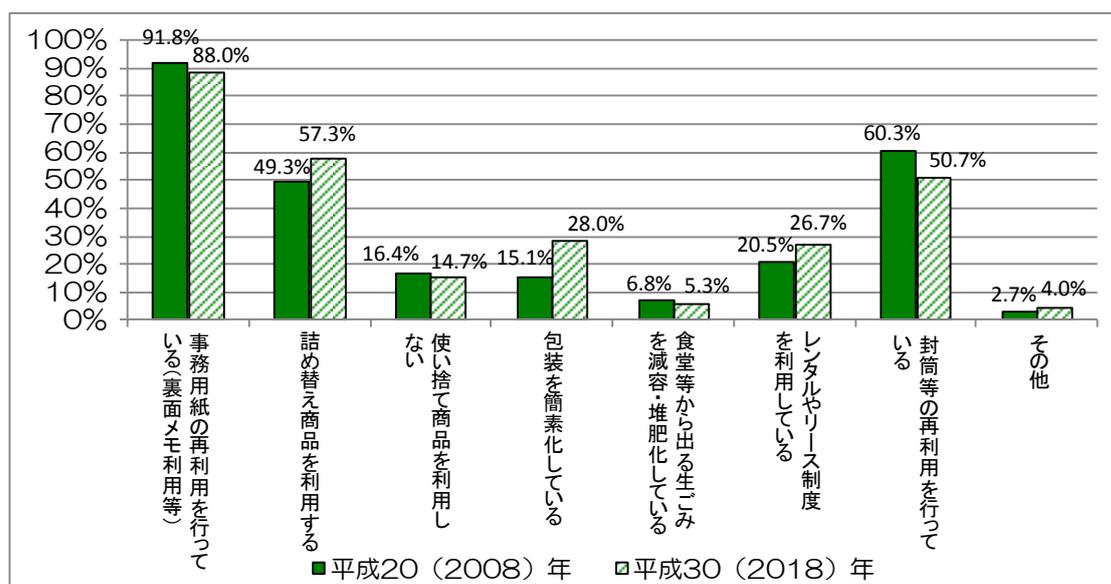
その他を選択した事業所の取り組みは、以下の3件でした。

- ・事業所で出たアルミ缶、スチール缶、ダンボール類等をリサイクルしている。（リサイクル施設へ搬入）⇒サービス業
- ・野菜等は分解処理を行っている。⇒小売業（主に食品を販売）
- ・ダンボールの再利用⇒製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）

質問8集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
事務用紙の再利用を行っている（裏面メモ利用等）	67	91.8%	66	88.0%
詰め替え商品を利用する	36	49.3%	43	57.3%
使い捨て商品を利用しない	12	16.4%	11	14.7%
包装を簡素化している	11	15.1%	21	28.0%
食堂等から出る生ごみを減容・堆肥化している	5	6.8%	4	5.3%
レンタルやリース制度を利用している	15	20.5%	20	26.7%
封筒等の再利用を行っている	44	60.3%	38	50.7%
その他	2	2.7%	3	4.0%
計	192	—	206	—

注）割合は、全回答事業所数（平成20（2008）年73事業所、平成30（2018）年75事業所）に対する回答数の割合である。



【質問 9】 貴事業所の製品、サービスの中で行っている廃棄物の減量、リサイクルの推進の取り組みがある場合は記入してください。

以下の 9 件の記入がありました。

- 製品の梱包袋を再利用できる物の一部変更。
⇒製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）
- 燃え殻…造粒固化（再生材）。
⇒産業廃棄物中間処理施設
- レジ袋の有料。エコバックやダンボール箱を使っている。食品トレー、ペットボトルの回収。
⇒小売業（主に食品を販売）
- 使用済製品の回収・再生。
⇒製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）
- 製造工程の収率改善による廃棄量削減。
⇒製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）
- 朝食・夕食提供時に利用する箸を何度も使える箸にした。
⇒宿泊業、飲食サービス業
- 品質を向上させ、賞味期限を延長させた。
⇒製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）
- 割り箸をやめている。
⇒宿泊業、飲食サービス業
- ワンウェイ木材梱包材からダンボールトライオールに変更。
⇒製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）

【質問 10】 貴事業所が廃棄物の減量化・リサイクルを進めるなかで、障害となっていることは何ですか。

前回と今回を比較すると、項目により増減がばらついていますが、「手間がかかる、資源物を保管するスペースがない」と回答した事業所が多くなり、「対策を考える担当者がいない、従業員や利用者の分別が徹底できない」と回答した事業所が少なくなっており、取り組み意欲は向上しているものと考えられます。

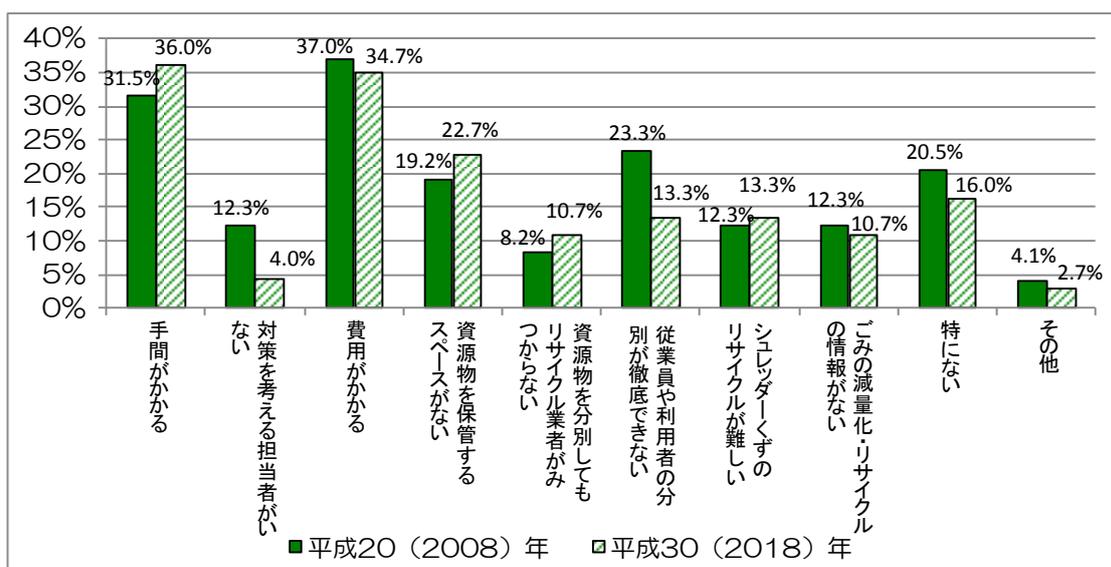
その他 2 件の内容は以下のとおりでした。

- 規制により障害がでる。
⇒製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）
- 資材自体がダンボール等に包装される物のため、減量化は自社ではどうにもできない問題である。
⇒製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）

質問 10 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
手間がかかる	23	31.5%	27	36.0%
対策を考える担当者がいない	9	12.3%	3	4.0%
費用がかかる	27	37.0%	26	34.7%
資源物を保管するスペースがない	14	19.2%	17	22.7%
資源物を分別してもリサイクル業者がみつからない	6	8.2%	8	10.7%
従業員や利用者の分別が徹底できない	17	23.3%	10	13.3%
シュレッダーくずのリサイクルが難しい	9	12.3%	10	13.3%
ごみの減量化・リサイクルの情報がない	9	12.3%	8	10.7%
特になし	15	20.5%	12	16.0%
その他	3	4.1%	2	2.7%
計	132	—	123	—

注）割合は、全回答事業所数（平成20（2008）年73事業所、平成30（2018）年75事業所）に対する回答数の割合である。

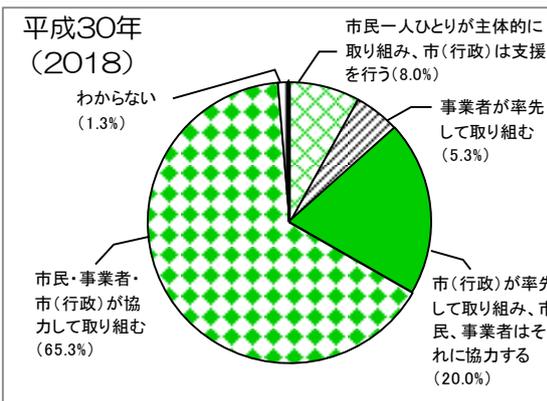
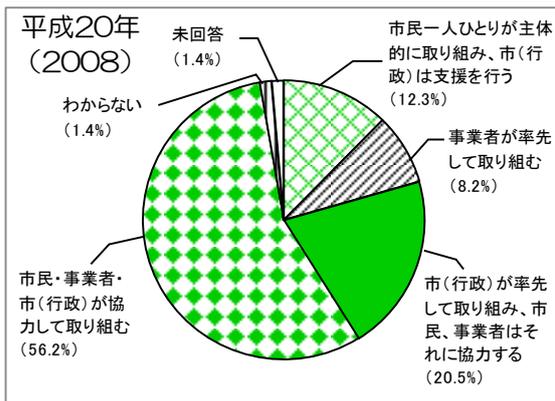


【質問 11】 貴事業所では、ごみの問題を改善していくための役割分担で望ましいと思うのは次のどれですか。

前回より今回の方が「市民・事業者・市（行政）が協力して取り組む」と回答した人が増加しています。

質問 11 集計票

項目	平成20（2008）年		平成30（2018）年	
	回答数	割合	回答数	割合
市民一人ひとりが主体的に取り組む、市（行政）は支援を行う	9	12.3%	6	8.0%
事業者が率先して取り組む	6	8.2%	4	5.3%
市（行政）が率先して取り組み、市民、事業者はそれに協力する	15	20.5%	15	20.0%
市民・事業者・市（行政）が協力して取り組む	41	56.2%	49	65.3%
わからない	1	1.4%	1	1.3%
未回答	1	1.4%	0	0.0%
計	73	100.0%	75	100.0%



【質問 12】 貴事業所のごみ減量やリサイクル等についての意見を自由にご記入ください。

以下の 12 件の記入がありました。

取り組みへの障害として、ハード的なものだけでなく「リサイクル等をどのようにして行けば良いのか情報があまりない」という記入が、医療・福祉の事業所からありました。

質問 12.集計票

取り組みへの障害	ダンボール等はリサイクルに回したいが、運ぶ手間を考えると、費用がかかって業者に引取を頼むことが多いのでそういったところで行政のバックアップがあればいいと思います。	農業・林業・漁業
	規制等により木材など再利用できないものがある。集積や保管に関する規制を緩和してもらって再利用する方法もあるので、各分野の協会や業者との協議を重ね必要な対応をお願いしたい。また、公共工事等では発生材も大量に出るが、書類や処分指定などがあり再利用できない場合もあるので、協議により柔軟に対応できる状況があると減量やリサイクルも増やせるのではないかと思います。	コンビニエンスストア
	①事業所内でのごみ減量化は意識してできるが、リサイクルを進めようとすると、手間、費用がかかることになかなか取組めないている。②リサイクル品の回収方法や費用負担額に対して行政の指導を望む。※手軽にリサイクルができるように。	建設業・鉱業・採石業・砂利採取業
	リサイクル等をどのようにして行けば良いのか情報があまりない。身近でもっとできる事があるのであれば率先してやっていきたい。	医療・福祉
	ゴミ減量のため簡易包装等に取り組んでいる事も、あたりまえの様になってはきた。それは一般的な小売りの商品には当てはまるのかもしれないが、機器を取り扱う業者にするとあてはまらず難しい。少しずつパッキングの技術も進んでいるので、以前よりは少なくなってきたものの、まだまだ減量化には時間がかかると思う。	製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）
取り組みの紹介	当然ながらすべて事業系ゴミゆえ、専門の廃棄物処理業者に委託しております。可燃物、プラ、ビン、不燃物（金属等）に分別して業者に持って行ってもらいます。コピー用紙のウラ紙再利用くらいしか現実にはできない状況です。	建設業・鉱業・採石業・砂利採取業
	会社全体で3Rを推進し、表彰を受けております。	小売業（主に食品以外を販売）
取り組み方策の提案	包装は簡素化。事業所間は包装の簡素化。すべて分別して、事業所でゴミは減量すべきと考えてます。	建設業・鉱業・採石業・砂利採取業
	市民・事業所の区別することなく受け入れられる体勢づくりをする。	製造業（食品、繊維、木材・木製品、機械等）
その他	なるべく自分のゴミ（車の中や家庭ゴミ）は自分達で処理してほしい。できればゴミ箱等は置きたくない。	宿泊業、飲食サービス業
	各々の事業所はもっとごみ減量やリサイクル等について真剣に取り組んでいかねばなりません。特にありません。出来る事はしています。	小売業（主に食品以外を販売） スーパーマーケット

3. 人口推計及び予測資料

(1) 人口推計

人口推計は、以下の4種類の方法を用いて比較しました。

- ①第2次栗原市総合計画の値を等差で補間（国勢調査ベース）
- ②国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計値（平成30年（2018）推計）を等差で補間（国勢調査ベース）
- ③H25（2013）～H29（2017）の人口実績値から直線回帰分析法で算出（住民基本台帳ベース）
- ④H24（2012）とH29（2017）の人口実績値からコーホート変化率法で算出（住民基本台帳ベース）

◎直線回帰分析法とは、過去のデータから傾き等を算出し、それを直線で延長するような方法です。

◎「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。
※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。

上記①～④を比較し、「③」の直線回帰分析法の値を採用しました。

理由は以下の通りです。

理由①：目標と比較するごみ処理実績値は、1年毎に人口が集計されている住民基本台帳をベースとして管理されている。
（国勢調査と住民基本台帳は人口が異なるため、国勢調査ベースで行った人口推計で目標値を設定した場合、実績値との乖離が生じるため、住民基本台帳ベースで行うことが望ましい。）

理由②：目標的な要素がなく推計した社人研減衰量と傾きがほぼ同じ。

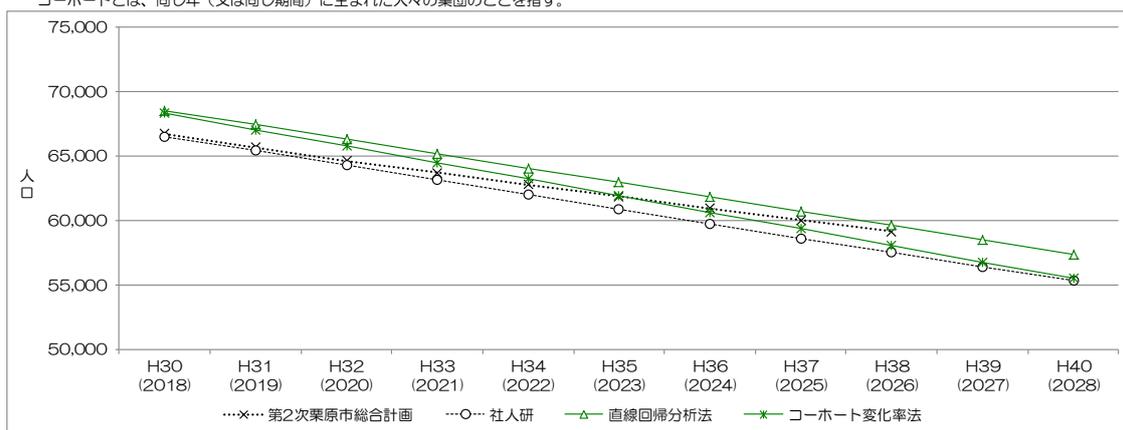
理由③：目標年のH40（2028）年時点では、第2次栗原市総合計画の推計値と同程度になる。

また、ごみ処理実績は、住民基本台帳の9月末の値で管理していますが、生活排水処理実績は、年度末の値で管理しているため、生活排水処理基本計画に用いる人口推計は、ごみ処理基本計画とは別に、年度末の住民基本台帳の値で直線回帰分析法を行い推計しました。

資料表-1 各人口推計値の比較

推定方法	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
第2次栗原市総合計画	66,727	65,668	64,608	63,694	62,779	61,865	60,951	60,036	59,122	—	—
社人研	66,524	65,397	64,270	63,131	61,993	60,854	59,716	58,577	57,500	56,423	55,346
直線回帰分析法	68,531	67,418	66,304	65,191	64,077	62,964	61,851	60,737	59,624	58,510	57,397
コーホート変化率法	68,321	67,048	65,775	64,502	63,229	61,938	60,647	59,356	58,065	56,772	55,530

注) 第2次栗原市総合計画及び社人研の推計結果は国勢調査をベースに、1次回帰法及びコーホート変化率法は、住民基本台帳をベースに推計した結果である。
直線回帰分析法とは、過去のデータから傾き等を算出し、それを直線で延長するような方法である。
コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。
コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。

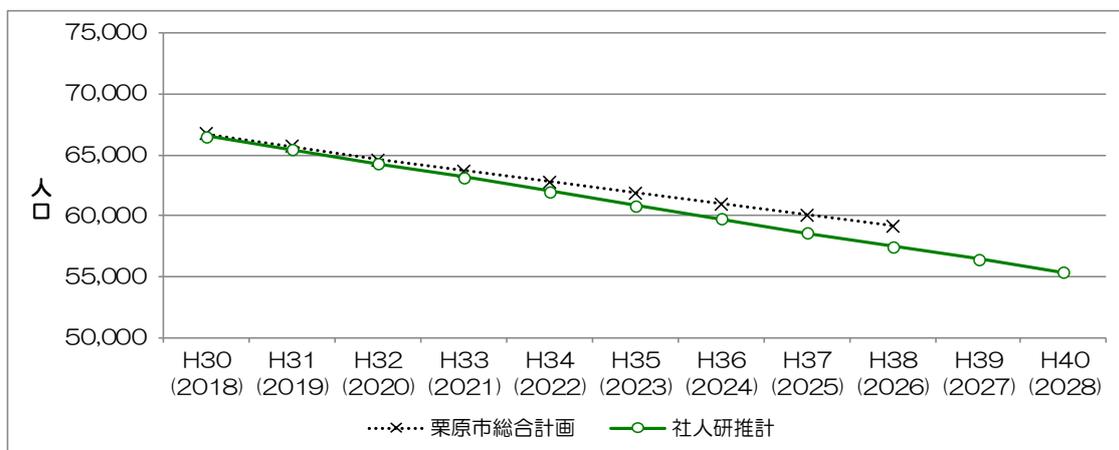


資料図-1 各人口推計値の比較

資料表-2 栗原市総合計画及び社人研推計（国勢調査ベース）

区分		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
元の値	第2次栗原市総合計画	69,906	—	—	—	—	64,608
	社人研	69,906	—	—	—	—	64,270
補間 注)	栗原市総合計画	69,906	68,846	67,787	66,727	65,668	64,608
	社人研推計	69,906	68,779	67,652	66,524	65,397	64,270
区分		H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)
元の値	第2次栗原市総合計画	—	—	—	—	—	59,122
	社人研	—	—	—	—	58,577	—
補間 注)	栗原市総合計画	63,694	62,779	61,865	60,951	60,036	59,122
	社人研推計	63,131	61,993	60,854	59,716	58,577	57,500
区分		H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)		
元の値	第2次栗原市総合計画	—	—	—	—		
	社人研	—	—	—	53,192		
補間 注)	栗原市総合計画	—	—	—	—		
	社人研推計	56,423	55,346	54,269	53,192		

注) 元の値の間の年は、等差で補間した。

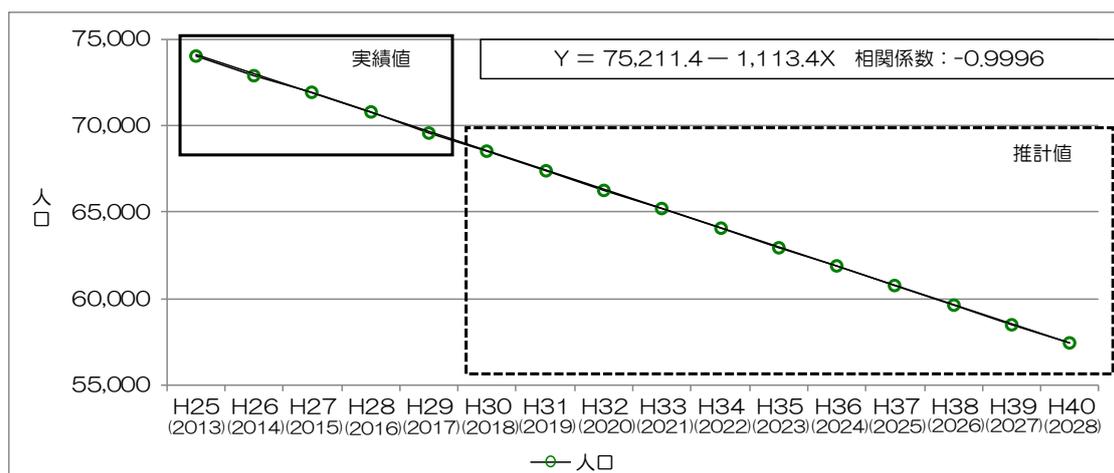


資料図-2 栗原市総合計画及び社人研推計（国勢調査ベース）

資料表-3 直線回帰分析法による推計（住民基本台帳ベース）

区分	実績値（住民基本台帳）					
年	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	
人口	74,078	72,958	71,934	70,792	69,594	
区分	推計値（直線回帰）					
年	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	
人口	68,531	67,418	66,304	65,191	64,077	
区分	推計値（直線回帰）					
年	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
人口	62,964	61,851	60,737	59,624	58,510	57,397

注) 実績値は各年9月末の値である。

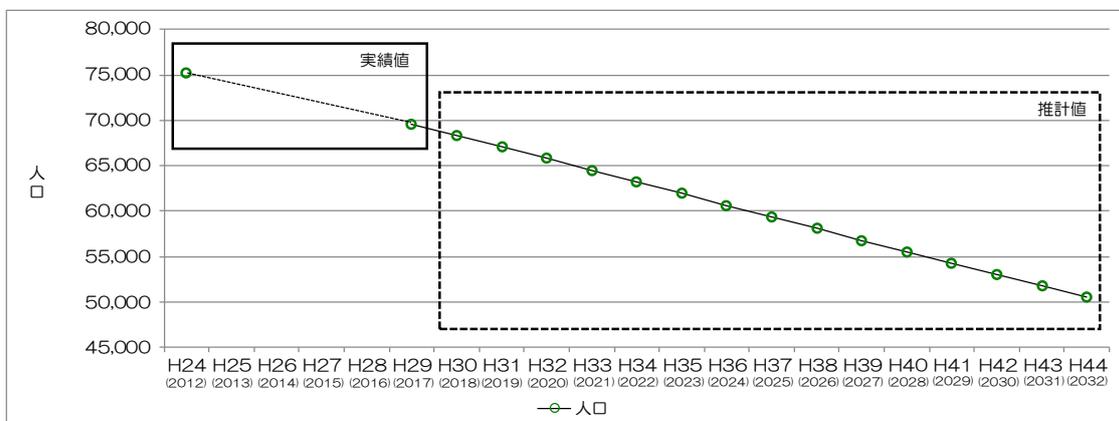


資料図-3 直線回帰分析法による推計（住民基本台帳ベース）

資料表-4 コーホート変化率法による推計（住民基本台帳ベース）

区分	実績値（住民基本台帳）					
年	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
人口	75,163	—	—	—	—	69,594
区分	推計値（コーホート変化率）					
年	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
人口	68,321	67,048	65,775	64,502	63,229	61,938
区分	推計値（コーホート変化率）					
年	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)
人口	60,647	59,356	58,065	56,772	55,530	54,288
区分	推計値（コーホート変化率）					
年	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)			
人口	53,046	51,804	50,563			

注) 5年ごとの推計値の間の年は、等差で補間した。
実績値は各年9月末の値である。



資料図-4 コーホート変化率法による推計（住民基本台帳ベース）

資料表-5 コーホート変化率法による推計の諸元（住民基本台帳ベース）

人口実績

年齢区分	平成24（2012）年			平成29（2017）年		
	男	女	合計	男	女	合計
0～4歳	1,237	1,115	2,352	996	940	1,936
5～9	1,386	1,279	2,665	1,250	1,176	2,426
10～14	1,597	1,510	3,107	1,399	1,271	2,670
15～19	1,595	1,580	3,175	1,502	1,423	2,925
20～24	1,560	1,375	2,935	1,259	1,133	2,392
25～29	1,787	1,530	3,317	1,319	1,071	2,390
30～34	2,048	1,780	3,828	1,690	1,492	3,182
35～39	2,068	1,818	3,886	1,996	1,758	3,754
40～44	1,830	1,711	3,541	2,044	1,782	3,826
45～49	1,800	1,756	3,556	1,768	1,692	3,460
50～54	2,559	2,452	5,011	1,778	1,742	3,520
55～59	3,268	3,158	6,426	2,516	2,425	4,941
60～64	3,713	3,475	7,188	3,174	3,111	6,285
65～69	2,296	2,153	4,449	3,553	3,402	6,955
70～74	2,027	2,715	4,742	2,125	2,071	4,196
75～79	2,241	3,341	5,582	1,748	2,548	4,296
80～84	1,947	3,037	4,984	1,740	2,956	4,696
85～89	1,021	1,985	3,006	1,235	2,393	3,628
90～94	278	819	1,097	466	1,204	1,670
95～99	51	230	281	74	316	390
100歳以上	3	32	35	4	52	56
合計	36,312	38,851	75,163	33,636	35,958	69,594

5年変化率

年齢区分	H24（2012）→H29（2017）	
	男	女
0～4歳		
5～9	1.01051	1.05471
10～14	1.00938	0.99375
15～19	0.94051	0.94238
20～24	0.78934	0.71709
25～29	0.84551	0.77891
30～34	0.94572	0.97516
35～39	0.97461	0.98764
40～44	0.98839	0.98020
45～49	0.96612	0.98890
50～54	0.98778	0.99203
55～59	0.98320	0.98899
60～64	0.97124	0.98512
65～69	0.95691	0.97899
70～74	0.92552	0.96191
75～79	0.86236	0.93849
80～84	0.77644	0.88477
85～89	0.63431	0.78795
90～94	0.45642	0.60655
95～99	0.26619	0.38584
100歳以上	0.07407	0.19847

婦人子ども比 H24（2012）

男	女
0.373716	0.336858

婦人子ども比 H29（2017）

男	女
0.388607	0.366758

婦人子ども比

H24（2012）と
H29（2017）の平均

男	女
0.381162	0.351808

資料表-6 コーホート変化率法による推計値詳細（住民基本台帳ベース）

推計人口

年齢区分	平成29（2017）年			平成34（2022）年		
	男	女	合計	男	女	合計
0～4歳	996	940	1,936	734	678	1,412
5～9	1,250	1,176	2,426	1,006	991	1,997
10～14	1,399	1,271	2,670	1,262	1,169	2,431
15～19	1,502	1,423	2,925	1,316	1,198	2,514
20～24	1,259	1,133	2,392	1,186	1,020	2,206
25～29	1,319	1,071	2,390	1,065	883	1,948
30～34	1,690	1,492	3,182	1,247	1,044	2,291
35～39	1,996	1,758	3,754	1,647	1,474	3,121
40～44	2,044	1,782	3,826	1,973	1,723	3,696
45～49	1,768	1,692	3,460	1,975	1,762	3,737
50～54	1,778	1,742	3,520	1,746	1,679	3,425
55～59	2,516	2,425	4,941	1,748	1,723	3,471
60～64	3,174	3,111	6,285	2,444	2,389	4,833
65～69	3,553	3,402	6,955	3,037	3,046	6,083
70～74	2,125	2,071	4,196	3,288	3,272	6,560
75～79	1,748	2,548	4,296	1,833	1,944	3,777
80～84	1,740	2,956	4,696	1,357	2,254	3,611
85～89	1,235	2,393	3,628	1,104	2,329	3,433
90～94	466	1,204	1,670	564	1,451	2,015
95～99	74	316	390	124	465	589
100歳以上	4	52	56	6	73	79
合計	33,636	35,958	69,594	30,662	32,567	63,229

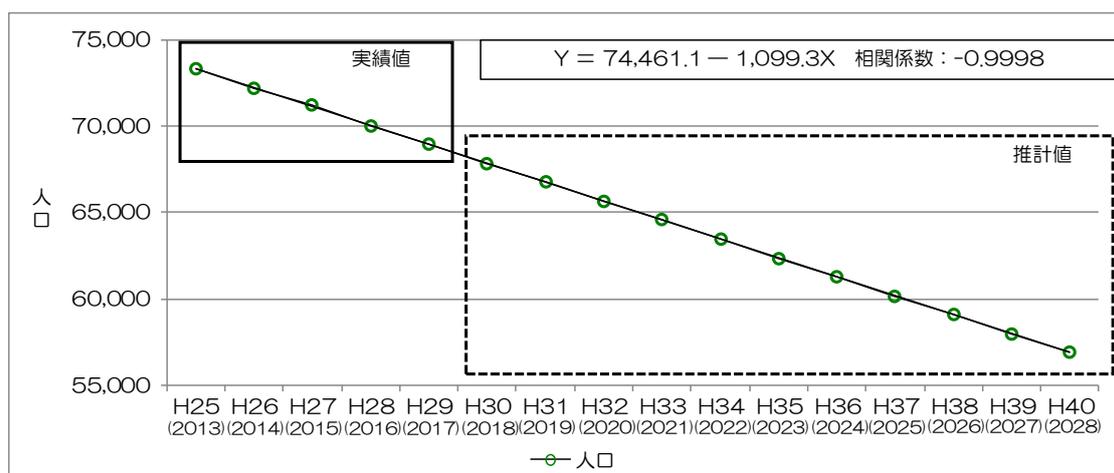
推計人口

年齢区分	平成39（2027）年			平成44（2032）年		
	男	女	合計	男	女	合計
0～4歳	631	582	1,213	550	508	1,058
5～9	742	715	1,457	638	614	1,252
10～14	1,015	985	2,000	749	711	1,460
15～19	1,187	1,102	2,289	955	928	1,883
20～24	1,039	859	1,898	937	790	1,727
25～29	1,003	794	1,797	878	669	1,547
30～34	1,007	861	1,868	949	774	1,723
35～39	1,215	1,031	2,246	981	850	1,831
40～44	1,628	1,445	3,073	1,201	1,011	2,212
45～49	1,906	1,704	3,610	1,573	1,429	3,002
50～54	1,951	1,748	3,699	1,883	1,690	3,573
55～59	1,717	1,661	3,378	1,918	1,729	3,647
60～64	1,698	1,697	3,395	1,668	1,636	3,304
65～69	2,339	2,339	4,678	1,625	1,661	3,286
70～74	2,811	2,930	5,741	2,165	2,250	4,415
75～79	2,835	3,071	5,906	2,424	2,750	5,174
80～84	1,423	1,720	3,143	2,201	2,717	4,918
85～89	861	1,776	2,637	903	1,355	2,258
90～94	504	1,413	1,917	393	1,077	1,470
95～99	150	560	710	134	545	679
100歳以上	10	107	117	12	132	144
合計	27,672	29,100	56,772	24,737	25,826	50,563

資料表-7 直線回帰分析法による推計
 (住民基本台帳ベース・年度末の値・生活排水処理基本計画用)

区分	実績値 (住民基本台帳)					
年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	
人口	73,355	72,234	71,222	70,059	68,946	
区分	推計値 (直線回帰)					
年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	
人口	67,865	66,766	65,667	64,567	63,468	
区分	推計値 (直線回帰)					
年度	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
人口	62,369	61,270	60,170	59,071	57,972	56,872

注) 実績値は各年度の年度末(3月末)の値である。



資料図-5 直線回帰分析法による推計
 (住民基本台帳ベース・年度末の値・生活排水処理基本計画用)

(2) ごみの将来予測

ごみの将来予測は、複数種類の回帰分析等を行い、最も相関係数の高いものを採用しました。

各予測で採用した予測式は、以下の通りです。

- ①一人1日当たりのごみ排出量：自然対数式 相関係数 0.6656
- ②資源化率：ルート式 相関係数 0.9783
- ③最終処分率：指数式 相関係数 0.9485

資料表-8 予測式の種類

区分	基本式
①等差級数	$Y = a \cdot X + b$
②直線	$Y = a \cdot X + b$
③指数	$Y = b \cdot a^X$
④べき乗	$Y = b \cdot X^a$
⑤自然対数	$Y = a \cdot \log_e X + b$
⑥ルート	$Y = a \cdot \sqrt{X} + b$
⑦分数	$Y = a / X + b$

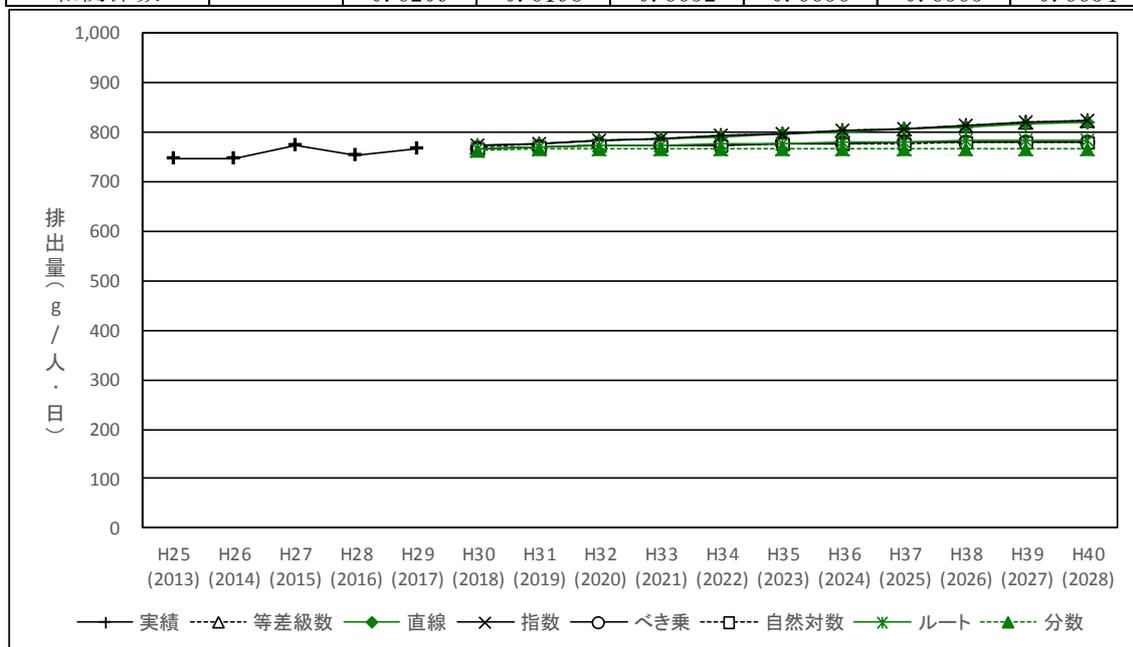
資料表-9 相関係数

相関係数 r の範囲	関係
$0.7 < r \leq 1$	相関が強い
$0.4 < r < 0.7$	中間の強さ
$0.2 < r < 0.4$	相関が弱い
$0 \leq r < 0.2$	相関がない

資料表-10 一人1日当たりのごみ排出量の予測詳細

【実績値】		【予測式】	
年度	排出量 (g/人・日)	① 等差級数	$Y=aX+b$
H25 (2013)	745	② 直線	$Y=aX+b$
H26 (2014)	747	③ 指数	$Y=ba^X$
H27 (2015)	774	④ べき乗	$Y=b(X+1)^a$
H28 (2016)	754	⑤ 自然対数	$Y=a\log_e(X+1)+b$
H29 (2017)	766	⑥ ルート	$Y=a\sqrt{X+b}$
		⑦ 分数	$Y=a/(X+1)+b$
ここで、Y=推計値、X=年度-25			

【推計値】							
年度	① 等差級数	② 直線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	⑥ ルート	⑦ 分数
H30 (2018)	771	772	772	768	768	768	765
H31 (2019)	777	777	777	770	770	770	765
H32 (2020)	782	782	782	772	772	772	766
H33 (2021)	787	787	787	774	773	774	766
H34 (2022)	792	792	792	775	775	776	766
H35 (2023)	798	796	797	776	776	777	767
H36 (2024)	803	801	803	777	777	779	767
H37 (2025)	808	806	808	778	778	781	767
H38 (2026)	813	811	813	779	779	782	767
H39 (2027)	819	816	818	780	780	784	767
H40 (2028)	824	821	824	781	781	785	767
係数							
a	5.250	4.900	1.007	0.017	13.069	10.478	-25.517
b	745.0	747.4	747.4	744.7	744.7	744.3	768.9
相関係数	—	0.6209	0.6198	0.6652	0.6656	0.6565	0.6634

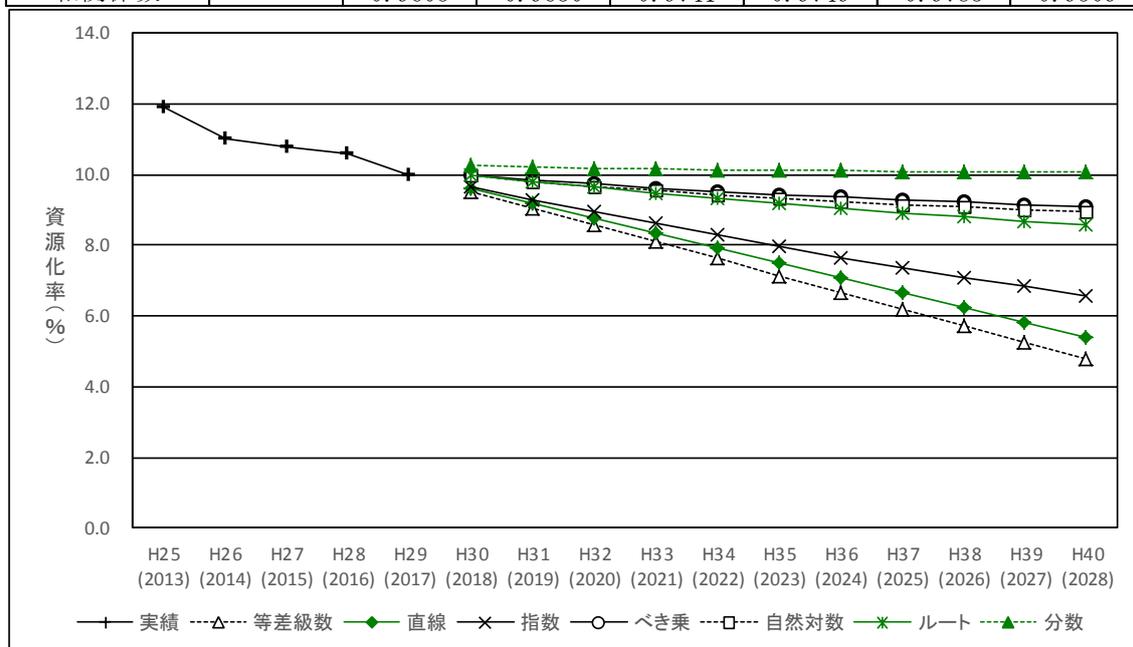


資料図-6 一人1日当たりのごみ排出量の予測詳細

資料表-11 資源化率の予測詳細

【実績値】		【予測式】	
年度	資源化率 (%)	① 等差級数	$Y=aX+b$
H25 (2013)	11.9	② 直線	$Y=aX+b$
H26 (2014)	11.0	③ 指数	$Y=ba^X$
H27 (2015)	10.8	④ べき乗	$Y=b(X+1)^a$
H28 (2016)	10.6	⑤ 自然対数	$Y=a\log_e(X+1)+b$
H29 (2017)	10.0	⑥ ルート	$Y=a\sqrt{X+b}$
		⑦ 分数	$Y=a/(X+1)+b$
ここで、Y=推計値、X=年度-25			

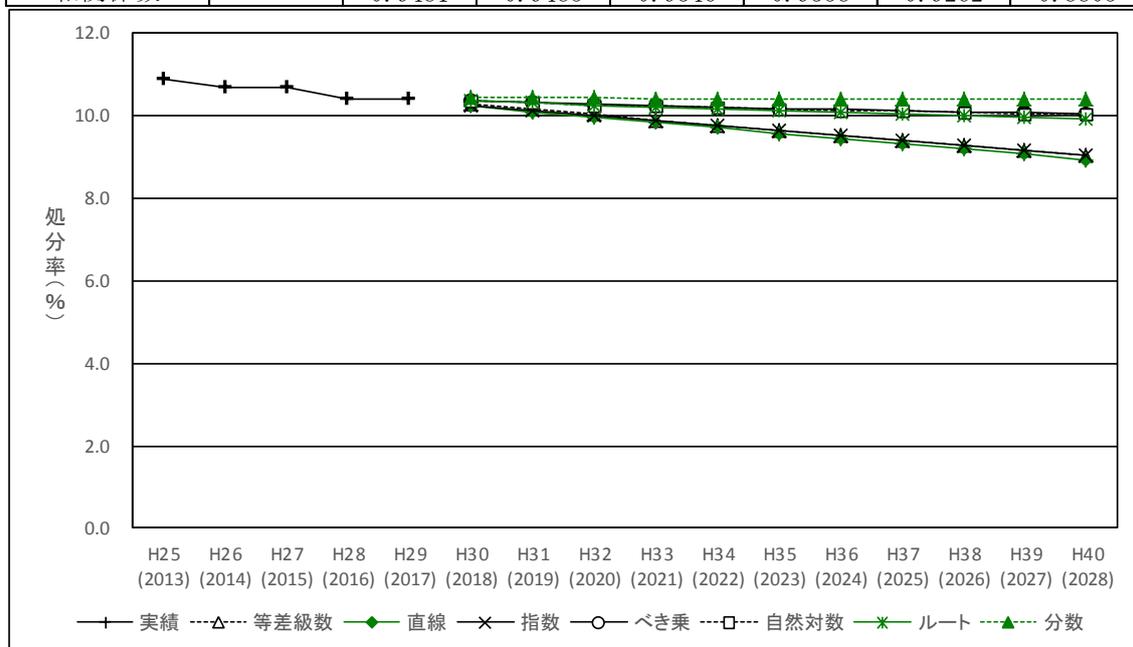
【推計値】							
年度	① 等差級数	② 直線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	⑥ ルート	⑦ 分数
H30 (2018)	9.5	9.6	9.7	10.0	10.0	10.0	10.3
H31 (2019)	9.1	9.2	9.3	9.9	9.8	9.8	10.2
H32 (2020)	8.6	8.8	8.9	9.7	9.7	9.6	10.2
H33 (2021)	8.1	8.3	8.6	9.6	9.5	9.5	10.2
H34 (2022)	7.6	7.9	8.3	9.5	9.4	9.3	10.1
H35 (2023)	7.2	7.5	8.0	9.4	9.3	9.2	10.1
H36 (2024)	6.7	7.1	7.7	9.4	9.2	9.1	10.1
H37 (2025)	6.2	6.7	7.4	9.3	9.2	8.9	10.1
H38 (2026)	5.7	6.2	7.1	9.2	9.1	8.8	10.1
H39 (2027)	5.3	5.8	6.8	9.2	9.0	8.7	10.1
H40 (2028)	4.8	5.4	6.6	9.1	8.9	8.6	10.1
係数							
a	-0.475	-0.420	0.962	-0.097	-1.061	-0.865	2.027
b	11.9	11.7	11.7	11.9	11.9	11.9	9.9
相関係数	—	0.9605	0.9630	0.9741	0.9749	0.9783	0.9509



資料表-12 最終処分率の予測詳細

【実績値】		【予測式】	
年度	処分率 (%)	① 等差級数	$Y=aX+b$
H25 (2013)	10.9	② 直線	$Y=aX+b$
H26 (2014)	10.7	③ 指数	$Y=ba^X$
H27 (2015)	10.7	④ べき乗	$Y=b(X+1)^a$
H28 (2016)	10.4	⑤ 自然対数	$Y=a \log_e(X+1)+b$
H29 (2017)	10.4	⑥ ルート	$Y=a\sqrt{X+b}$
		⑦ 分数	$Y=a/(X+1)+b$
ここで、Y=推計値、X=年度-25			

【推計値】							
年度	① 等差級数	② 直線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	⑥ ルート	⑦ 分数
H30 (2018)	10.3	10.2	10.2	10.4	10.4	10.4	10.4
H31 (2019)	10.2	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.4
H32 (2020)	10.0	10.0	10.0	10.3	10.3	10.3	10.4
H33 (2021)	9.9	9.8	9.9	10.2	10.2	10.2	10.4
H34 (2022)	9.8	9.7	9.7	10.2	10.2	10.2	10.4
H35 (2023)	9.7	9.6	9.6	10.2	10.2	10.1	10.4
H36 (2024)	9.5	9.5	9.5	10.1	10.1	10.1	10.4
H37 (2025)	9.4	9.3	9.4	10.1	10.1	10.0	10.4
H38 (2026)	9.3	9.2	9.3	10.1	10.1	10.0	10.4
H39 (2027)	9.2	9.1	9.2	10.1	10.1	10.0	10.4
H40 (2028)	9.0	8.9	9.1	10.1	10.0	9.9	10.4
係数							
a	-0.125	-0.130	0.988	-0.030	-0.319	-0.257	0.588
b	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.4
相関係数	—	0.9481	0.9485	0.9346	0.9358	0.9262	0.8805



4. 用語解説

【あ行】

○一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。

「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた紙ごみ、生ごみ等の「事業系ごみ」に分類されます。

【か行】

○合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。

○家電リサイクル法

正式には、特定家庭用機器再商品化法で、エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

○建設リサイクル法

正式には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

○公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

栗原市では、栗原市（迫川）流域関連公共下水道事業、栗原市（迫川）流域関連特定環境保全公共下水道事業、栗原市（単独）特定環境保全公共下水道事業が行われています。

○小型家電リサイクル法

デジタルカメラや携帯電話、ゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための各種の措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律です。

栗原市では平成 27（2015）年度から回収を開始し、市役所等に設置されたボックス回収、イベント開催時における回収、栗原市クリーンセンターに搬入されたごみからのピックアップ回収を行っています。

○固化ダスト

焼却過程で発生したばいじん（飛灰）を、最終処分場に埋め立てるために、薬剤で固化し、飛散、有害物質の溶出防止したものです。

【さ行】

○最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

○資源化物

再使用又は再生利用できる廃棄物のことです。古紙類、布類、びん・缶類、ペットボトル、プラスチック容器などがこれにあたります。

生ごみなども堆肥化などをすることで資源化物になります。

○資源集団回収

子ども会、町内会等の地域住民団体が、古紙やアルミ缶、びん類等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことをいいます。

○指定袋

栗原市指定ごみ収集袋のことをいいます。

○自動車リサイクル法

正式には、使用済自動車の再資源化等に関する法律で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

○し尿処理施設

水洗化されていないトイレ等から収集された生し尿・汚泥を処理し、公共用水域へ放流するための施設を「し尿処理施設」といいます。

○循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

○浄化槽汚泥

排水の処理に伴い、浄化槽の底にたまるものを「浄化槽汚泥」といいます。浄化槽の機能を維持するために定期的に引き抜く必要があります。

○食品リサイクル法

正式には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的としています。

○食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。売れ残りや食べ残し、期限切れ食品などがあり、生産、加工、小売、消費の各段階で発生します。

○3R（スリーアール）

「リデュース、リユース、リサイクル」であり、その中でもリデュース（ごみの排出抑制）は、循環型社会を構築していくために最も優先して取り組むべき事項であります。

栗原市では、ごみの排出抑制（リデュース）について、特にリフューズ（不要なものは買わない）とリペア（修理しながら使う）に重点を置き、3Rを「5R」として循環型社会の実現に取り組んでいます。

○生活排水

トイレ、台所、風呂等の排水を「生活排水」といいます。

なお、トイレからの排水以外の、台所、風呂等の排水を「生活雑排水」といいます。

○焼却灰

廃棄物を焼却したときに排出される灰分のうち、主に焼却炉底部から排出されるもので、無機成分、金属くずと未燃分になります。主灰、ボトムアッシュともいいます。

【た行】

○ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主としてものを燃やすところから発生し、処理施設で除去しきれなかった部分が大気中に排出されます。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告もあります。

○中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

○単位体積重量

ごみの比重のことをいいます。ごみ質分析において、容量がわかっている容器にごみを入れて、30 cm位のところから3回落とし、目減りしたら、さらにごみを入れて重さを計り、容器の容積で割った値をいいます。

【な行】

○生ごみたい肥化

家庭から出る生ごみや汚泥等の有機物を、微生物により分解し、肥料にすることです。電動式のものから段ボールで行う簡易なものなど家庭で取り組めるさまざまな方法があります。

○農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

【は行】

○廃棄物処理法

正式には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

○PDCA サイクル

Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）の頭文字をとったものをいいます。

計画や業務を常に見直ししながら進めることで、継続的な改善につなげることを目的とした管理手法です。

○不法投棄

廃棄物処理法に定めた処分場以外（主に山中や海、廃墟など人目につかない場所）に廃棄物を投棄することです。

【や行】

○容器包装リサイクル法

正式には、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】

○リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクルなどがあります。

○リターナブル容器 (生きビン)

ビールびんなど、回収後にきれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるものをいいます。

○リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

○リフューズ (Refuse)

不要なものは買わないことで、過剰包装などのごみとなってしまふものは買わないことによりごみの発生を抑制します。

○リペア (Repair)

物を修理して使い、長く使うことでごみの発生を抑制します。

○リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一度使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。



栗原市

第2次 栗原市一般廃棄物処理基本計画

平成31年 月 宮城県栗原市

発行：栗原市市民生活部 環境課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

TEL 0228-22-3350 FAX 0228-22-0350

E-mail : kankyo@kuriharacity.jp

URL : <http://www.kuriharacity.jp/>